

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第63号
2015. 6

目次

巻頭言

ICD NEWS創刊の頃—法整備支援活動の一層の発展を期待して—

大阪高等検察庁検事長 尾崎 道明…… 1

特集

第16回法整備支援連絡会
議事録

国際協力部教官 須田 大…… 6

1 開会挨拶…… 9

法務総合研究所長 赤根 智子

独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長 植嶋 卓巳

2 第一部 基調講演，質疑「ポスト2015と法の支配・ガバナンス」…… 12

講演者：デイビッド・マローン氏（国際連合大学学長・国際連合事務次長）

コメンテーター：横田 洋三氏（法務省特別顧問）

3 第二部 政府，支援実施機関による報告，質疑…… 35

国連開発計画 政策・プログラム支援局 法の支配，司法及びセキュリティチームリーダー

アレハンドロ・アルバレス氏

世界銀行 ガバナンス・グローバルプラクティス 法律顧問

ハイケ・グラムコウ氏

欧州委員会 国際協力・開発総局 ガバナンス，民主主義，ジェンダー，人権課長

ジャン・ルイ・ヴィル氏

外務省 国際協力局 政策課 課長補佐

濱田 摩耶氏

4 第三部 全体討議，質疑…… 65

モデレーター：慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘氏

5 総括・閉会挨拶…… 97

公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長 原田 明夫氏

資料…… 100

プログラム

法整備支援活動年表

報告資料

国際研修

第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官 内山 淳…… 147

第48回ベトナム本邦研修

国際協力部教官 川西 一…… 156

国際研究

第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官 甲斐 雄次…… 167

外国法令紹介

ベトナム新裁判所法，検察院法，企業法，投資法及び民事判決執行法の概要

JICA法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）JICA長期専門家…… 175

活動報告

～国際協力の現場から～

国際協力専門官 若生 耕介…… 194

ネパール連邦民主共和国における大地震で被災された方々へ…… 197

～ 巻頭言 ～



ICD NEWS 創刊の頃 —法整備支援活動の一層の発展を期待して—

大阪高等検察庁検事長

尾崎道明

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という）は、21世紀の始まりとともに、2001年（平成13年）4月1日に発足した。今年2015年は、15年目という節目の年である。

私は、ICDの創設と同時に、その最初の部長を命じられた。発足当初のICDの陣容は、教官及び国際協力専門官の双方を併せても僅か10名余りであった。それでも、部の創設には、予算要求や人員配置等において、様々な困難があり、「外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行う」専門の独立した部が設けられたのは、法務省のみならず、我が国全体にとって画期的なことであった。

それから満14年が経過し、ICDの陣容は、はるかに充実したものとなり、その活動の規模も飛躍的に大きくなった。私は、昨年7月に大阪高等検察庁検事長を命じられて、11年振りに再び大阪中之島合同庁舎で勤務するようになり、本年1月開催の第16回法整備支援連絡会には、ここ大阪の本会場に出席することができた。国連開発計画、世界銀行、欧州委員会の法整備支援担当者らによるパネル・ディスカッションに接し、国際社会において我が国による法整備支援の比重が高まっていることを実感し、感慨を禁じ得なかった。

今回、巻頭言執筆の機会を与えられたが、法整備支援活動の発展は著しく、この間、別の職務に就いていたため、その現状を述べ、あるいは、何らかの提言をするということは、私の能力を超える。そこで、2003年までICDに勤務していた当時に考えたことを以下に記し、責をふさぐこととしたい。私個人の回想ではあるが、今後の法整備支援活動の一層の発展のためにいささかなりとも参考になれば幸いである（なお、ICD発足前後を回想したものとして、山下輝年「唇歯輔車の関係～器（うつわ）を整える～」ICD NEWS38号23頁がある）。

2 ICD NEWS 創刊の頃

(法整備支援の基本方針と自由な議論)

ICD は、何の基礎もなく法整備支援活動を最初から始めたわけではない。JICA、法務省、法学者、弁護士等は、ベトナム、カンボジア等における民法、民事訴訟法等の起草支援、司法関係者の我が国における研修、各支援対象国におけるセミナー等を既に実施していた。ICD は、これまで法務省が行っていた研修等を引き続いて実施することはもちろんのこととして、今後、専門部局として、どのような活動分野を新たに切り拓いていくのか、多数の関係者が関与する我が国の法整備支援活動全体の中でどのような役割を果たしていくのかを問われていた。

外国からの支援要請は数多い。その中から何を優先して取り上げていくのか、民主主義という普遍的価値との関係をどのように考えればよいのか、財政支出を伴う法整備支援活動をすることによって我が国にもたらされるべき利益をどのように考えればよいのか、法学者、裁判官、弁護士等の他の法整備支援関係者の方々とどのように協力していけばよいのか、模索の日々であった。

これらの問題は、一挙に解答が得られるわけではない。しかし、試行錯誤を重ねつつも、議論を繰り返し、ICD の活動の一貫性を確保することが重要であると考えた。

私が高のために重視したのは、誤りの是正と創造的な発見を保障するものとしての自由な議論である。職員の間で支援活動の企画及び実施について可能な限り隔意のない徹底した議論がなされるよう配意した。自由な議論は、百パーセントすべて正しいことしか発言できないという雰囲気の下では実現しない、これも強調し続けたことの一つである。新しいことに挑むには、新しい発想がなければならない、私自身も、今までの発想を根本的に変えるつもりで議論に加わった。

開発途上国援助の企画と実施及びその効果の検証に広く用いられている PCM (プロジェクト・サイクル・マネジメント) の手法は、同じような考え方に立ち、支援国・被支援国双方の関係者が徹底的に議論することを求めている。教官の一人からの提案により、早速、教官、国際協力専門官が共にその研修を受けることとした。私も加わって、ある国における上水道の確保のための援助の企画を題材とした演習を受講したことを覚えている。参加者それぞれが大型のポストイットに上水道が確保されない原因、更なる原因、解決策、プロジェクト案等についての着想を次々と書き、それを大きな紙に貼り付けていきながら、議論を進めていくというものであった。その方法を知ることはもとより、そのような研修を受けること自体にも自らの意識を変える効果があったように思う。

(効果的な支援の形とは)

さて、それでは、どのような支援を企画して実施すればよいのだろうか。

それまで、法務省が行ってきた支援の中心は、いわゆる本邦研修、すなわち、対象国の関係者を我が国に研修員として招いて行う研修であり、しかも、そのテーマは、多くの場合、一般的・導入的なものであった。本邦研修が我が国の法制度とその運用の実際を示す上で重要であることはもちろんであり、それは今でも大きな比重を占めている。また、その内容や方法、他の支援プロジェクトとの有機的な連携等について、その後様々な工夫が重ねられていることと思う。しかし、当時の本邦研修については、そのテーマが多く一般的・導入的なものであったことを背景として、同じ研修員が何度も対象国関係機関により選ばれて研修に参加することが少なくなく、そのテーマごとに最も適切な研修員が選定されているのか疑問であること、一般的な知識の獲得に終わりがちであり、その国の法制度の改善に実際に役立つものかどうか検討の余地があること、効果が十分に検証できないことなど、多くの問題があった。振り返って見ると、当時のICDは、新たに、より効果的な支援の形を見出さなければならない過渡期にあったといえることができる。

このような支援形態を発見するには、何よりも調査が重要である。私自身も、ベトナム、カンボジア、ラオスに出張して、司法省、裁判所、検察庁、弁護士、商務省等の経済官庁、共産党中央委員会政治局、国連開発計画等の関係者からその実情を聞いた。市場経済の発展を目指すこれらの国においては、政権党による政治的・行政的命令によって社会全体を規律する仕組みを改め、自律的な市民社会の領域を作り出すことが必要である。そのためには、諸個人・団体が経済取引を始めとする活動を自由かつ安全になし得るための法制的なインフラストラクチャーを整備し、このような活動を促進する必要がある。しかし、現状を見ると、それに適合的な法規範が十分に制定されていないことはもとより、その実効性を確保し、権利を実現するための司法の機能が確立されていないこと、何よりもそれを支える人材が不足していることを痛感した。

このような経験に基づき、私自身は、裁判官を始めとする法曹の養成が取り分け重要であり、我が国の司法研修所教育を参考として法曹養成を支援することが有用ではないかと考えた。折しも、カンボジアに出張した際、裁判官及び検察官の教育を担う王立裁判官検察官養成校の初代校長から支援の打診を受け、これこそが今後の新たな支援形態への道を開くものではないかと考えるに至った。私は、このような着想を提供したにとどまり、間もなくICDを去ったが、その後、ICD教官が相次いで専門家としてカンボジアに派遣され、同校における教育を支援し、その並々ならぬ努力によ

って大きな成果が得られたことは、本当にうれしく、すばらしいことであると思う。

また、最近、ベトナムでは、我が国においては内閣法制局が担当しているような、整合性を保った制定法の立案をなし得る人材の養成が大きな課題として意識され、これを目的とする支援要請がなされているとのことである。故三ヶ月章東京大学名誉教授（法務省特別顧問）は、ICDの活動に特別の理解を示され、常々私どもに貴重な示唆を与えてくださったが、法制度の整備を、法規範、法機構、法主体（法律家）の三側面に分け、法主体の養成の困難さと重要性をつとに指摘しておられた（「アジア諸国の法整備に対する支援と協力～一法学者による若干の感想と展望～」法律のひろば54巻10号44, 46頁（2001年10月））。その指摘の重さを改めて思う。

（連携と発信）

人の動きを作り出し、それを一つにまとめ上げていくためには、広場（フォーラム）が、そして、媒体（メディア）が必要である。

ICDに勤務して、まず強く感じたのは、法学者や弁護士の方々が広く法整備支援活動に関与し、成果を上げていることであった。ICDも、もちろん、国の機関として重要な支援活動を行っていることには違いがないが、その独自の活動を一層充実させていくと同時に、継続的に法整備支援活動を行う国の組織として、我が国関係者が行う法整備支援活動全体にどのような貢献をなし得るのか、それを考える必要があった。

既に毎年開催されていた法整備支援連絡会を上記のようなフォーラムとしてどのように充実させていくのか、教官、国際協力専門官とともに知恵を絞った。法整備支援関係団体・関係者の情報を一つにまとめること、法整備支援関係者の意見交換の場を作り出すこと、そのための内容や方法を工夫した。

これに関連して、メディアも発刊することにした。ICD NEWSがそれであり、当初隔月に刊行した。支援対象国の法制度及び法整備支援活動の現状と課題に関する、内容に富むメディアを創り出すこと、それによって、法整備支援関係者の連携とその活動の企画及び実施を助けること、法学者、法律実務家、また、研修等の運営に当たっている国際民商事法センター（ICCLC）の関係者を始めとして、これらの国における法制度や法整備支援活動の実情に関心を持つ方々に情報を提供すること、これらを目的とするものである。名称や体裁を議論したのも、今はなつかしい思い出である。限られた陣容で作成することも考慮して、できる限り具体的な情報をそのまま迅速に提供すること、外部執筆者による寄稿の拡充に努めることなどを旨とし、法務省の部内誌ではなく、我が国の法整備支援活動全体のためのメディアを目指すことにした。

今、2002年1月の創刊号を見ると、坂井一郎法務総合研究所長（当時）が巻頭言において「願わくは、この冊子が、将来的には、単なる部内誌に終わることなく、

できれば外部からの投稿等も得て、幅広い方々の支持を得られるよう、その一層の充実を図りたい」と述べ、この趣旨を明らかにしている。その後、実際に、外部からの投稿や派遣専門家による研究成果等が掲載され、法学者の研究論文にもその引用が見られるようになった。また、英語版も発刊されるに至っている。創刊後間もなく、この ICD NEWS に ISSN（国際標準逐次刊行物番号）を取得し、「LAW FOR DEVELOPMENT」との副題を付したのも、このような思いからである。そして、本稿を「ICD NEWS 創刊の頃」と題したのも、同じ思いによる。

3 おわりに

教えることは、すなわち学ぶことであるという。2年間という短い間ではあったが、ICD 勤務によって学んだものは大きかった。今後も、ささやかながら法整備支援活動に何らかの形で貢献していきたいと思う。ICD がますます発展すること、また、我が国の関係者による法整備支援活動が更に充実したものとなり、法の支配の確立に一層寄与することを心から祈り、筆をおく。

～ 特集 ～

第 16 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

須 田 大

第 1 開催状況

日 時 平成 27 年 1 月 23 日（金）午前 9 時 40 分から午後 6 時まで

場 所 大阪会場：法務総合研究所国際協力部「国際会議室」

東京会場：独立行政法人国際協力機構（JICA）本部 228, 229 会議室

テーマ 「ポスト 2015 時代の法整備支援」

式次第 後掲資料「プログラム」参照

出席者 174 名（大阪会場 140 名，東京会場 34 名）

第 2 第 16 回法整備支援連絡会の概要

1 はじめに

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，平成 12 年（2000 年）以降，法制度整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として，法整備支援連絡会を開催しています。16 回目を迎えた今回の法整備支援連絡会は，「ポスト 2015 時代の法整備支援」と題し，当研究所国際協力部国際会議室をメイン会場，JICA 本部会議室をサテライト会場として行い，大阪のメイン会場だけでも 150 名近い参加者が集う盛況な会合となりました。



2 第 16 回法整備支援連絡会のテーマ

平成 27 年（2015 年）は，国連ミレニアム宣言に基づき国際社会の共通目標として定められたミレニアム開発目標の最終年に当たります。そして，本年以降の開発目標，

「ポスト 2015 開発アジェンダ」を巡る議論では、我々、法制度整備支援に関わる者に関係が深い「法の支配（ルール・オブ・ロー）」「良い統治（グッド・ガバナンス）」が持続的かつ包摂的な発展のために重要であるとの認識の高まりを受け、これらを新たな開発目標等として位置付けるか否かを含めて活発な議論が展開されています。

また、日本国内でも、近年の開発援助を巡る様々な状況の変化を踏まえ、ODAの在り方が議論される中、発展の基盤となる法の支配やガバナンス確保の実現に貢献する法制度整備支援が注目度の高い分野となっています。

そこで、我が国の法制度整備支援が、特に開発目標との関わりという観点から、今後、どのように発展し、更なる進化を遂げていくべきであるかなど、中長期的な法制度整備支援の在り方を考えるには最適な時期であると考え、今回の法整備支援連絡会でのテーマを「ポスト 2015 時代の法整備支援」としました。

3 プログラムの構成

上記のようなテーマを考えるに当たっては、我が国の国策としての開発援助の動向に加えて、国際連合における議論等を理解し、我が国以外の支援機関の活動状況や活動の方向性等を知ることが有益であると考え、第一部では、国際連合大学学長・国際連合事務次長のデイビッド・マローン氏をお迎えし、「ポスト 2015 と法の支配・ガバナンス」をテーマにした基調講演と、横田洋三法務省特別顧問をコメンテーターにお迎えしてのトークセッションを行い、第二部では、外務省から ODA 大綱改定の動向を御説明いただくほか、国連開発計画、世界銀行、欧州委員会の各機関から法・司法分野の専門家をお招きし、各機関における取組の現状や活動の方向性について発表していただき、第三部では、第二部の発表者をパネリストに、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生にモデレーターをしていただき、ポスト 2015 時代における法制度整備支援の在り方について議論していただくという三部構成で実施しました。

4 プログラムの内容紹介

(1) 第一部について

第 16 回法整備支援連絡会の目玉である第一部において、マローン氏は、ミレニアム開発目標が定められるに至った背景事情から解きほぐして講演して下さり、「我々と違う歴史を持つ社会にアプローチするときには、高いレベルの謙虚さで臨み、相手から自分も学びたいという姿勢でいること」や、「その地域における需要が何であるかをしっかり理解すること」の重要性を強調されました。そして、発展途上国等における法の支配の促進・実現には困難があるが、その重要性を啓蒙していくことは必要であるとして、開発における法の支配の重要性についても触れられました。また、横田特別顧問のコメントでは、法の重要性、すなわち法の支配は経済活動の基本となることが指摘され、更に、マローン氏から、日本が高い信頼を得ている東南アジアでの

法・司法分野の支援は大きな意味合いを持ってきたとの評価もいただきました。マローン氏の講演，横田特別顧問とのトークセッションを通じて，改めて，開発において我々が採るべきスタンス，我々の活動分野の重要性を認識することができました。



(2) 第二部，第三部について

第二部では，国連開発計画，世界銀行，欧州委員会，日本の外務省から御発表いただき，それに基づき，第三部のパネルディスカッションが行われました。第二部において，いずれの機関からも，法の支配やガバナンスの実現が重点分野の一つであることが指摘され，第三部のパネルディスカッションでは，法の支配の達成は非常に大きな課題であり，それをどのように実行・実現していくかについては，相手国や人々のニーズに応えるという姿勢を基本に，具体的に議論を進めていく必要があります，より多くの参加者による協力が必要であることが確認されました。



(3) 議論の詳細について

プログラムの全体を通じて，有意義かつ大変興味深い議論がなされておりますので後掲の議事録をお読みいただければと思います。

第3 第17回法整備支援連絡会のお知らせ

第17回法整備支援連絡会は，平成28年1月22日（金）を予定しています。皆様，是非御参加ください。

第 16 回法整備支援連絡会議事録

○須田 御来場の皆様、おはようございます。本日は第 16 回法整備支援連絡会に御来場いただきまして、誠にありがとうございます。

法務総合研究所国際協力部教官の須田と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は、ここ大阪会場だけで例年にも増して多くの方に御参加いただいております。御希望を募った段階では 150 人程度の方々にお集まりいただけるという予定で準備してまいりました。御来場いただきました皆様に改めて感謝申し上げます。

○司会 御来場の皆様、本日は御参加いただきありがとうございます。

ただ今より、第 16 回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部副部長、柴田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

本日はこの大阪会場と東京の JICA 本部とをテレビ会議システムで結びまして、東京からも質疑応答やディスカッションに御参加いただくことになっております。

東京会場は音声聞こえていますでしょうか。

○野瀬（東京） はい、聞こえております。

東京会場での進行役を務めます法務総合研究所国際協力部教官の野瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、初めに、本連絡会の主催者であります法務総合研究所所長、赤根智子より開会の辞を述べさせていただきます。赤根所長、よろしくお願ひいたします。

1 開会挨拶

○赤根 皆様、おはようございます。(拍手)

法務総合研究所長の赤根と申します。第 16 回法整備支援連絡会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。特に、基調講演をしていただきますデイビッド・マローン様におかれましては、国連関係のお仕事等で非常にお忙しい中、ここ大阪の会場まで足をお運びいただき、誠にありがとうございます。法務省の特別顧問をしていただいている横田洋三先生にも、御多用のところ御参加いただき感謝申し上げます。また、ゲストスピーカーとして御参加いただくアレハンドロ・アルバレス様、ハイケ・グラムコウ様、ジャン・ルイ・ヴィル様におかれましては、遠路はるばる日本まで来ていただきありがとうございます。

御覧のとおり、今回は、本国際会議場に臨時席を設けるほどたくさんの方々に御出席をいただいております。また、東京の会場にも多数の方にお集まりいただいております。我々主催者だけでなく、本連絡会にお集まりいただいた方が皆、マローン様の御講演、ゲストスピーカーの方の御発表を大変楽しみにしております。

第16回を迎えました今回の法整備支援連絡会におきましては、「ポスト2015時代の法整備支援」というテーマを掲げました。御存じのとおり、本年2015年は国連ミレニアム宣言に基づき、国際社会の共通の目標として定められたミレニアム開発目標の最終年に当たります。そして、本年以降の開発目標、いわゆるポスト2015開発アジェンダをめぐる議論におきましては、私どもの活動に深く関係する法の支配、そしてグッドガバナンス等の項目が、同アジェンダの中に明確に位置づけられるか否かも含めて活発な議論が展開されているところです。

また、国内に目を向けますと、我が国においても、近年の開発援助をめぐる様々な状況の変化を踏まえODA大綱の見直しが進められており、その議論の中でも、発展の基盤として法の支配やグッドガバナンスの重要性が認識され、これらの実現に貢献する法制度整備支援が注目度の高い分野となっております。このような状況を踏まえ、我が国の法制度整備支援が、特に開発目標との関わりという観点から今後どのように発展し、更なる進化を遂げていくべきであるかなど、中長期的な法制度整備支援の在り方を考えてみたいということで、今回の法整備支援連絡会のテーマを「ポスト2015時代の法整備支援」といたしました。

我々法制度整備支援に関わる者にとっては大変関心のある重要なテーマである反面、やや大きな漠とした問題を含んでおりますし、国連等、世界的視野が必要とされ、これから始まる将来に向けてのテーマであるということから、やや把握が難しい点があるテーマだと感じております。

そこで、本連絡会では、会場の皆様全体が一緒になって考えることができるよう3部構成をとって進めていくことにいたしました。

第一部では、国際連合大学学長及び国際連合事務次長を務められておられますデイビッド・マローン様をお迎えし、「ポスト2015と法の支配・ガバナンス」をテーマにした基調講演と、法務省の横田洋三特別顧問をコメンテーターにお迎えしてのトークセッションをお願いすることになっております。

マローン学長におかれましては、平和構築や安全保障問題に対して深い造詣をお持ちであり、開発途上国における政策関連の研究支援や資金提供を行うカナダ国際開発研究センターの総裁や、国連の重要ポストを歴任されておられます。この豊富な経験と深い見識を基に、開発援助分野における法の支配やガバナンスの意義について幅広

い観点から有益なお話をしていただけるものと思います。

そして、引き続き横田先生とのセッションで、このテーマがより具体的になり、会場にお集まりの次の時代を担う若い人々にとっても自分自身の課題として身近に感じられるようになるものと期待しております。

また、第二部では、外務省の濱田摩耶様から ODA 大綱改定の動向を御説明いただくほか、他の開発援助機関における法司法分野の専門家として、国連開発計画からアレハンドロ・アルバレス様、世界銀行からハイケ・グラムコウ様、欧州委員会からジャン・ルイ・ヴィル様をお迎えし、各機関における取組の現状や活動の方向性について発表いただくことにしております。

そして、第三部では、第二部での幅広い情報共有を受けまして、引き続きこの4名の方をパネリストに、そして慶應義塾大学の松尾弘先生にモデレーターをしていただき、ポスト 2015 時代における法制度整備支援の在り方について深くディスカッションをしていただきたいと思いますと考えております。会場の皆様にもディスカッションに積極的に御参加いただきまして、本日の連絡会が活発で実りの多いものになることを心から期待しております。

最後に、本連絡会に御後援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、その他の多くの皆様より、日頃から当法務総合研究所の活動に多大なる御支援を頂戴しておりますことに改めて深く感謝を申し上げますとともに、本連絡会が我が国関係者による法制度整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

続きまして、共催者であります JICA 産業開発・公共政策部の植嶋卓巳部長より開会の辞を述べさせていただきます。お願いします。

○植嶋 御紹介にあずかりました JICA の植嶋と申します。おはようございます。

本日、法務省法務総合研究所とともに、第 16 回法整備支援連絡会を開催することができ大変喜ばしく思います。JICA を代表し、開催に御尽力いただいた関係者の皆様に対して心からお礼を申し上げます。

本日のテーマ「ポスト 2015 時代における法整備支援」は、開発援助を組織の使命とする私たち JICA にとって極めて重要な意義を持ちます。なぜならば、このテーマは、なぜ JICA は法整備支援を行うのかという基本問題を問うにほかならないからです。これまで JICA は、法務省を始めとする日本国内の関係者の御協力を得て、法の支配の促進を目的にルール整備、法運用組織の機能強化、リーガル・エンパワーメ

ント、そして人材育成といった四つの領域で支援を行ってまいりました。約20年間にわたる協力を通じて、私たちは開発途上国の多くに非常に優秀な人材を育成し、途上国における法の支配の促進と定着に大きな貢献をしてきたと確信しています。しかしながら、今、私たちは、これまでの協力活動を原点に戻って見つめ直すことが求められています。法整備支援の根拠となる開発協力の理念やゴールをめぐる議論が国内外で今まさに行われているからです。

国内では日本政府の新しい開発協力大綱が、そして国際社会では新しい開発アジェンダに関する議論が進んでいます。この意味で、本日、国際社会の重要なパートナーである国連、世銀、EUの方々から様々なインプットが得られることは大変意義深いことと考えます。

私たちが今後取り組まなければならない最も重要なことは、法整備支援と開発のゴールの関係性をより深く考えることです。例えば、新しい開発協力大綱の案では、人間の安全保障が開発協力の基本理念として明確に位置づけられています。私たちが協力して整備した法令や育成した人材が、人間の安全保障の実現、具体的な権利の保障に役立っているかレビューすることが一層重要になるでしょう。また、国際社会とのパートナーシップについても、これまで以上に注意深くなる必要があります。日本の法整備支援を開発のゴールの達成に結びつけるには、開発パートナーとの相互補完関係が不可欠であるからです。このほかにも深く考えなければならないことは多々あると思いますが、重要なことは、この法整備支援のゴールをより明確にし、戦略的な支援を行うことだと考えます。

本日の連絡会が、開発アジェンダに関する国際的なトレンドを確認し、新しい時代における法整備支援の在り方を考えるよい機会となることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

2 第一部 基調講演、質疑

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今より第一部に入りたいと思います。

第一部では基調講演といたしまして、国際連合大学学長であり国際連合事務次長でもありますデイビッド・マローン先生と法務省特別顧問の横田洋三先生から「ポスト2015 開発アジェンダと法の支配・ガバナンス」についてお話をいただきます。

それでは、マローン先生、横田先生、壇上をお願いいたします。(拍手)

まず、私からお二人の略歴について簡単に御紹介をさせていただきます。

マローン国連大学学長・国連事務次長はカナダの御出身で、国連経済社会理事会カ

ナダ代表、国連代表部大使を歴任された後、2008年から2013年までカナダ国際開発研究センター総裁を務められました。そのほか、カナダ外務・国際貿易省政策・国際機関・地球規模問題局局長、国際平和アカデミー（現国際平和研究所）の所長、外務・国際貿易省次官補、駐インド高等弁務官、ブータン及びネパールの非常駐大使などの要職を歴任されております。このほか、平和と安全保障問題、また国際開発に関する論文や著書の執筆も精力的に行っておられます。

次に、横田洋三先生の略歴について御紹介いたします。横田先生は、世界銀行法律顧問、国際基督教大学教授、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、中央大学法学部・法科大学院教授などを経て、現在は法務省特別顧問を務めておられるほか、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長としても活動されております。そのほか、国連、国際労働機関などの委員も務められました。

それでは、まず、マローン先生からお話をいただきたいと思っております。マローン先生、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○マローン 皆様、ありがとうございます。このように、大阪に伺うことができうれしく思います。

まず、開発に関して言える最初のことですが、開発の現実には実は謎であるということです。我々はそれを理解していません。苦労しています。そして、我々が採択しているプログラムの結果に関しては分かっていません。そして、良いものよりは悪いものもあります。しかし、宗教のようです。立ち止まって私どもの活動あるいは信念に関して自問することはありません。私どもの信念、そして活動を自問していません。そこで、このようなセミナーが非常に重要なのです。私どもが、プロとしてどのような形であっても仕事をするに当たって、開発の分野で仕事をするには重要です。

そして、西欧諸国の問題の後、日本もですが、近年ありましたが、経済学者はしばしば非常に信念を肯定的に考えています。しかし、実は、アドバイザーとしてはそれほど信頼性があるとは限りません。政府に対して、個人に対してです。しかし、私どもは、専門家に対して開発に関して非常に信じております。非常に強い信憑性があると考えております。

私の申し上げたいことの一つは、我々の社会とは違う社会にアプローチするとき、非常に違う歴史を持つ人々の社会にアプローチするときには、非常に謙虚にオープンに学ばなくてはならないということです。彼らに教える、これらの社会の人に対してどうすべきだと教えるのではなくてです。そして、人に何をすべきか教えるというのは、うまくいけば経験を共有し、あるいは自分の国でうまくいっているときにはうまくいっているようだというものを共有する。自国でもうまくいかないこともある

のですが。そうすることも役に立つことはあるのですが、しかし、ほかの社会にどうすべきだと教えるという考えは妄想的です。そして、余り役にも立ちません。なぜならば、そのような道筋は我々のパートナー国が余り機嫌よくありませんし、その結果、我々も余り幸せではありません。そこで、高いレベルの謙虚さ、そしてまた継続的なオープンさ、自分も学びたいという姿勢が非常に重要だと思います。

幾つか例を申し上げます。数年前、私は、インドで暮らしておりました。そして、インドにおけるカナダの支援プログラムは、成功と失敗、ディザスター、よくあるように予算を無駄にしたりなど色々ありましたが、最後はかなりうまくいきました。10箇年のパートナーシップをインドのグループと結んだのです。インドのグループがリーダーシップをとってくれました。そして、代替的なエネルギー源の実験をしました。幾つかの実験が設計されました。インドの様々な地域でです。興味深かったのは、それらが成功したかしなかったかではありませんでした。では何が興味深かったのでしょうか。このプログラムに関して意図されていなかった結果、我々をびっくりさせたものが興味深かったのです。

インド西部のチベット高原のラダック地方というところに、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、非常に隔離された村がありました。そこは、標高4,500メートルの場所にあり、日差しが強く、余り雲がありませんでした。そこで、場所としては太陽光エネルギーをやるには最適と思われました。非常に経済性の悪いソーラープロジェクトが立ち上がりまして、コストがインドの市民にとってははるかに高過ぎる、でも大丈夫、実験だからということでした。単に何がうまくいくかうまくいかないかを試してみたかっただけだったわけです。

そして、初期になされた意思決定の一つが、コストの高い割合を現地の消費者に転嫁することでした。このコミュニティの電気代はラダック地方の州都レーよりもはるかに高くなっていました。州都は100キロから200キロほど離れたところにあつたのですが、そこよりもはるかに高い電気代が請求されることになり市民の反応がどうなるか、やってみないと分かりませんでした。

驚かされたのは、このコミュニティの人々が、豊かなコミュニティでは決してなかったのですが、ちゃんと電気代を払ったことでした。なぜそれがびっくりすることであつたのでしょうか。インドでは、貧しい人は実は電気代をほとんど払わず、電気を盗んでしまいます。グリットから電気を盗むことができるからです。彼らは貧しいのでごく自然なことであり、さして驚くことでもありません。

そんな中、電気代が高いのに、人々がプレッシャーなしで定期的に自主的に払ってくれていることは驚くべきことでした。そして、なぜ電気代を払っているのか調査・

インタビューをしたところ、それは国全体のことを考えるとインド政府にとっては非常に重要な答えだったのですが、「私たちが支払うのはサービスが優れているからです、サービスが良くなければ払いません」という答えでした。非常にベーシックに聞こえるかもしれませんが、この村の村民の答えから学ぶことは大いにあります。なぜならば、インドにおける電気サービスというのは非常に劣悪なものだからです。これも考える価値ありです。インド政府あるいは州政府にとってです。

そして、二つ目、もう少し違う代替エネルギープロジェクトですが、カルカッタに行きフェリーに乗ってベンガル湾を渡りますと、インドで最も美しい場所、スندانバンス島に到達することができます。非常に美しい自然が見られます。ここは虎の保護区でもあります。そして、島の一つにかなり人がたくさん住んでいます。このかなり人口密度の高い島の端の方に、二つの興味深いものがあります。一つ目がヒンズー教徒にとって重要な寺院です。

そして、二つ目が、三つの割と孤立している風車です。風車では、かなり限られた量の電力を発電しています。さて、このかなり限られた量の電力に関して島の端に住む現地の住民はある選択を与えられました。1日6時間しか提供できない電気をどの6時間提供するのがいいですかという選択です。そして、島民が選んだのは、季節にもよりますが大体午後5時から夜11時までの6時間でした。そして、二つの主要な結果が生まれました。このコミュニティが、電力を定期的に夜に信頼性の高い形で得られた結果です。一つ目は驚かれないと思いますが、このコミュニティにおいて学校の成績が、子供たちの成績が良くなりました。何人かの子供たちは島を出て高等教育を得ることができました。より良い高校で、そして何人かは大学にさえ行った子もいたかもしれません。それは別に驚きではありません。

しかし、二つ目の副作用ですが、これは少なくとも我々にとってはかなり驚きでしたが、電気が提供されたコミュニティでかなりDVが減りました。なぜこのように画期的にDVが減ったのでしょうか。調査がなされました。そして、すぐに分かったことですが、何が起きたかといいますと、これらの村々では以前はテレビが自家発電で1台しかありませんでした。通常は、その村のカフェ、バーでテレビが1台しかなかったのですが、しかし、その後それぞれの家庭が安いテレビを購入し始め、インドの楽しいテレビを自宅で楽しんで、スポーツを見てクリケットを見たりすることができまして、バレーボールのパフォーマンスとかも観戦することができるようになりました。そして、家庭の男性が家にいたわけです。バーで酔っ払わなかったわけです。このおかげでかなりDVが減りました。これは全く予知されていないことでしたが、非常にいい結果でした。これは非常に悪い結果になる可能性もあり、結果が事前には分

かりませんが、この場合には非常に良い結果でした。村の子供たちにとっても良い結果がありました。

そして、この二つの例を申し上げたのは皆様と共有したかったわけです。開発を社会で、計画をほかの国で始めたときには、結果がどうなるのかは分かりません。私たちも分かりませんし、その国においても結果がどうなるかはもちろん分かりません。

発展途上国の人たちは、私たちよりも、カナダ、ヨーロッパの人たちよりも礼儀正しいことが多いです。日本の方は礼儀正しいかもしれませんが。そうしたときに、私たちが何か良いと思ったことを教えにいく、そうすると礼儀正しくそれに対応してくれます。良いアイデアですねと言ってくれたり、それによって何か良いことが起こるかもしれない、学ぶことがあるかもしれない、仕事が生まれるかもしれないと言ってきて、とても親切な形で答えてくれます。それはやりたくないですなどは失礼だからと言ってくれないわけです。私たちが何を提供したいかということのをベースとして物を提供するとそういうことになります。そうすると、実際彼らのためにはならないことを提供してしまうことだってあるわけです。開発に関して、そうした動きの中で困ったことがよく起こります。需要と供給が合わないことが多いのです。私たちが、十分にその地域における需要が何であるかを理解しようとせずに、こちらで勝手に何を提供するか決めてしまいがちだからです。

あと、もう一つ、開発援助において、発展途上国においてがっかりでは困るわけですが、私たちにしても予想した結果より芳しくない結果が生まれることもよくあります。

横田先生は、国際法そして開発法の専門家としてミシガンのロースクール、それから東京大学のロースクールというすばらしいところで勉強されたので、どんなコメントをいただくのかちょっとびくびくしているのですが、それは後ほどということ。

国連における開発というのは、UNDP ということに難しい位置づけにあると思います。国連が最初につくられたとき国連の憲章を見ても分かるように、1945年時点では開発、今言うところの植民地時代後の開発についてそんなに深く考えられていたわけではありませんでした。当時は、第二次大戦からの復活ということが優先項目でした。

植民地時代が終わったこの時代、私たち、当時、1948年にサンフランシスコに集まった者たちが予想したよりもずっと早い展開を示しました。国連においても、この脱植民地化に深く関わることになりました。そして、アメリカが、特にこの動きをしなければいけないと言ったことがその背景にあります。また、世界中が戦後はアメリカの言うことを聞かなければいけないような状況にあった、借りがあったというのも

その当時の事情でした。

国連が創設され、そしてIMF、また世銀がその1年前に既に始まるということが分かっていた。ということで会議が開かれて、そして国際的な援助を行う仕組み、考え方が生まれてきたのです。ただ、開発において世銀がどういう役割を果たすのかについては、まず最初に再建を行う、そして開発は二の次という考え方であり、随分後になって開発をとということでした。

IMFを通じて、1944年、新しい国々、つまり将来的な国をどうしていくのかということを考えることになりました。国連においては、開発としてはなかなか深い関わりをすることが最初にはできなかった。実際にはいろいろな概念としての可能性はあったのですが、具体的な考え方というのは生まれていませんでした。ということで数々のプログラム、それからエージェンシー、基金、ファンドなどが立ち上げられました。そこで、開発に対して取組をしようということになったわけです。

UNDPがとりわけ開発に力を入れるということになりましたけれども、国連の基金、そしてエージェンシーがたくさんつくられた、そして乱立をしたということ。さらに、その後何年にもわたってそうした取組が続く一方で、ドナー、献金国からの資金は非常に限られていたということがあります。多くの機関が、お互いの資金をめぐって競争する立場となりました。それから、流行に影響を受けやすくなったのです。資金提供国が人道援助の活動に関心を持つときには——これは25年ぐらい前のことになりましたけれども——皆、寄ってたかって人道に関する活動をしよう、そして人道救援を行おうという流れが生まれました。

競争、それから国連の各部局における矛盾が生まれてきた。皆、自分の仕事は何であったとしても、その流行に乗っかって作業や取組を進めようとするようになりました。そして、開発において問題児となってしまったんです。世銀の仕事というのはより狭いものでした。ということで、そこは比較的うまくできた。また、資金も国連よりもずっと潤沢だったというのがあります。さらに、市場において資金を集めることも世銀にはできた。国連はそれはできませんでした。

IMFの発展に対する貢献は、ほぼ規範的な側面を持つものであり、健全な経済運営ということを中心としていました。健全な経済運営ということですが、それもいろいろな意味を持ち得るわけです。IMFも、欧州の危機に関しては2008年以降苦慮しています。というのは、これまで発展途上国に説教をしてきたところが、自分が問題となったときには、ヨーロッパはそれに対して、つまりIMFの勧告に対してなかなか耳を傾けようとしなかったからです。そこで、この機関にも矛盾、それから難しいところが多々出てきました。

なぜ、このような話をしているかといいますと、背景を理解することが大切だからなのです。ミレニアム開発目標が生まれるきっかけとなった動き、この目標がそもそもどのようにして作られてきたかが大切です。1980年代末、それから90年代初めにかけて、全般としての開発そのものがなかなかターゲットに向かって思ったように進まないということで、もっと具体的な目標を作ろう、そして具体的な尺度で測れるようにしようということになりました。大きな目標あるいは変革の中で野心的には見えるけれども、できたかできなかったかの評価がしやすいものを見つけようということになりました。そうした考え方が人々の関心を集めるようになったのです。これは、途上国も例外ではありませんでした。彼らも目標を設定しやすい方が良いという気持ちがあったのでしょう。そして、1970年代、80年代までに資金提供国と発展途上国との国連における経済問題、開発における関係はかなりこじれたものとなっているように見えました。

そして、そこからカンクンサミットに突入したわけです。1980年か81年頃のことだったかと思うんですけども、そのカンクンサミットにおいて、資金提供国は開発によって当時非常に重要な役割を果たしていたのですが、露骨な発言をするようになりました。サッチャー首相がいて、そしてレーガン大統領も選出されたところでした。それから、率直な話がそこで行われるようになりました。それなりに実を結びそうなところだけに資金を提供する方が良いのではないかというようなアイデアが出てきました。

また、この国連における議論は、開発についての議論においてもそうした考え方が大きな影響力を持つようになりました。資金提供しても、そこからうまい成果が出てきていないではないかという意見が出てきたのです。もっと真剣にどこに投資をして、どのような成果を得たいのかを考えなければいけないという機運が生まれたのです。大きな対決、それから不満感が渦巻きました。しかし、その結果として、80年代は途上国にとってはいろんな問題が起こった年となりました。ラテンアメリカでもアフリカ諸国でもいろんな問題が噴出しましたが、その後、1990年代に入って途上国の借入れ問題がついに解決した。そして、多くの信用が先進国から提供されるようになりました。また、政府の中で、借金をしたらそれに対して大きな代償が出てくるんだよ、明日返す必要はないかもしれないけれども、これから先大きな問題になるんだよというような意見が出てきた。こうした問題も、少しずつ90年代には解決に向けて進み出しました。

そこで、90年代に入って、開発に対してよりポジティブなアプローチをしていこうという機運が生まれていったのです。真の対話が根本的考え方をめぐって行われる

ようになりました。そして2000年のサミットが国連で開かれたわけです。モンテレーで開かれました。こちらの会議はカンクンのものと比べてずっと友好的な会合となりました。

そして、2005年に国連サミットが開催されるに至ったのです。2000年の国連サミットにおいては開発についての様々なパラグラフがうたわれました。そこには幾つかの目標が示されていましたが、合意には至りませんでした。また、ゴールをどのような形で提供するのも具体的にはうたわれませんでした。ミレニアム開発目標について考えるときに、実際にそれがどのようにして生まれてきたかというのも考えてみなければいけません。ごくごく一握りのコフィー・アナン氏の周りで作業していた人たちが生み出しました。ごくごく少数の人たちと相談が行われたにすぎませんでした。そして、分かりやすい数の限られたゴールを設定しよう、野心的な目標ではあるけれども非現実的ではない目標を掲げようということ、そして指標としては有用で、また科学的に評価できるものということが重要視されました。本当に尺度として使えるものを活用していこうというわけです。ただ、コフィー・アナン氏がこれを提案されたとき——2001年総会で提案したんですけれども——何も起こりませんでした。その後、総会においてこれを採択するわけでもありませんでした。ただ、そこからおもしろいロードマップだなという意見が出てきただけでしたので、必ずしもネガティブではなかったかもしれませんが、その後4年間、結局何も起こりませんでした。

そして、ようやく2005年になって既に5年が経過したではないかということに関係者は気付いたのでしょう。国連やその他の開発機関がこれを運用しようということになりました。そこでインセンティブも作っていこうということになった。そして、ドナーの数も増えていきました。多くの国が、2005年には債務の帳消しに合意をしたのです。そして、具体的な取組が始まり、目標を達成しようということになったのです。しかし、それまでに既に5年間の月日が経過していました。御存じかとは思いますが、たくさんの目標を実際に達成しています。残念ながら、幾つかうまくいかなかったものもありますが、これはたくさんの目標が設定されたこと、またそれらが達成されたことを考えるとすばらしいと言えるでしょう。例えば母性の保護というのは目標達成に至っていません。

ですから、MDGsの機会、2015年の最後が来たときには幾つかのリアクションが出ました。例えば、もっと目標達成のために頑張ろうというリアクション、また一方で次世代を考えよう、MDGsの次を考えようというリアクションでした。「リオ+20」カンファレンス、ここで更にこのようなことが熱心に語られました。気候変動の話もありました。そして、環境のアジェンダに入れていこうという動きがありました。

エネルギー、新しいアイデアが投入されました。この新しいアイデアは興味深いものでありました。新しい目標は全ての国に適用するべきだ、途上国だけではないという考えがその一つです。ですから、全くよく分からないけれども、開発のレベルは違うけれども、それは意味がないことだ、全ての国ということで2012年においてもそうだったということでした。そういった2008年から少しずつ危機が動いている。

その中で、途上国の方がいいことをやっているのではないかという考え方が出てきたわけです。考え方というのが変わってきたわけであります。ですから、こういった目標が全ての国に適用されるべきだ、これはとても有用な考え方であり、目標だと思います。つまり、環境に関するものは全てそうだということ、全般的に言えばそうです。そして、また一層全ての目標を適用するべきであるということが言われたわけであります。幅広いステートメントをもたらすことになったわけです。プログラムを考えていくときに非常に重要であると思います。持続可能性も非常に重要であるけれども、この持続可能性という言葉を繰り返すということとその考えだけが、あるいは文章の中でだけ語られるようになっていくということもあるわけです。そういう懸念もやはり今日あるのではないかと思います。これは説教するということに関してのマイナスの面であります。

それから、もう一つ、新しい考え方が、リオサミット後の2013年、当時のインドネシアの大統領、リベリアの現大統領アラン・スリーブ・ジョンソン、そして英国の首相の3名の国家元首が、非常に実質的な実務的な話、非常にオープンな形で対話が行われ、示されました。その報告は非常に分析的に有用であり正確でした。私も皆様もかなりそこから学ぶことがあるものになりました。基本的に重要であり、興味深いと思いましたが、その分析報告の中で、開発はこれからもずっと続いていく、引き継がれていくということでありました。ですから、私たちがやっている先進国と呼ばれているところへの開発というのは全く成功というわけではない。ですから、我々が教えるというものではないという考えが一つ。

もう一つは、二点目ですけれども、開発というのはいまのところ部分もある、成長という点ではそうである。しかし、そうでない部分もあるというところ。やはり質というところ、量ではなく質というところに見られたわけです。2000年のMDGsを見てみますと、そのうちの一つに普遍的な初等教育があります。全ての子供たちを学校にという初等教育は、普遍的に非常に重要な目標で、かなり成功を収めています。問題は、この質はどうか、子供たちが受けている学校教育の質はどうかということであります。初等教育だけではなく二次教育、高等教育もそうです。数多くの途上国、特にアジア、それからラテンアメリカの中では、もっとより高等教

育への投資をとという動きがあります。2000年当時、高等教育はぜいたくだという時代でした。ですから初等教育とした。しかしながら今日では、もっと自分たち自身のキャパシティーを伸ばして管理をする、知識あるいは科学といったところで伸ばしたいという動きがあります。そうすると、量だけではなく質が見られるようになりました。

アフリカの国家元首もまたそうですけれども、大学に投資をしている。これまではこういった大学を破壊してきた。なぜか。そこは反対勢力を育てるところ、問題児をつくる場所だったからということで全部投獄しようという動きが先代にはあった。しかし、新しい今の世代のリーダーたちはそうではない。もっと成功するためにはすばらしいキャパシティービルドをしなければならない、自国で大学に投資していこうという動きになってきました。ですから、この質というのが開発の中で新しいファクターになってきています。より重要度を増やしてきている、高めてきているということが言えます。

このハイレベルパネルの後、私の個人的な考えですけれども、20のゴール、そしてインディケーターが出てきました。ほかのと同じくらいすばらしいものでしたけれども、ここでも予想できなかったような結果が出てきました。国連の加盟国からも出てきました。ハイレベルで私たちはアポイントされなかった、何でゴールがそこから出てくるんだという声が出てきたのです。国連が決めたことを、我々は加盟国だ、ゴールは誰が決めたんだというような話がありました。国連がその中で討議をいたしました。そして、無視をされているところもありました。好まれたところ、好まれていないところということもハイレベルパネルであったわけです。管理可能なゴールのセットという点が問題になりました。

目標にしても、科学に基づいている、すばらしい政策に基づいているかどうかという点から17の目標、160のターゲットが非常に科学的なものとして出てきました。インディケーターは、なし。これはすばらしいアウトカムだということで、非常にこれ自体は喜ばれたわけです。私たちのような意見を聞いてみますと、そうではないと、ひどいものだという評価でした。160のターゲットにどうやって取り組めるんだというようなことが出てきたわけです。コミュニケーションの問題ですね。皆さんの義務ですよ、しっかりと伝達をしてくださいというように言われたわけです。

政府はどうでしょうか。国際的なフォーラムの中で自国のプライオリティーが入っていること、これを一番重要と考えるわけでありました。自分たちのプライオリティーがその中に反映されれば成功だと。自分たちの国のことを考えるのは当然のことです。これが動的な開発の問題となっていた、自分たちのことだけを考えるということ、

これも問題であったわけです。

あと一つ、ゴールに関しての良いことですけれども、非常に実質的なゴールができました。それはガバナンス、それから司法、法の支配に関するものです。これはターゲットを伴っておりました。非常に抽象的でありますけれども、例えば法の支配の促進、国際的なレベルであるいは公正な司法のアクセスを確保する等々ということでした。これらは、我々にとっては行われていることだと思えますけれども、こういったところから学ぶことも途上国はあると思えます。どうやって実現していくのか非常に難しいものであるけれども、これに関して啓蒙していくということも必要、そして選別の可能な透明性の高い云々といったものが入っております。ですから、我々の国がどうであるかということを経上国の方々に示すということも重要でしょう。

それから、時には実際のターゲットも入っております。定量化できるものであります。2030年までに、例えばリーガルアイデンティティーを全てにとというふうに、これは測定可能なものであります。抽象的ではないものということでも入っています。全ての場所でこの法的なアイデンティティーをとすることは非常に重要なことであります。公的なサービスを受けるには不可欠なところであり、これは定量的に測定することができる。個々のアイデンティティー、これは貧しい国でも我々の国でも重要性は変わりません。

これはコミュニケーションの問題だけではないということでもあります。国連においてMDGsが出てきた中で、加盟国の中から出てきたのは国内的に平和な社会、そして全ての人に司法へのアクセス、説明可能な制度、これは進展をしています。日本も含めて抵抗されていてなかなか進展をしていないターゲットもあります。抵抗があるということ、あるいはそれは会議であったり、キューバ、ナイジェリア、パキスタン等々で出てくるところもあります。しかしながら、ほとんどのところにおいてはきちんと投資をして進展が見られているところなんです。途上国においても、国連においても見られます。それから、非常に抵抗が少ない形で進展が進んでいるということ、これは偶然ではなく非常に実質的なゴールであるということが言えます。

あと、15の実質的なゴール、そして一つがパートナーシップということでもあります。進展はしているけれども、まだまだ限定的であるという欠点があります。ですから、勝ちどきを上げるということではないという現状です。法の支配が勝っているというわけではないという現状であります。法、そして司法、包括性、説明可能性、これに関してより熱心に取り組んでいく必要があります。国家間のパートナーシップをより高めていくということが求められていると思えます。

彼らも自分の価値を既に持っているということをお忘れてはなりません。それを無

視してはなりません。自分の価値を強制してはいけないと思います。今年の終わりに17の目標が出てくるかと思います。そして、その前にエチオピアで資金調達に関する会議があります。非常に政府の開発に当てる予算が減っているという状況です。そして、インフレ調整をされていない形でこの数字はもう少し高いとは言えますが、OECDの数字は非常に怪しいと私は思っています。「あなたが払うふりをして私たちも仕事をするふりをする」という旧ソ連のジョークがありますが、我々も開発援助を提供するふりをして、そして相手国は感謝をしているふりをするという状況になってしまうおそれがあります。

私が期待しているのは、加盟国がセンシティブである、やはりコミュニケーションが課題があるということに気付いてほしいということ。これはピグミー族のテクニカルなチャレンジであると考えないでほしいということ。そして、自分がやっていることを伝えることができなければ、自分が国際機関であればそれは大きな問題だということ。

そこで、事務総長は最近レポートを出しました。そして、そのポイントとしては、このような資料を五つか六つの項目でまとめたい。一つが司法に関連するものでした。その結果が、全体的にポジティブになるのか、この秋に見てみないと分かりません。気候変動サミットが12月にありますが、そちらの方が注目を得てしまうかもしれません。私たちの目標の仕事は影に入ってしまうかもしれません。非常に重要なサミットですが、残念ながら今年は国連で余りにも多くの活動が進んでいます。三つのイベントがありますし、来年3月に人道主義のサミットがありますので、活動が多過ぎる、話が多過ぎる、採決も多過ぎる、コミュニケーションも多過ぎる、そして現実離れしてしまっている、政府が何ができるのか、政府がやりたいことから隔離してしまう、そして、市民が望んでいることから離れてしまうかもしれない。そこはどうでしょう、横田先生からも少し挑戦的なことをおっしゃっていただけたらと思います。(拍手)

○横田 デイビッドさん、いつもどおりのすばらしいクリアなプレゼンテーションありがとうございます。非常に具体的で、非常に滑らかでしたが、おっしゃっていたことは長年の御経験、外交官として国連スタッフとして学者としての長年の経験を反映してらっしゃると思います。

そして、このプロセスとしては実務者でいらっしゃるだけではなく、ある意味では学者でもいらっしゃると思います。そして、非常に考え抜いていらっしゃると思います。知識を御自分で読書をなさったりして得ていらっしゃると思います。非常に楽しませていただきました。私のコメントですが、手短にします。そして、私がコメントをするよりも、私の質問に対してさらに先生にお答えいただきたいと思います。

では、まず最初に一つ目のコメントをさせてください。そして、質問もあります。最初に興味深い表現を使っていらっしゃいました。開発の実態は謎であると。そして、私も同じ意見です。しかし、私は、そして先生も、皆さんの多くもそうですが、私たちはミステリーを読むのが大好きです。しかし、現実世界、開発の現実世界に取り組みなくてはなりません。そして平和、多くの MDGs、国連のアジェンダもありますので、謎のレベルで立ち止まってはなりません。やはり慎重にこの問題に関して考えて、問題を解決して、政策を作成して実施して、そして結果を評価しなくてはなりません。現実世界で働いている人たちにとって、このプロセス全体が重要です。

そこで、私からマローンさんに質問です。まず一つ目、国連は現実世界を、具体的な開発の支援の結果を見てこようとしてきました。私が今考えているのが、毎年、UNDP によって 1990 年から出されている人間開発指標です。もう 25 年が経過しています。そして、豊かな情報が出ています。私からの質問ですが、どのように評価なさっているのでしょうか。あるいはこちらの UNDP の人間開発指標はどのように評価なさっているのでしょうか。開発の現実世界を理解するに当たって、どのように活用できるのでしょうか。

そして、二つ目の質問ですが、このセミナーでは、昨日もインフォーマルなコンサルテーションを専門家間で行ったのですが、そこで議論されたのが法の支配、開発支援における法の役割です。国連、日本政府、カナダ政府、そしてたくさんのドナー国の政府がこのような過去の経験をいかそうとしています。法が非常に重要な役割を担っています。経済、社会発展においてです。しかし、法律家ではない方々がしばしばこの法の重要性を認識していらっしゃいません。経済学者も経済にフォーカスしがちです。そして、政策にフォーカスしがちです。これが重要な開発の要素であると。そして、政治学者は開発支援において政治学が最も重要なアプローチであるとおっしゃいます。私も法律家ですのでその立場から言っていると思われるかもしれませんが、より客観的に考えても法は非常に重要な役割を担っています。

例えば、道を歩いていて安全ではなかった場合、経済活動は行うことができません。そして、所有権が法的に司法的な制度によって保護されない限り、人々が経済活動に取り組むインセンティブがありません。そして、自由に活動できませんと観光、運輸ビジネスは存在できません。自由な考え、発言の自由、そしてプレスと出版ビジネスは存在しません。インターネットなど近代的なコミュニケーションの手法も意味がありません。そこで、法は非常に重要です。ビジネスを推進するためにもです。特に、経済発展をさまざまな発展途上国において考えていたのですが、そこで多くの現地の対立を経験しました。そして、宗教的な暴力もありました。民族

的な暴力もありました。その結果として、法の支配が存在しない、司法が機能していない。その結果として、開発も実現されていません。

私は国連のラポーターをミャンマーで務めておりました。これは非常に厳しい軍事政権のコントロールの下で、国連人権委員会のミャンマー担当だったのですが、人権あるいは独立した司法も機能していませんでした。そして、ミャンマー国内を軍事委員会の許可なしでは移動することができませんでした。その結果として、出版ビジネスも存在しませんでした。ジャーナリズムも運輸ビジネスも観光も存在しませんでした。例外的に、家庭タイプの小規模のビジネスのみが存在していました。

そこで、法の支配が開発支援に関しては重要だと思います。先生は法律の専門家ではなく、政治、経済の分野、開発支援の分野の専門家でいらっしゃると思いますが、先生の御経験では、この開発支援における法の役割をどうお考えでしょうか。○マローン どうもありがとうございます。非常にお部屋のほかの皆様からのコメントも楽しみにしています。ぜひ物議を醸すようなことをおっしゃってください。遠慮なく批判していただければと思います。

さて、人間開発指数、そして人間開発レポートですが、非常に大きな前進だったと考えています。多分、時間がたつにつれて、これは開発のベンチマーキングのツールでもあり、また比較的シンプルなアプローチとして測定、そして政策の結論を導くものとなっています。データを基にです。非常に役に立つものであると私は考えています。そして、しばしばこのレポートの分析的な部分ですが、時と場合には長く、そして読むのはつまらないものであることも多いですが、実はそちらのほうが統計の表よりも役に立つことがあります。

なぜそのようなことを申し上げているかといいますと、私たちは、例えばゼロがあったり1があったり9があったりするようなもののほうが信頼性が高いと考えがちですが、実はそうではないと分かっています。発展途上国の場合にはです。自分の国であってもそういうこともあります。数字が間違っていた、いろいろな理由がありますが、そういうことがありがちです。そして、我々も統計学的には非常に発達したモデルや機関を持っています。発展途上国では、数字がしばしば意図的ではなく間違っているだけではなく、わざと間違っていることもありました。私がエジプトに40年前に暮らしていたころ、ほとんど全ての数字、開発で重要と考えられている数字が何らかの理由でいじられていました。場合によっては余りにも変わった理由、不思議な理由で私には信じられないと思っていました。エジプトを熟知していなかったら、それは信じられなかったと思います。

数字で興味深いのは、その根本となる数字、例えばエジプトはGDPが一人当たり、

あるいは購買力平価が例えば 3,000 ドルという数字、それは本当かもしれませんが、そうじゃないかもしれませんが、重要なのはそれではなく、トレンドライン、その傾向を示す線引きが重要です。間違っただけから始めても、その数字がどのように変わっていくか、これがしばしばより正確です。もとの数字よりもです。そこでかなりを学ぶことができます。ある国がどのように統計学的に成長しているようであるか、あるいは 1980 年、90 年、そして 2000 年の間に何が起きたかを考えるときには、その統計学ベースが、そのベースラインが変わっていないと考えればそれが学べます。しかし、今、統計のベースラインが変えられている波が多く発展途上国で起きています。そうすると現在と比べるときには過去の数字を見ましても、余り役には立たないかもしれません。統計のベースそのものが変わってしまっているからです。

例えば新聞にはいろんなエビデンスが出てきていますが、例えばガーナは GDP の数字を 60 パーセントいじっていたというんです。これは大きな改ざんでしょう。昔が大きく間違っていたのか、今が間違っていたのか、あるいは両方ともおかしいのかもしれませんが。恐らくそうかと思います。ということで数字は有用で、そしてあればいいんです。

人間開発報告書というのは非常に有用である。これは UNDP のアドミニストレータの方たちがいろんなプレッシャーに負けなかったおかげだと思います。というのは、各加盟国がいろんなことを言ってきたんですが、それに負けずに頑張ったことのおかげだと思います。

もう一つ有用な毎年出てくるレポート、一つは世銀のものですけれども、例えば人間開発のレポートと同じように毎年テーマを決めて出している報告書があります。このような形でこれらのレポートを見ても、開発についての私たちの動機付けというのは非常に強く得ることができるんです。国連のもの、あるいはそれ以外の機関から出されたものもあります。その点について言えることはこのぐらいかと思います。

法律専門家以外は重要性が分かっていないということですが、それは一部事実かだと思います。というのは、法律家というのは法律を簡素化するどころか複雑化してしまうんですね。自分たちが専門家でいたいという願望があるからです。だから、自分の仕事を不必要に複雑化していると思います。法律家というのは矛盾に満ちた生き物である。私もロースクールにいました。そこは大切な場所だと私も思っています。皆一緒にその課程で学んできた、NYU のロースクールでも一緒に勉強してきました。しかし、法律家というのは自分たちが病んでいることの犠牲者の一人ではないかと思います。しかし、法律、法は重要であるかと聞かれると、今おっしゃった理由でもってまさに非常に重要だと思います。

そして、最低限の予測可能性がなければ、先を読んで成功を収めることができない、それもまた事実だと思います。この予測可能性、つまり裁判所に行くことができるんだ、自分がだまされたときには法廷に行けるんだという感覚、そして政府のやり方がおかしいとき、また書かれた法律に則らない行動がとられているときに裁判所に訴えられるんだということが大切です。

そして、開発というのはこうした考え方が背景になればいけない。社会的な取組でありますし、また法を尊重するというのもそもそも大切でしょう。そして、国際機関で途上国開発に携わっているところは、一つその辺で誤解、幻想を抱いていると思います。開発は常に中から生まれてくるものです。しかし、国際社会がいろいろなツールを、そして法というツールも共有します。これまでうまくいった事例もあると思います。それについてはもちろん共有したらよいでしょう。それがこの日本が行っているプログラム、JICA や法務省がコラボレーションしてやっていることの長所なのです。そして、このプログラムを、特に日本を重視している、日本を成功例として見ている国に生かそうとしているところはすばらしいと思います。戦後のモデルとして日本を見ている国はアジアにもたくさんあるわけです。とういうことであれば、日本の言うことをカナダが言うことよりもよく聞こうと思うでしょう。そして、日本のやっていることをお手本としてそれを学びたいと思う気持ちはより強いと思います。日本は、こうした国に対して大きな改善をもたらしてきたと思います。そこはカナダの援助とはわけが違うと思うんです。

こうした理由があって援助のプログラム、特に法律分野での支援のプログラムは、大きな意味合いを持ってきたと思います。そして、東南アジアは、日本が動く場所としてはすばらしい舞台になると思うんです。

例えばチャドと比べましょう。チャドの気候というのも大きな問題となっています。そして、法改革が今進められています。例えばチャドにとって、日本はどこまでモデルかという、そこまで大きなモデルではないかもしれませんが。日本のプログラムはうまく照準を絞っていると思います。日本のアドバイザーと時に意見が違うクライアントもいるかもしれません。その中で、特に日本を高く評価してくれる相手というのもあるでしょう。もちろん 100 パーセント日本がやることに同意するわけではないかもしれないけれども、全体として見たときに、開発を支援しようとする日本の立場を擁護したい国に対して活動しているというのはすばらしいことだと思います。そうすることによって、より信頼性の高いリシリエントな法制度が生まれていくと思うんです。東南アジアにおいて、これからそれについての結果が出てくればよいと思います。

スリランカで最近選挙が行われました。これは本当に茶番でした。また、ミャンマ

一でも何年も前にそうしたことが行われたようです。あれを見てみますと、指導者が非常に独裁的であったとしても政権の座を追われてしまう可能性もあるし、また私腹を肥やした後、変革が起こる可能性もあるかもしれないということが分かります。これは、より広く日本を取り巻く地域でのよい結果だと思います。そして、日本の果たした役割はすばらしく大きいと思います。企業という面でも、また政府という面でも大きな役割を果たされていると思います。中・長期的に見たとき、アジアに関しては楽観的に見えています。アフリカに関しても楽観視していますが意味合いが違います。アフリカでは、アジア流ではなくアフリカ流で進んでいくことでしょう。一つのやり方で全てカバーできるとは思っておりません。

開発にかかわるものが犯した50年以降の間違いは、一つの方程式でどこでもうまくいく、政策においてもテクニカルなアプローチにおいても、一つのやり方で全ての発展途上国に効くと考えたところでした。それぞれの持つ価値観も、またアプローチもほかの社会とは違う。また、地理的に離れた場所において、同じ方式が同じように使えるとは思えないのです。

○司会 ありがとうございます。

午前のセッションはまだ20分間お時間がございます。ただ今から、会場の皆様の質問を受け付けたいと思っております。また、本日の連絡会の内容につきましては、国際協力部が発行しておりますICDニュースと当部のホームページに掲載させていただきたいと考えております。質問は、大阪会場、東京会場の順に受けさせていただきます。東京会場の準備はよろしいでしょうか。

○野瀬（東京） はい、東京会場も準備は大丈夫です。

○司会 それでは、大阪会場で御質問のある方は手を挙げていただけますでしょうか。はい、それでは、佐藤先生、よろしくお願ひします。

○佐藤 佐藤安信と申します。東京大学の教授を務めております。人間安全保障のプログラムをこの10年ほど研究しております。すばらしい御発表をありがとうございました。法の支配に関してということで、私も大学に入ります前、15年ほど法曹界におりました。そして、外務省が最近ODAの評価方法を変えるということに関しても強い関心を持っております。法の支配についてのプレゼンテーション、そしてMDGsに関しての話があったということはとても面白かったと思います。

JICAの植嶋さんがおっしゃいました。人間の安全保障は根本的な、そして究極の目標であると、法整備支援においてはそれが最も大切なことであるとおっしゃいました。それに絡んでODA、これは法整備支援とは違うのかもしれませんが、その改革もここに関わりがあるかと思ひます。ということで、日本のODA政策、また

外交についてはいろいろな重要な活動が行われています。また、カナダにおいても人間安全保障を重視しています。日本は歴史的にも少しその欠乏からの自由というところが難しいという経緯があります。そして、UNDPの報告書にもそうしたことが反映されているかと思えます。

人間開発の話も出てきました。人間の安全保障というのはリスクへの対応力を上げてくれるものだと思っています。人間の安全保障というのが、日本の外においても非常に重要視されているわけです。教えていただきたいのは、この人間の安全保障がミレニアム開発目標の後どうなっていくと思いますか。今、世界はどんどんと小さくなってきています。そして国境が溶けてなくなってしまっている。よいか悪いかは別としてですが。

それから、法の支配に関しても、誰の法律かと、そして誰を統治するものなのかということが問題となってきています。国法、また国際法というものもあるんですが、国境を越えた形での法というのも話し合わなければいけないと思います。グローバルな社会を共有する上でそれが必要なんですが、クローバル法というのがまだありません。それから、国内あるいはコンテキスト別の法というのも考えなければいけないんですけども、しかし、この意味においてはミクロとマクロを融合するという考え方も必要だと思います。

法の支配、どちらの方向に向かって進んでいるのでしょうか。人間の安全保障もそうですが、言葉としてはありますが、具体的な内容は今まだ考えている最中だと思います。しかし、脆弱な人たちを重視するといったプライオリティーがあるのかと思います。あるいは少数者を対象とするのか、社会が分断され、そして残念ながら格差が広がってきている状況なわけです。つまり、開発は発展途上国だけの問題ではないと思うんです。おっしゃったように、これは我々にとっての問題であるということ、日本においても貧富の格差が広がってきています。アメリカもそうです。カナダはどうでしょうか。

ビジネスというのも、そこでは横田先生がおっしゃったように重要な役割を果たすのかと思います。そうした分野においても開発ということを考えなければいけないと思うんです。国境を越えた法律といいますけれども、これは人権委員会がルールとして提唱している。これはソフトローであって法的拘束力を持つわけではありません。しかし、法的拘束力を持つといいながら本当に持っている場合も持っていない場合もある。ソフトローのほうが、実際には人々の心を束ねる働きをする場合もあると思います。ということは、我々の意識を変えなければいけないんです。

○マローン ありがとうございます。おっしゃるとおりというふうにお答えするのが

とても簡単ですけれども、少しこのヒューマンセキュリティーについて述べさせていただきたいと思います。非常に有用なアンブレラのコンセプトだと思います。その下に、さまざまな優先順位のタイプを持つことができます。それはどういう立場かによる。国であるならばサポートするシステム、どれが大事かどうか。ヒューマンセキュリティーのアンブレラの下で考えられる。あるいは別の国で、価値をほかに置くところはまた別のタイプになるでしょう。ヒューマンセキュリティー、それから開発、これらの関係ですけれども、これは国連ではコミッションとしてもありますし、緒方貞子さんがヘッドになっておりますけれども、アウトカムも非常に好評に受け入れられました。おおむね成功しているかと思います。より友好的に途上国で受け入れられたと思います。これらニーズを理解されたという感覚もあったと思います。

一体どこまでこれをとれるのか。ここがまだ分からないんです。有用なプログラムを作っていく枠組みであり得るかどうか、ここはまだ分かりません。目標、目的にフォーカスした狭義的なものと言えるかもしれません。ですから、もう既にあるものはなくし、例えば地雷などに関しても入っている。より小規模なものという意味もあります。例えば地雷は非常に深刻な問題です。しかし、全ての地域というわけではないわけです。全ての人というわけではないというのがひとつあります。

ほかのものとしては、制度あるいは道具、システムとして、よりヒューマンセキュリティーのハード的なこと、あるいは国際犯罪法廷、ここでもヒューマンセキュリティーが非常に重要になります。ここにやはり時間をもっとかけて考えていくことがあります。ICJが取り組めるかどうか、それが国際的にグローバルに公正に受けられるのかどうかというところがあります。例えばアフリカ諸国、これはアフリカにターゲットをかけた形でやっている。これはいい動きではない。もちろん、人としてはベストを尽くしているんでしょうけれども、それはICJとしてはいいことではないというわけです。

ほかのケースもいろいろ出てきています。より政治的には問題になるようなケースも出てきます。チャレンジというのがどんどん出てきている。アフリカ諸国だけではありません。どんどんと具体的な課題が出てきているということだと思います。

よりセキュリティーの高いアプローチということをつまえていくと思います。ここで答えはとめていきたいと思います。ソフトローという話をされましたけれども、やはりノーム的なものではないかと思います。ノーム的な開発ということが興味深いところがあります。しかし、何が入って何が入らないのかというところは、それを作っているときに分からないというところ、ここがやはりソフトローの中ではつらいところです。しかしながら、最終的には採択をされたときにはどうなるのか、これはもちろ

ん予測できませんけれども、そのノームが広がって受け入れられていくという形になれば、ハードローだけではなくソフトローもフォローしていく必要がある。時にはハードよりもソフトローのほうが有効である場合もあるということを考えるべきではないかと思います。

○司会 あと数分となりました。東京会場にも多数の方に御出席いただいておりますので、東京会場で、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○野瀬（東京） 東京会場で御質問のある方は挙手をお願いいたします。大使、お願いいたします。マイクをお持ちします。

○高橋（東京） ネパールとスリランカで日本大使をしてまいりました高橋と申します。現在はジャパンリサーチ・インスティテュートで研究生活をしております。

質問の前に、横田先生がおっしゃいました「Law is very important business」というお考えに私は非常に賛同していますし、また大使時代にはそういうことで一生懸命途上国の人々に法律を整備することの大切さを訴えてきました。

私の質問ですが、特に権威主義的な政府あるいは政権の下においては、ルール・オブ・ローがルール・バイ・ローに変わってしまう可能性もあるのではないかということをご心配というか懸念しております。我々がこれから途上国に対してルール・オブ・ローの大切さを訴えていくときに、特に権威的政権の下でルール・バイ・ローにならないようにするためにはどのようにしていくべきかということに関して、先生の御意見を聞かせていただければと思います。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。それでは、横田先生からお願いします。

○横田 大使がおっしゃったこと、私も同意見です。人々はビジネスを法で縛られているものとは通常考えません。新聞報道でも、ビジネスによってもものすごい違法行為がなされた、このような結果になったというような報道もあります。そうすると当然犯罪ということになりますけれども、ビジネスということではやはり法の安定性が求められるわけです。何ができるのか、何が良いのか、これは法の枠組みの中で日本では何ができるのか、ほかの国ではどうなのか、ビジネスを展開するとき、それらを知ることが非常に重要になります。明確なことでありますけれども、例えば法的な救済措置に訴えること、何か違法行為があったときにはそのような救済があれば、安定性、安全ということも確保できる。それによって収益を確保することもできるということを知る。それによってビジネスが成功したならば、これはまさに開発のおかげだと言えるかもしれません。ビジネスが成功したときには、経済的な開発のことに関して感謝するということが余りないかもしれません。法はまさに前提であります。きちんと機能するということが前提である、ビジネスにとって、そしてまたその中身、これも

公正・公平である、保護もきちんとある、周辺の人々の権利を守るということ、その包含も気にかけていなければならないということが言えます。

ですから、ビジネスにおいても法は多くの意味で重要な役割を果たすものであります。適切な適正な事業活動ということのみならず、人々の権利あるいは利益を守るということに資するものであります。お金がないときにも同様です。特に途上国においては、人々は往々にして経済的な手段が欠落している場合があります。権力もない、力もない、お金もない、そういうときに法が入ってくる、そこで非常に重要な役割を果たすということですから、御質問の中のポイント、非常に私自身もまさに適切であり同意見と感じました。

○司会 質問が尽きないかもしれませんが、最後にどうしてもこれだけは聞いておきたいというものがございましたら、一つだけ受け付けたいと思いますが、いらっしゃいませんか。では、テイリ先生、よろしくお願いします。

○テイリ このような質問の時間をありがとうございます。御質問させていただきたいことがあります。少し複雑なんです。

デイビット・マローンさんのお話を聞いて、一つの絵、非常に複雑な絵が出てくるのを感じました。2015年以降のポスト2015アジェンダに関しての絵であります。非常に簡単な形、方法で8のゴールにしました。それが10になり、それから17になっていく。非常に多様性、複雑性を問題解決の手法に対してもとっていかざるを得なくなってきました。法が非常に重要であるということは今、横田先生がおっしゃるとおりであると思います。公正さということ、非常にこういったところで重要です。

一方で、私たちの時代では、多様性が確保されなければならない、人道的にも環境的にも重要である。でも、他方で一緒になってグローバルな問題を解決しよう、そのときには非常に明確だけれども、ゴール、開発目標であれ何であれ目標を設定し、一緒にやろうと、解決しようとする動きがあります。国連でも取り組んでおられますこういった問題、二つの異なる価値、相反する価値の中でどのようにバランスをとっていくか、これも重要な役割だと思うんですけども、前に進むに当たって特にポスト2015のアジェンダの中ではどうなのでしょう。

○マローン ありがとうございます。非常に興味深い御質問です。ある意味、触れていらっしゃるのは、これは常にシンプルな方程式を探しているということに触れていらっしゃるのだと思います。国連でも世銀でも基金でも地域開発銀行でも、それぞれ自前の傾向があると思います。そのような比較的シンプルな方程式を探すというものです。そして、最近の非常に人気の出ているもの、ちょっとリスクもありますが、いわゆるデータ革命です。何名かの方々はこのデータ革命は非常に開発で役に立って

れるとしています。個人的には私はどうかなと思っているんですが。なぜかといいますと、我々はデータの洪水にやられています。悪いデータが多いです。私はより良いデータがあったほうが良いと思います。増やすのではなくてです。そして、より良いデータは既にたくさんあるごみデータよりも出しづらいものです。そして、優れたデータは作るのも値段が高いですし、いろいろとコントロールもしなくてはなりません。

そして二つ目、測定しづらいものも数多くあります。そこで、少し謙虚に認識しなくてはなりません。意図が良くても、すばらしいプログラムであっても毎回どこでもうまくいくわけではありません。一つの例ですが、アメリカのアントラプラナー、そしてすばらしい博愛主義者ビル・ゲイツさんですが、彼の基金の目標の一つがポリオの撲滅です。すばらしい試みです。彼はポリオ撲滅の失敗から学ばれたと思います。彼は10年間、太っ腹に資金を提供していましたが、なぜ失敗したのか。場所によっては成功しました。しかし、ほかの場所では成功はしませんでした。我々が知る限りインドではかなり成功しました。直近の数字をもとにしますとインドではかなり撲滅できているようです。しかし、ナイジェリアの北部、そしてパキスタンでは成功していません。なぜでしょう。どちらの社会も問題を抱えています。ほかに考えなくてはならないことがあります。より急務のものがあります。そして、ポリオよりも更にひどい問題があります。ひょっとしたらパキスタンもそうかもしれません。なかなか体系的に、パキスタンではこのような意欲的な予防注射のワクチンのプロジェクトはできません。国の中にはプログラムに反対する勢力もあります。自分のアジェンダがあるからです。

そこで、過剰にテクノクラティックな開発へのアプローチをとってしまう、つまり開発に関してランダム化された無作為試験を十分にすればパーフェクトなレシピができる、と考えるのは非常に間違っていると思います。MITの人々は自分はずごいと思っているかもしれませんが、そして彼らがやっていることは役に立つことも多いのですが、しかしながら、これが唯一の開発のアプローチ、受け入れられる唯一のアプローチだと考えるのは、そういうことをMITではつきりとおっしやっている方もいらしてちょっと心配ですが、それは役に立たないと思います。なぜならば、これは彼らと同じ意見ではない人を撲滅していこうと、つまり人類学者など、ランダム化、無作為試験は余り役に立たないと思っている人は排除しようというアプローチだからです。今までも皆さん経験なさっていると思います。謙虚に適応すれば、そしてほかのアプローチと対話をもってすれば役には立つのですが、しかしながら、これを戦争キャンペーン、ほかの方法は敵だというキャンペーンのようにしてしまいますと役には立ちません。

○司会 横田先生、お願いします。

○横田 ありがとうございます。二つのアプローチが対立しているかのように見えるという御質問ですが、一つがグローバル・スタンダードのアプローチ、もう一つが文化多様性を考慮に入れる、様々な違う文化、社会などの違いを考慮に入れるというアプローチですが、これは人権の分野においてもほかの分野においても問題でした。開発支援においてもです。そして、人権の分野においては大きな問題でした。人権世界会議、国連が1993年に主催したものですが、その以前から問題でした。そして、結論から申しますと、そのときのコンセンサスは、人権の基準は普遍的である、一つである、グローバルであるという結論です。

しかしながら、実施に関しては、これは地域あるいは現地、国特有の状況を考慮に入れるべきであるということでした。理論的には、そして考えるに当たっては、これはいい答えだと思います。学生の答えとしてはいい答えでいい点がとれると思います。しかしながら、実務においてはそれほど簡単ではありません。

それに関連して私のILOでの経験をもとに申しますと、ILOでは労働者の権利に関して世界基準を作ろうとしています。労働者の保護に関しては普遍的でグローバルです。しかし、実施モニタリングが行われるときには専門家委員会によって一私も12年間その委員を務めておりましたが一国特有の状況を考慮に入れます。政府高官に耳を傾けます。そして、労働の代表、雇用者の代表にも耳を傾けます。「なぜあなたの国ではこれが実施しづらいんですか」と尋ね、そして説明してもらいます。そして、彼らが説明してくれます。「私たちが観察したほかの国ではこうやってみてうまくいきました、やってみてはいかがですか」という非常にソフトなアプローチが、対話が重要だと位置づけています。そして、実施はそれぞれの国の状況に合わせてテーラーメイドにできます。これは労働法の分野において、そしてILOのケースですが、このアプローチはアイデアを出してくれています。ほかの分野でも使えます。開発支援でも使えると思います。

○マローン ありがとうございます。非常に興味深いポイントをおっしゃっていただきました。私も先ほど幾つかのプロジェクト、インドの話をしました、意図していない結果があったと。両方の場合はいい結果だったのですが、しかし予想されていない結果というのは完全に無駄になるわけではありません。学ぶことができます。成功したのか失敗したのか、成功であった場合には資金を出すべきであった、失敗であった場合に資金を出すべきではなかったとすること、それは余り役には立ちません。

我々は、まず失敗してから成功するということがありますので、その失敗のプロセスを経ることが重要だと思います。横田先生、重要なポイントを挙げていただい

りがとうございます。

○司会 まだまだお尋ねしたいことがございますが、予定時間を過ぎてしまいましたので、大変名残惜しいですが、これで質疑応答の時間を終了させていただきたいと思っております。皆様、最後に、今一度、マローン先生、横田先生に拍手をお願いいたします。(拍手)

以上で午前の部を終了することにいたします。

(休憩)

3 第二部 政府、支援実施機関による報告、質疑

○司会 それでは、これより午後の部を始めさせていただきます。

第二部では、政府及び支援実施機関による報告といたしまして、国連開発計画、世界銀行、欧州委員会、外務省の四つの機関より時間を設けたいと思っております。

まず、一人目の報告者として、国連開発計画のアレハンドロ・アルバレス氏より御報告をいただきたいと思っております。

アレハンドロ・アルバレス氏は、ブエノスアイレス大学法学士、パリ第1大学パンテオン・ソルボンヌ刑事法学修士号を取得の後、国連開発計画に入られ、現在は、国連開発計画、政策・プログラム支援局、法の支配、司法及びセキュリティーチームリーダーであります。

それでは、アルバレス様、どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○アルバレス 皆様、こんにちは。JICAの皆様、そして法務省の皆様、御招待いただきましてありがとうございます。このような会議に参加させていただき、大変嬉しく思いますとともに、感銘も受けております。

昨日、そして今日の話聞いて、法の支配というアジェンダに関して、これだけの熱意、関心を感じていただいております、また、外務省、JICA、そして法務省からいただいている法制度、司法制度の支援において根付いているのかを見て、嬉しく思いました。

また、このトピックに関して、もう一つ、ポスト2015年開発アジェンダについても関心を示していただいていることに、感銘を受けております。日本は、ニューヨークでのこの交渉においても、非常にアクティブな加盟国になっていただいております。国連のスタッフとして、そして一市民として、このトピックに関心を持っている者として感謝しております。皆様のおかげで大きな変化が引き起こせると思っています。開発の環境が変えられると思っております。

では、まず共有させていただきたい幾つかの情報として、国連、そして国連開発計

画が何をしているのか、いかに法の支配に取り組んでいるのか、ポスト 2015 年開発アジェンダのみにフォーカスするわけではありませんが、申し上げたいと思います。

最初に申し上げたいのは、国連、そして国連開発計画にとって、法の支配の制度はかなり進化してきたということです。ここ 5 年、10 年の間にです。特に過去 5 年の間に何が起きていたかと申しますと、国連の加盟国が法の支配の重要性、そして司法、セキュリティの重要性に気づき始めました。これは、セキュリティアジェンダの一環として、そして開発を進める上での両方に関して、重要性が認識され始めています。

そしてここ数年の間、国連の加盟国は、このトピックの重要性を認識するだけではなく、国連に対してより多くのことを要求してきています。国連においても、平和構築の資金の 30%が司法、そしてセキュリティに充てられています。

そして 2012 年には、国連総会のハイレベル会議で、法の支配に関して宣言がなされました。ここでの決定として、ポスト 2015 年開発アジェンダに法の支配を入れるようにと呼びかけています。法の支配がこれだけ大きく国連のアジェンダにおいて述べられているのは初めてです。

他にもいろいろな重要なことがあったかと思いますが、重要なのは以前よりもプレッシャーがあるということです。国連として、約束も果たしていかななくてはなりません。

もう少し国連開発計画に関して情報を差し上げたいと思います。現在の状況としては、国連開発計画は、100 ほどの国を世界中でサポートさせていただいています。法の支配のイニシアチブにおいてです。そして 100 か国の中でも、大体 35 から 38 か国が紛争で苦しんでいる国、暴力の度合いが高い国であり、これらの国で活動を行っています。多くの予算を司法、セキュリティ、法の支配に充てています。我々がこれだけ重要だと言っているわけではなく、国連が直面している責任がどれだけあるか知っていただきたいと思います。

そこで、法の支配の活動への支援が、加盟国の間でより重要になってきています。その意味で、JICA、法務省、そして他の機関の皆様の活動を歓迎します。これからは是非このアジェンダに貢献いただきたいと思います。

我々が活動をどこに集中させているのかと申しますと、主に紛争に直面している、あるいは紛争を乗り越えようとしている国、例えば中央アフリカの国、ソマリア、アフガニスタン、パキスタンなどです。ネパール、スリランカ、ハイチなど、非常に脆弱性のある国です。本日は、主にこのような国々に関して触れさせていただきます。

さらに、我々が変化の理論と呼んでいるものを皆様と共有したいと思います。基本的には、このような紛争あるいは暴力を乗り越えようとしている国においては、困難

な思い出、そして大きな過去の惨事と取り組まなくてはなりません。そしてこのような厳しい状況、過去に関しては、なかなか社会がそれに向き合うことができません。そのような過去の惨事、暴力の遺産、大きな人権侵害に取り組むことが、私たちの仕事の主要な活動となっております。移行期の司法と呼ぶ方もいらっしゃいますが、私どもが支援している国は、例えばコロンビアでは、40年間内紛がありました。そして今は和平交渉に入っております。グアテマラもそうです。今でも戦犯に対する裁判が続いています。そして他の国、例えばコンゴ共和国では、数年前に初めて、軍隊の暴力に対して判決を下すことができました。私どもも支援をしています。これらの国だけではなく、コソボ、ボスニア、そしてスリランカ、チュニジアなども、私たちの仕事の重要な一部です。このような状況を乗り越え、将来、平和な世界をつくるのは重要であると考えています。

もう一つ申し上げたかったのは、全ての人にとっての安全、セキュリティを改善するという事です。このような紛争から抜け出した場合に、一番気になるのが自分個人の安全です。畑で働きたい、子供たちを学校に行かせてあげたい、強姦されたり殺されたりする心配をしたくない、これがまず最初に人々が願うことです。そしてこのために二つの主流な活動があります。

多くの国は、ゼロから出発をしなくてはなりません。新しい警察部隊、新しい公安部隊を立ち上げる、例えばソマリアのような国は数年前、そして中央アフリカの共和国も直近のクーデターと反乱の後に、我々の支援を基にゼロから始めました。新しい公安部隊、そして警察サービスをつくりました。これは長期的な仕事です。しかし絶対に必要です。何らかのコミュニティのセキュリティを保障するためです。

それと同時に学んだことですが、このような組織をつくっていくことのみにはフォーカスをするのでは十分ではありません。ヒューマン・セキュリティも必要です。この概念が多くのことを教えてくれています。我々の中で、今まで司法、セキュリティのような改革に取り組んできた人は、このような組織づくりにフォーカスし過ぎますと、人が見えなくなってしまう。実はそこが出発点であるべきです。

ソマリア、中央アフリカの話もしましたが、他の国、例えば中央アメリカあるいはパプアニューギニア、南アフリカにおいては、犯罪的な暴力件数があまりにも多いので、そのような国では、例えばアフガニスタン、イラクよりも頻繁に人が殺されています。これはジョークではありません。このような国においては、実は戦争中の国よりも高い殺人率となっています。そして国によっては、草の根レベルの活動のおかげで良い結果が出ています。セキュリティが改善されています。

そして三つ目に、公的機関を強化することによって信頼性を構築すること。サービ

スデリバリーと言われていますが、これが重要な要素となっています。国家をつくるときにはこれが重要です。東ティモールはいい例です。独立を宣言したときには、法律のプロフェッショナルはいませんでした。そこで最初から彼らと協力し、司法制度をつかって、司法の専門家をつくり、警察などの組織もつくらなくてはなりません。これは非常に重要な経験でした。リベリアも同じです。シエラレオネも同じです。他の国もそうです。中央アフリカ、ソマリアも今はそうです。彼らと協力し、このような新しい組織をつかって、人のニーズに応じていくことが重要です。

そして最後ですが、我々が女性のセキュリティ、そして司法へのアクセスと呼んでいることですが、女性は違うニーズを持っています。これも活動の一環としています。司法や警察などの公共機関において改善してきています。ジェンダーベースの暴力に対しても対応できるようにしています。

幾つかソマリアの例、特にソマリランド、ソマリアの北半分ですけれども、そこでの活動について見てみましょう。数年前まで、ここでは法の研究をしているような女性は全くおりませんでした。そこでロースクールをつくりました。そして女性が学校に通えるように対策を講じました。今、女性の警察官の数は随分増えてきています。

8年前の議論では、本当に女性がこの仕事ができるかどうか、能力的にできるのかということが疑問視されていました。同じようなことが他の国でも起こっています。司法についての組織には、より女性の参画が増えてきているわけです。これは良いニュースです。司法やセキュリティに関して、どのようなアプローチをしているのか、そして法の支配に関してどのような活動を行っているのかということです。

他の要素については時間の都合上、割愛をさせていただきます。ここに書かれているとおりで。ぜひ他のトピックについても見ていただければと思います。

ポスト 2015 年のアジェンダで起こっていることは、歴史的なものであり、かつてなかったようなものだと思います。法の支配、そしてガバナンスの分野で仕事をしている人たちにとってみますと、このような目標がポスト 2015 に入ってくるとは思っていませんでした。考えられないと思っていました。それがそこに出てきたということは、素晴らしいことだと思います。より厳しく、そしてより大きな活動につながるかもしれません。

そしてこの持続可能な開発目標（SDGs）全体を見ると、グローバルでのコンセンサスだと言えるでしょう。ガバナンスや法の支配は重要であるということです。重要であるだけでなく、ガバナンスや法の支配なくして開発は不可能なのだという内容になってきたわけです。開発を進めるために必須の要素であると理解されている。約 200 の国が世界中にあります。人類全てがこ

の問題について取り組まなければいけない、追求しなければいけないということを言っているわけです。このこと自身驚きだと思います。ミレニアム開発目標（MDGs）が採択されたときばかりだと、こんなことができるはずがないと言う人や、これでは不十分だという人もいました。MDGsのアジェンダにはたくさん批判する人がいました。しかし、当時、15年後にこんないい話が出てきている、成果が上がっているとは思っていませんでした。

ですから、私はかなり楽観的だと言えるかもしれません。SDGsに関してもそう思っています。正しい方向に進んでいると思います。確かに懸念はあると思います。それから国連事務総長も懸念をしているところですが、たくさんの目標があり、目標が曖昧過ぎるという懸念もあります。それから尺度がはっきりしていない、成果がどれぐらい達成できたかを見るためのデータをつくるのは難しい、それはそのとおりだと思います。

それから、資金源をどうするかという問題もあるでしょう。しかし、それでも私たちがこうした目標をみんなで作って、より正確なものにし、尺度をつくり、仕組み、組織をつかって、大きな成果を出していくことにつながればと思っています。

2014年12月に出された報告書の中で、事務総長が言っております。いろいろな17の目標を一つにまとめて言うとうどうなるか。その中の一つのキーワードがジャスティスだったのです。これはすばらしいと思いませんか。

国連開発計画では2014年から2017年に向けての新たな戦略計画を採択しています。そこでもこうしたトピックが既に入っています。司法、セキュリティ、また暴力を削減するといった内容です。これから更に、目標の実現に向けて、我々のプログラムにおける関わり方を調整していくということになるでしょう。そしてそれぞれの目標に対しての指標、尺度を決めていくということです。

国連の加盟国がこの一連の目標に同意をするということ、それ自体が大きな力となると思います。さあ、ここから実際に実現しなければいけない、そのお手伝いをしましょうということになります。例えばターゲットの一つ、暴力を削減するというのを取り上げてみますと、暴力の削減、これはブラジルで非常に重要な問題となります。ベネズエラでも、中央アメリカ、パプアニューギニアでもそうでしょう。そうした国では、政府がその問題を取り上げることにできない状況にあります。そのため、私たちはこの問題について議論が行えるようにしていく、議論をオープンにしていくということが必要です。

また、不正な武器の取引についても、大切な問題です。現在、これについての公開作業部会も行われています。そのための予算も確保します。具体的にどうやるかとい

うのがまだはっきりしていませんが、少なくともこの点については更に作業をしていかなければいけません。

それから資金について、マローン先生が、ODA だけでは今の時代は十分ではないとおっしゃっていました。資金をどうやって集めてくるか、これは ODA だけではありません。ODA というのはこうした大きな取組の一つなのです。そして来年のアデイスアベバでの会議において、加盟国と何を話し合いたいかというと、その資金をどうやって使っていくか、どうやって目標達成のために活用していくかということです。予算をどうやって集めてくるのか、またその収益をどうやって上げていくのかということをお話し合うつもりです。また民間部門をどうやって巻き込んで動かしていくか、目標達成に向けて進んでいくか、こうしたこと全てが、資金の話です。ODA だけではありません。そして、豊かな国だけが費用負担をしなければいけないということでもないと思います。将来はそんなふうにはならないと思います。そこにもっと目を向けていく必要があると考えています。

最後の点ですが、今日既に出てきました普遍性ということです。つまり私たちは皆、目標の達成に向けて責任を負っているということです。イギリスのガーディアン紙に今日出ていた記事があります。国連開発計画のアドミニストレーターがポスト 2015 年のアジェンダについて言及していました。ぜひその記事も読んでください。この資金をどうやって賄うのかということ、そしてグローバルなリスクに対する責任があるのだということについて言及していました。紛争、気候変動などのリスクに対する責任は世界にあるということです。一つの国だけでその問題に取り組むことはできないと言っていました。

ここで私の発表は終わりたいと思います。そして日本の方の関わり、関心について、法の支配の側面に対するコメントをいただきたいと思います。そうしたものについて私たちも学びたいですし、できる支援があればしたいと思います。御招待ありがとうございました。

これから 2015 年に向かっていくわけです。これまでになかったようなことが達成されるかもしれません。人類全て、私たちのこのコミュニティー、皆が何をすべきかということに向こう 15 年に向けて合意を見るというのは、これまでなかったことだと思います。ありがとうございました。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

スピーカーに対する質問は、4 人の報告者の報告が終わった後にまとめてお時間をとらせていただきたいと思います。

続きまして、世界銀行よりハイケ・グラムコウ様より御報告をいただきたいと思

ます。

ハイケ・グラムコウ様は、ハンブルク大学で法学を学ばれた後、ジョージ・ワシントン大学、アメリカン大学で教鞭をとられ、その後、ジェファーソン司法研究協会の副所長、米国検察官研究協会の研究開発部長、国家州裁判所センターの国際部副部長等を歴任されました。そして2008年からは世界銀行の上席法律顧問、そして2013年3月からは主任法律顧問を務めておられます。

それでは、グラムコウ様、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○グラムコウ ありがとうございます。御招待していただき、感謝申し上げます。

本当に素晴らしい参加者の皆様がお集まりになった会議だと思います。皆様の共通の関心、開発の行方、そして司法、法の整備、素晴らしいことだと思います。本当に素晴らしい歴史的な転換点に我々は今立っているというふうに申し上げられると思います。

このアジェンダに関連して、皆様方も、世界銀行の名前は御存じだと思います。お仕事にされた方もいらっしゃるかもしれません。少しだけ概要を申し上げたいと思います。銀行としての立場があります。我々の主たる業務は、主に国の政府に対して貸付を行うということです。各国の政府が世銀にいろいろなアイデアや要求を持ってこられて、それに基づいて貸付をします。世銀にも様々な規則や制限があります。資金提供に関しての縛りがあります。クライアントであるところの各国の政府が異なるアジェンダで来るということになるわけです。それによって、我々も国の政府あるいは各国と仕事をしていくことができるということで、関わり方が少し異なっております。クライアントである各国政府がまず新しい目標を立てて、ドナーを探していくというふうな流れになってきます。

世銀は、この法整備についても、広い意味で25年ほど関わっております。純粋な法的支援、例えば枠組みづくり、あるいは人に対する教育・訓練といった形です。それから司法改革という形もとってきました。もちろんこれだけでは十分ではない、何らかの変化が必要です。特に法を変えとなると、素晴らしい法だからといって、きちんとあるべき形で実施、執行されるかどうかというのは分からない。そのため法律だけではなくその制度も考えていかなければいけない。法が素晴らしくても、やはり各国の現実の問題がある、それを解決することができるかどうかということ、それから人、制度、これが後ろにあるわけです。このようなアプローチをとってきました。

現在、世銀が取り組んでいるのは、司法改革支援と呼んでおりますが、非常に多様性を帯びた形で展開されております。IT、トレーニング、パフォーマンスの測定、評価、こういったところもあります。

予算もまた重要です。7億5,000万ドルくらいでしょうか。他の機関に比べて司法改革の占める割合は非常に小さいということが申し上げます。非常に重要な、いろいろな意味で重要なところであるけれども、予算枠、投資されている資金は非常に僅かな割合であるということが言えます。ただし、例えば環境の改革をみると、それには規制の枠組みも含まれています。そこでも世銀は関わっています。そのため、今のポートフォリオ、7億5,000万以外のところにも入っているかもしれません。それでも割合としては非常に僅かだということが言えます。決してお金がかかることではないのです。ダムを建設するとなると巨額の資金になります。インフラの話になると金額が大きくなってしまいます。

新しい法律、あるいは能力向上のための政策の枠組みを支援するのに、決して巨額な資金が必要なわけではありません。例えばケニアの司法改革は、1億3,000万ドルです。5年間の計画、大きなプロジェクトだといってもそのくらいです。建設と比べれば非常に小さいのですが、やはり投資という観点で見えたときに、何を対象にしているかということも興味深いところでもあります。

それから、他のセクターと同様に、持続可能な開発ということと、それから司法へのアクセス、これはあらゆるセクターに関連しているものです。貧しい人たち、脆弱な人たちが司法に対してきちんとアクセスできるかということ、サービスを提供しているだけではなく、きちんとアクセスできるのか。できないのであれば、どういうメカニズムが必要なのか。例えば土地の問題は、よく出てくるわけです。紛争の元になりますし、重要な問題です。資源採取に関してもいろいろと紛争が出ています。これも、他のセクターと十分に連携をとりながら取組を行っているところでもあります。

世銀にとって比較的新しい分野が、この司法改革であります。これまでいろいろな議論がありました。こういった政治的なものは、世銀としては対象外だ、中立であるべきだと言われてきた時期がありました。警察であったり、あるいは人権の問題が出てくるので、世銀としてはこういった部分は対象外というスタンスでした。しかしながら、クライアント側、国側が変わってきました。特に中央アメリカで、いろいろな犯罪あるいは暴力が、エコノミストすら無視できないぐらいの非常に高いレベルで発生しており、我々に関与の機会が出てきたということが言えます。特に脆弱な国家、紛争、暴力が非常に頻発しているところ、ここについては恐らく世銀はもっと関わっていくことになると思います。

紛争国については、従来、投資対象ではないのでそれほど関わらないところだったのですが、例えば、改革の支援がどのようにできるのか、どのような影響を与えることができるのかという点についても考えるようになってきました。そういった経験

自体が、今後非常に重要で、興味あるものになっていくと思います。2015年以降は、より緊密に、この法・司法改革支援に取り組んでいく必要があります。

そして、知識、情報の交換、お互いに教訓を学ぶこと、教訓を経験から得ていくということ、様々な経験が我々の中にあります。それをきちんと評価をして、この国にはどういう問題があるのか、今後どのようにやっていくのかということを考えていく。時間やお金も当然必要です。教訓を得るということを確認にすることが重要です。行動を取る前にまずこういった知識・情報を得るということに関しては、やはりこれからも挑戦課題であり続けると思います。ゲームが変わってきて新しい目標が設定される中で、どのようなインパクトがもたらされるかというところも考えていく必要があります。

では、実際のところ、クライアント諸国がどういうニーズを持っているのかについてですが、数多くの分野が関わっています。マローン先生もおっしゃいましたけれども、私自身も様々なプロセスの中で、この司法改革あるいは法整備が残ってきたということを本当に嬉しい驚きで見ている一人であります。しかし、複雑な現実があるということも認識しなければなりません。これを十分に理解する現実性を持つ必要があります。どのような能力があるのか、そして必要であるのか、これは非常に難しい挑戦課題であります。これは皆で共に取り組む以外に解決する道はないと思います。

意味のある指標が必要です。困難な環境であっても収集できるような指標です。そしてその環境で意味をなすような指標です。国連で現在取り組んでいるものとして、既に世界中で利用可能な指標のセットを検討しています。既に数多くの指標が存在します。法の支配、司法、あるいは犯罪、暴力に関して、全部を見るのはほとんど無理ですので、現在どのような指標が利用可能なのかを検討しています。我々もその検討グループの一部であり、それにも貢献していきたいと思っています。

そして、問題なのは何が今利用可能なのかということです。どのような能力を国々は持っているのか、そしてどのような指標をつくる必要があるのか、自分でデータを集める必要があるのか、それは困難な質問です。そして時と場合によっては、今ある指標以外のものが必要な場合もあります。なぜなら今ある指標があまりに使いづらいことがあるからです。

民間セクターでうまく使っているようなものもあるかと思います。例えば民間の企業のパフォーマンスを評価するとき、どのように自分のパフォーマンスを評価しているのか、会社においてパフォーマンスをどう測定するのか、例えばシックスシグマがあるかと思います。私たちが見ているのは結果のデータではなくプロセスです。これらの企業は特定のいいプロセスを既に持っているのか、そしてそれがお客様のニー

ズを反映しているのか、これはかなり違うアプローチだと思います。

そして、指標はアクションがとれるようなものでなくてはなりません。単に暴力が増えている、減っていると見えるだけでは不十分です。その指標が国に対して何をす
るようにと語りかけることができるのか、それも課題です。

そして、もし指標に関して合意に達することができれば、次にどのような制度をこの測定に向けて国が
つくれるかの問題になってきます。これもまた別の話です。世界銀行も今テストをしています。幾つかの
アプローチのテストをしていまして、一つのアプローチは実際にウガンダで使いました。健康、教育、そ
して他のセクターを対象としまして、もちろん経済学者が成功をどのように測定しているかにも影響はさ
れていますが、私が望ましいと思っているのは、世銀の同僚とも対話を始めていますが、何か資金源
を見つけて、国が国内で司法関連の目標に関してテストすることができれば、これが意味のあるア
プローチになるかどうか試してみることができればよいと思います。そうすることによって、今も
継続中の議論の役にも立つと思います。

他のパートナーとのコラボレーションも進めています。ある程度進んでいますが、全ての組織が
まだまだやらなくてはならないことがあります。資金調達の話はもうしました。非常に意欲的なすば
らしい目標ですが、しかし、資金調達に関しては違うアプローチが必要となります。全ての人
が協力しなくてはなりません。多くの開発パートナーはいい経験をしています。国が
税収基盤を増やしていくということを支援していたかと思います。そしてこの目標を、例えば
公共の出費をチェックしてその資金がどこに行っているのかをチェックするなど、いろいろな
手法があると思います。そして民間セクターにインセンティブを与えて、貢献してもら
うのも役に立つと思います。しかし、多くの労力が必要です。かなりの多くの
コラボレーションも必要です。

また、法的な枠組み、政策、そして制度、特に司法制度においては、より多くの包
括的な制度が必要となってきます。これらの制度は司法へのアクセスを反映するもの、
人々が実際に恩恵を得ることができる司法サービス、きちんと機能する警察部隊、差
別をしない警察、女性に対する暴力に十分に対処できるような部隊、そして検察官、
裁判所。全ての司法関連の機関に関して包括性が重要です。単に効果的、効率的とは
概念が違います。過去においては効率や効果が重要でしたが、それだけが要素ではあ
りません。うまく機能している裁判所があっても、コストが高過ぎてそこに相談がで
きないのであれば、そして人口の一部が公平な扱いを受けないと感じるのであれば、
効率のよい裁判所であっても彼らにとっては役に立ちません。

そこで、我々の支援に関しても、どうすれば国々に自分の制度を設計してもらって
包括的にできるのかを考えてもらっています。既に、今現在何をしているのかは触れ

ましたが、今フォーカスしていますのが測定制度です。なぜならプログラムの準備はまだできませんので、何を測定する必要があるのか、それに関して国々のお力になれるのかを考えています。測定のアプローチのテストもしたいと考えています。

そして、他の開発パートナーとともに、初期段階の議論もしています。国連や、OECD ともです。OECD もまた関心を持っていただき、司法のテーマを2年ほど前に組み込んでくださいました。そしてどのような測定のアプローチがいいのか、どのようなデータセットが利用可能なのか、そしてマッピングとして、既に分かっていること、過去から学んだ教訓、そしてグッドプラクティスに関して評価をしようとしています。多くの国々がこれを必要としています。誰もが既に存在するものを再発明する必要はありません。そして一緒にできることかもしれません。一致団結して学びを共有する、これも可能だと思います。

以上で、現在対処している問題はほとんど触れることができたかと思います。かなり歴史的なことがポスト2015の目標で生まれてきそうです。そして開発コミュニティーはもちろん仕事がなくなるということはないと思います。ありがとうございました。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

それでは、続きまして、欧州委員会よりジャン・ルイ・ヴィル様より御報告をいただきたいと思います。

ジャン・ルイ・ヴィル様は、ストラスブール政治研究所、欧州大学院大学、パリ第1パンテオン・ソルボンヌ大学でEC法や政治科学について学ばれた後、欧州委員会に入られ、2011年からは国際協力・開発総局ガバナンス民主主義ジェンダー人権課長というお立場にあります。

それでは、ヴィル様、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○ヴィル 皆様こんにちは。最初に、法務省の方、そしてJICAの方々にお招きいただいたことにお礼申し上げたいと思います。皆様と同席して、この第16回法整備支援連絡会においてこのようにお話しさせていただくことを大変に光栄に思います。EUがこれまで長年にわたって取り組んできた重要な課題の一つであり、この分野における改革、支援を続けていく所存であります。

先ほどもお話にありましたが、今朝、マローン氏もお話しになりましたけれども、繰り返したいことがあります。ポスト2015年という枠組みは完璧に形がつくられたものではありません。この議論をめぐる成果は、これまで見ていますと非常に大胆な取組ということになります。そして今日の世界が抱える問題を乗り越えていくためには非常に効果的でなければならないでしょう。

まずは貧困を撲滅すること、そして社会経済環境における持続可能な開発を達成していくということ、そして全ての人権、基本的な価値観を守っていくということ、これが私たちが極めて大切だと思う三つの柱です。このような複雑で、そして広範囲にわたる取組を実行していくためには、歴史的にかつてなかったような取組が必要であると思います。このようなことは、取組を始めたときには思いもよらなかったと言えるでしょう。

これまで様々な取組が行われてきております。しかし、たくさんの成果がある一方で、これから先、来年9月に向けてまだ成さねばならない作業は山積みです。平和で、包括的な社会をつくっていく、また全ての人に司法へのアクセスを与えるということ、効果的で説明責任のある、そして包括的な制度を全てのレベルでつくっていくということは、本日の連絡会のトピックにおいても非常に大切なことだと言えるでしょう。

また、ガバナンス、説明責任や参画、非差別、そして透明性といった原則、これらをポスト2015年のアジェンダに全ての目標に関わる形で主流化していくということが必要ではないかと思っています。

この交渉に先立って、EUは他の多くのステークホルダーと同じように、自分たちの立ち位置を決める作業を行いました。そしてこれからどのような対策をとっていくのかということについても話し合いをしました。28の各国がEUグループとして話し合いをしていきたいということ、それだけを考えましても、足並みを揃えるということは難しいことです。

ここからはEUの具体的な枠組みにお話を移していきたいと思います。特に我々の法制度の分野に関してです。そして最後の方でポスト2015年開発アジェンダにおいて何を重要な要素として考えていくべきかということにも触れたいと思います。

まず法制度の枠組みとして、条約についてお話しします。この部屋の中にいらっしゃる法専門家の方は御存じかと思いますが、法的枠組みを立ち返ってみることが大切です。我々の場合にはリスボン条約ということになります。そしてこの条約において、国際的な場における行動の後押し役となるのは、私たち自身の創造、そして発展、拡大をもたらしてきた原則です。そして私たちはこの原則を世界に広げていきたいと思っています。具体的には、民主主義や法の支配、人権、基本的な自由の普遍性や不可分性、人間の尊厳を尊重すること、平等、そして連帯、国連憲章や国際法、こうしたところの原則を尊重するということです。これはそのままその文言をとってきたわけですが、リスボン条約の21条に書かれています。

また、EU機能条約の208条、文言はここでは繰り返しませんけれども、開発の政策についても書かれている部分があります。それらによって、開発政策の究極の目標

が書かれているのです。つまり貧困の撲滅です。ここでこの原則について長々と分析するつもりはありません。先達がそうした研究を十分になさっているからです。

また、条約の文言に加えて、政策という側面があります。欧州委員会が、法をどのように実行していくか、どのような考えを持っているかについての枠組みを考えたいと思います。

まず最初に申し上げたいのが「変化に向けたアジェンダ」ということで出された政策文書（コミュニケーション）です。3年ほど前に出されたものです。グッド・ガバナンス、人権、民主主義、ジェンダー平等、これらはEUの開発政策の大きな2本柱のうちの一つだということです。ガバナンスに対するEUの支援は、これから先、あらゆるパートナーシップの関係においてより重要性を増していくことでしょう。現在の支援プログラムについて見ましても、2014年～2020年期の計画においてそのことが表れています。このガバナンスに対する支援はパートナー国からも必要だとされており、将来の大きな取組の一つになると言えるでしょう。

もう一つの政策文書は、方法論について述べたものです。あまり細かい話をすべきではないかと思いますが、この文書が欧州委員会から出されたとき、それはEUの財政支援、第三国への財政支援への将来のアプローチということで出されました。財政支援の方法について、基本的には、プロジェクトベースのアプローチとともに、かなりの額のお金を直接その国の予算に対して注入するというやり方があるということです。これは非常に大きな重要性を持つ取組だということです。

また、このパートナーシップにおける契約には、当局、また、改革に関わる政府関係省庁が深く関与しなければなりません。また、その国からの強いコミットメントと両国、両者からのしっかりとしたモニタリングが必要になるということです。こうしたやり方がよいのか悪いのか、それはいろいろな意見があるかと思いますが。加盟国のやり方、あるいは資金提供国のやり方が、うまくいっているところもあれば、これは適切な協力のやり方ではないという意見もあるかと思いますが。それ自体大変興味深い議論にはなりますけれども、時間の都合上あるいはこの会議の目的とは少し離れてきますので避けたいと思います。

EU、そして欧州委員会においては、数年前からこうした方向に焦点を合わせるようになってきました。では、これまでの経験から何が分かるのか、どのような形で行われるべきなのかについての意見を申し述べたいと思います。

この方法論についての政策文書、もちろんこれは全体としてのEU条約21条と矛盾したものであってはいけません。つまり法の支配、民主主義、人権、これらを重視する政策です。そして開発政策について定めるEU機能条約208条とも矛盾があつて

はなりません。しかし、同時にこの政策文書では、まずパフォーマンスの評価を行い、そしてパートナーと資金提供側との相互のモニタリングによってなされるということなのです。つまり契約という形、合意という形で提供されるものであり、両者の強いコミットメントが必要だということです。資金提供国がただ資金をあげるということではなく、パートナー国において意思決定を行い、そしてその改革に対してその部門における改革をしっかりとやっていくという約束をするということなのです。

このような手段の改革あるいは改善については、これまでも努めてまいりました。それによって財政支援の管理方法を改善し、そして経済の安定性をもたらすこと、グッド・ガバナンスをもたらす、そして開発をインクルーシブに行っていくということも一緒に考えてまいりました。

それから、あと二つほど政策文書が出ています。一つは市民社会に関するものです。なぜなら市民社会が開発において果たす役割というのは非常に大切だと思うからです。まず、大きな役割を果たす存在であるということ、そして人々そのものに関わっていくということです。一般の人たちというのは、議会の人たちによって声を上げてもらうということはなかなかないわけです。国によってその程度の差はあるかもしれませんが、いずれにせよ市民社会がパートナーであるということ、草の根レベルということで、そして人々の権利について考えてくれるグループである、そして参画ということに、大きな後押し役を担ってくれる人たちなのです。ということで、この文書は市民社会に重点を置いています。

それから、最後の政策文書は、対外サービス部門というところが出した文書です。これは人権と民主主義についてのアクションプランということで出されたもので、人権戦略ということでEUでつくられたものではこれが初めてでした。2年前に出されたばかりです。これらは全て人権に強い光を当てております。このような人権についての戦略を立ち上げるまでに30年ほどの時間がかかったということなのでしょう。そしてこのような進展がようやく見られてきたということです。

では、現在、EUの立場としてガバナンス重視の姿勢が増してきている、このことをどう捉えたらよいのでしょうか。EUの機関、理事会あるいは欧州議会、欧州委員会など全て、また、加盟国、市民社会のグループなどが、EU全体に何を期待しているかといいますと、そのコミットメントをしっかりと守りなさいということです。そして目標と原則、私たちが決めたものをしっかりと守ってほしいということです。私たちはこのコミットメントを死守していかなければいけません。国際社会が皆、私たちの対応を見えています。ヨーロッパの世論もそうです。それから国家あるいはNGOなどのパートナーも、私たちがしっかりと目標を達成するかどうかを見ているのです。

このことは、昨年、開発理事会で改めて示されたことにもよく現れています。引用になりますけれども、「平和でインクルーシブな社会、民主的ガバナンス、法の支配、これらは重点的に取り組んでいかなければならない。そしてこれらの問題を解決していくことがポスト 2015 年アジェンダを非常に大きな変化をもたらすものにするために重要な要素である。」と。

では、このアジェンダがどのようにしてつくられて、またどのような要素がそこに含まれているのかを見ていかなければいけないでしょう。思ったより時間が経っているようですので、駆け足になりますけれども、お話ししたいと思います。

申しあげましたように、法の支配、司法については、様々なツールで実施されております。財政的、技術的、政治的、外交的、様々なツールがあります。それによって支援をし、関わってきております。財政的な面でいいますと、2014 年から 2020 年の期間で、ヨーロッパからの対外的な開発資金は、約 1,000 億米ドルに上ります。非常に大きなニーズであります。今のところ資金援助の 3 分の 1、7 年間で約 300 億ドルが民主的ガバナンスに割り当てられたと考えると、十分大きな金額であるということが、このグローバルなレベルでの努力に関して言えると思います。

技術的な支援だけではありません。今申しあげましたような、様々なツールを使って支援が行われております。ガバナンスというのは幅広いものであり、司法だけではなく、たくさんのをカバーするものであります。

セキュリティも非常に幅広いものであります。司法、セキュリティは重要であります。また、民主主義という側面で選挙の制度等も入っています。選挙あるいはそれに関する組織、国によってはこれが必要なところもあります。

一つのツールが他よりはいいというものではないわけです。多くの経験、取組を我々もこの分野でしてまいりましたが、ここで留意すべきことは、一つのツールというのではなく、両方が必要であるということが多くの場合言えます。十分な予算支援も必要ですし、それプラスやはり技術的な法整備支援ということも必要である。どちらかだけでは十分ではないということが往々にしてあります。これには強い政治的対話が伴わなければなりません。昨日もこの話題がありました。私どもでもこれまで出てきた論点でありました。政治的対話が必要なケースもありました。例えば大きな改革のプログラムに関するものであります。これは司法だけではなく健康、医療、教育も入ったもので、そうなる政治的な対話というのが必要になってきたわけでありませぬ。価値を共有し、コミットメントを確認・共有していく、責任を明確にするということを、お金だけ、目標だけではだめだったわけです。コンスタントな関係というものの構築が必要だったわけでありませぬ。両方が十分にコミットメントをする必要があ

ったというところであります。

それからプロジェクトアプローチをとる場合もあります。つまり国として完全な予算的支援が必要なわけではないという場合に、一つの選択肢としてプロジェクトアプローチというのがあります。これは使用頻度としてはむしろ低いほうです。これは現地のコンテキスト、背景等に基づいて行われるものであります。

司法関連では、全体的なガバナンスの状況をまず見ていくというのが重要です。その上で、予算的支援等にも関わっていくということが必要だと考えています。政策に関する対話をして、可能であれば市民社会あるいは非国家的な組織とのやり取りをする、そして変革が実施されるかどうか、彼らにとってプラスに受け入れられるものであるかどうかということを見ていくということも必要でありました。

我々の経験ですけれども、ここ10年ほどを見てみますと、全世界で司法、法の支配の支援を行ってきましたけれども、司法問題に対する技術的な解決策に集中した支援、国家機関内部の組織能力の構築に重点を置いてきました。司法へのアクセス等に関しても取り組んできました。人々が司法へのアクセスを権利として、能力として持っているかどうかということ。これもマローン先生がおっしゃったところでありますけれども、例えば病院であれ、同じ教育であれ、サービス自体があったとしても、そのメカニズムとしてアクセスを確保できる仕組みがあるかどうか、そして差別対象になっているのならそれはなぜなのか。マイノリティーであるからなのか。そういうことをきちんと現実に確認をしていくということが必要でありますし、サービス提供アプローチというふうに申し上げられるかもしれません。これは人のニーズに基づいて、それに対応するものであると考えられております。つまりそこに耳を傾けるということ、それに適応し、対応していくということが非常に重要であるというアプローチであります。EUでの取組の経験でありますけれども、例えばコンゴでは、モバイル裁判所もあります。手続がきちんと対応できるかどうか、弁護士会とのやり取りや裁判官の研修など、非常に様々な側面が入っているということが言えます。それから、当局からこのような裁判所をつくってくださいというような要望もあります。そのためバランスが大事です。ITのシステム、これは当然非常に有効でありますけれども、それプラス人という側面、ハード・ソフトの側面といってもいいと思いますが、両方のバランスが必要であります。

それから、これはインフォーマルな司法があります。貧しい方々、脆弱な方々は、なかなか十分なフォーマルな司法へのアクセスが得られないという場合に、より安くアクセスできるというものです。それ自体は、コミュニティーの一つとして、決して悪いものではなく、原則としては、これは許容されるものというふうに考えておりま

す。フォーマルな司法へのアクセスがないときには、彼ら自身が伝統的な形で、ローカルなレベルで、インフォーマルな司法を行うことがあるということでもあります。

我々が目指しているところとして、財政的な取組が二つあります。説明すると非常に複雑になるものでもあります。簡単に申し上げますと、ラテンアメリカ、アフリカ、アジアという地域別のもの、それからテーマ別のものということがあります。例えば私自身、人権、民主主義というテーマ担当であるわけですが、どこかの地域あるいは国対象というわけではなく、ほとんど全世界が対象になり得るということになります。現時点では国という状態でない場所、地域というのも入る可能性があります。地理的なものと、テーマ的なもの、パートナーシップ、予算的な措置、そしてまた並行した形で市民社会のサポートや、その他の取組を使うということで、相互補完的な形で考えていくということでもあります。

これまで司法、法の支配に対する活動を行ってきたわけですが、一つの結論として申し上げられることは、人権を十分に考慮していくということです。人権ベースのアプローチというものを語る中で、これは一体どういうことを意味するのかということを考えていく。これは時間を十分にかけて考えてきたわけですが、これからも必要です。

二つのスローガン、キーワードがあります。人権の主流化というのは、決して傷つけない、何かをやったときにきちんとそこで注意をして、人あるいは受け手あるいは国に有害にならないという形です。これに対して、人権ベースのアプローチというのはさらに一步進んだアプローチ、方法論であります。例えば権利を持っている人がおり、一方で義務を持っている人、これは国であったり政府であったりという場合が多いわけですが、その両者がいます。一方は責任を負担する、例えば教育へのアクセスや、医療サービスなど、近代国家が提供すべきものを提供する責任を持っているという人たちがいるわけであり。こういった新しい人権に基づくアプローチの中では、こうした分析のツールを使って、プロジェクトを見ていくことがここでは必要となります。

今後は、古典的なものを全く排するものというわけではありませんが、変わっていくということが言えると思います。例えば分析の方法も変わってきております。人権を条件的に考慮するのではなく、コアエレメント、確たる要素として考えていくというふうに変化していくということでもあります。

アレハンドロさん、ハイケさんも話をされましたが、ポスト2015年アジェンダについて、残りの時間、少しお話をしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、EUの28加盟国のコーディネーションは決して容易

ではありません。加盟国ありきの EU ですので、説得をする、加盟国の方々に共通の認識で合意をしてもらおうということを推進していくことが大事です。交渉の中では、ブリュッセルで決定をしたこと自体に対して紛糾する場合があります。いずれにしましても、現時点で重要と考えていること、推奨すべき要素ということを考えていきたいと思えます。

まず一つは、普遍性ということでもあります。アジェンダの普遍性、これが重要であります。それから相互の説明責任ということ。これは義務というだけではなく、例えば司法へのアクセスということに関してもそうです。全員が対象になっております。ウガンダで考えたときに分かりやすいと思えますけれども、フランスの場合はどうでしょうか。いろいろな市民グループの中で法へのアクセスがない場合もあります。ですから、ウガンダだけに対応するわけではない、フランスでも対応する問題があるということ。誰が何をどのようにしたらいいのかということについての議論、どの国でもあるということでもあります。ですから普遍的であるということを考えなければならぬということでもあります。

もう一つの要素として重要なことは、全員の参加が必要であるということ。全てのレベルに関して必要であります。政府だけではなく、全ての社会の中の構成要素、例えば市民社会の団体であったり、あるいはどのような政党であれ、一つの政府だけの参加というわけではない、全ての全員の参加というものが非常に必要になっていくと思えます。

三つ目の要素でありますけれども、司法、法の支配、民主主義的な制度、これらは言葉だけではなく、非常に大きな進展がこれまでと比べてあったと思えます。中央のレベル、そしてローカルなレベルで、重要であります。国によってこれも異なります。

全員の参画、つまり市民と協議をすること、関与をすること、そして説明責任のメカニズムというのが必要だと思えます。これも今、指標、目標の中に入れ込んでいかなければいけません。そこでどうやってそれを説明するのか、どうやって報告をするのか、どのようにして説明責任をとらせるのかといったことも大切です。これは非常に実際に複雑であって、どのような複数の指標を用いても、十分ではありません。指標が意味を持つのは、市民が、この国が今この状態にあってここに向かって進んでいきたいのだという意識を持っている場合だけです。その指標をもって、これから先続けてどのような取組をしていけばよいのかということをし合う基礎にできなければなりません。それが鍵でしょう。

それから最後に、市民社会です。市民社会と NGO の話をしておりますのは、NGO と仕事をするのが非常に多いからなのですが、もちろん NGO だけではなく、学校

の研究者や、いろいろなセクターの人たちが開発の分野において活動しています。こうした全ての関係者が活動全体の中で役割を果たすということが必要でしょう。

結論になりますけれども、本日ここで示したように、強固な法的枠組みがあるということをお分かりいただけたかと思います。私の考えでは、こうした経験をぜひ共有すべきではありますが、もちろんここで話し尽くすことはできません。ただこれまでの経験から言えることは、共有の価値観、共有するコミットメント、そしてたくさんの議論を行う、そしてそれぞれの場所、その国に固有の状況について考えていかなければいけません。一つの答えで全てに対して問題解決が見出されるということではないのです。したがって、そういったところをこれから議論していかなければいけないわけですし、また最初に申し上げた幾つかの重要な要素、他にもたくさんいろいろな要素はありますけれども、これが新たな開発目標のパッケージの一部に入るべきだと思っています。というのは、これらこそが非常に強力な、そして変化を本当にもたらす、持続可能な開発を実現するための鍵だと思うからです。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

それでは、第2部最後のスピーカーをお迎えしたいと思います。

外務省国際協力局政策課課長補佐、濱田摩耶様より御報告をいただきたいと思います。

それでは、濱田様、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○濱田 皆さん、こんにちは。外務省国際協力局政策課の濱田と申します。今日はこのような機会を与えていただきましてどうもありがとうございます。

今年、ポスト2015年開発アジェンダが策定される年ですが、その年の初めに、現在、日本政府は、ODA大綱の見直しに取り組んでおります。間もなくそれが閣議決定されるというこのタイミングで、日本政府として開発協力についてどう考えているかということについて皆様にお話しできる機会をいただけてありがたく思っております。

日本のODAは、昨年60周年を迎えました。1954年にこのプランに日本が加盟してそれから60年ということで、昨年は大変記念すべき年でありましたが、その60年を振り返ってみますと、日本のODAはこれまで国際社会の平和と発展に非常に大きな貢献をしてきた、そしてそのことが日本自身の繁栄、そして安定というものにもつながってきたと考えております。

ただ、現在の国際社会を見てみますと、国際社会自身、そして日本自身も大きく変化をしている中で、ODAのあり方、ODAの果たす役割というものについてももう一度

考え直さないといけないのではないか、ODA 自身、これからも変わっていかないと
いけないのではないかということで、昨年3月、岸田外務大臣より ODA 大綱の見直
しを発表いたしました。

ODA には60年の歴史がありますが、1992年の6月に ODA の在り方、理念などを
きちんと示そうということで閣議決定された文書が最初の ODA 大綱になります。そ
れから11年たって2003年の8月に再度改定されて、現在の ODA 大綱ができたとい
うことになります。それから約11年たって、先ほど申し上げたように国際社会及び
日本の変化というものを見直した上で新しく ODA の方針を定めようということで昨
年の3月に発表したということになります。

昨年の3月に発表されて以降、外務大臣の下に置かれた有識者懇談会での議論を経
て、その後、NGOの方々、市民社会の方々、そして国際機関、各ドナー、もちろん
途上国の方々、本当にいろいろな方々と議論をしていく中で新しい ODA 大綱という
ものを策定いたし、昨年の10月に政府案を公表いたしました。それを基にパブリッ
クコメントを1か月集め、現在、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて
最終的な案を作っているところです。間もなく、数週間のうちには閣議決定される
という見通しになっております。

今日は、新しい大綱、ODA 大綱が名前を変えて開発協力大綱というように名前を
変えることを予定しておりますけれども、この開発協力大綱は何を目指しているのか、
この新しい大綱のもとで日本政府として何をしようと思っているのかということをお
話したいと思っております。

最初に、国際社会、日本を取り巻く環境はいろいろ変わってきていると冒頭申し上
げました。では、その国際社会、日本を取り巻く環境の変化というのは一体何なのか、
開発課題が現在どのように変化しているのかということをお話しさせていただい
て、その上で新大綱、開発協力大綱のポイントについてお話しさせていただければと
思っております。

まず、国際社会及び日本を取り巻く環境の変化、そして開発課題の変化というこ
とでございます。最初に現在の国際社会というものを見てみますと、言い古されたこ
だと思っておりますけれども、グローバル化が非常に進展している、その中で例えばさま
ざまな課題、例えばアフリカの奥地で起こったエボラ出血熱の問題が瞬時に世界に影響
を与えるという時代になったり、どこかで起こった経済危機というものが世界全体に
影響を与えるようになったり、テロの問題や海賊の問題などを含めどこかの地域で起
こった問題というのが世界中に影響を与えるようになっているというのが一つ大きな
変化としてございます。

また、国際的な活動に関わるアクターというものも非常に多様化しています。例えば、現在の国際社会、特に開発途上国を見てみますと、現在、途上国に流れる資金のうちのODAの約2.5倍から3倍のお金が民間資金として途上国に流れていると言われています。こうした中で、政府だけではなく、いろいろな方、民間の企業ですとかNGOですとか個人の方、そのような方々が世界でどんどん活躍をしている、そのような動きを捉えないといけないということを考えております。

それ以外にも、中国を初めとする新興国が非常に台頭してきているということ、世界中のパワーバランスが変わってきているということ、その中で世界が多極化しているということ、そうした国際社会の中に我々は今生きているというように考えています。

では、翻って日本を見てみると、例えば高齢化が進んで人口減少が進んでいるという状況、そして財政の状況も非常に厳しいということ、経済規模のことなどを考えてみますと、やはり日本の中だけでは生きられない、海外展開をどんどん進めていかないとこれから生き残れないという世界の中の日本の姿があると思います。

そうした時代にあって、やはり国際社会と共に日本としても国際社会の抱える課題をきちんと解決していくために積極的に貢献すること、そして国際社会の平和と安定、そして繁栄というものを築いていく、その中に日本の国益というものもあるというように今の政府としては考えているところです。

また、先ほど申し上げましたように、現在もいろいろなアクターが国際社会で活躍している時代になったということを受けまして、今までのように政府だけのことを考えてはいけなく、政策課題を解決していく上において、民間企業ですとか市民社会とか、いろいろな方々と連携をしてオールジャパンで政策をつくっていかないとうまく政策目標を達成できないということを考えています。

そうした中でつくられたのが2013年末にできた国家安全保障戦略であり、2013年6月頃に策定された日本再興戦略というものでありました。その中に先ほど申し上げたような考え方が表れているということが言えると思います。これらの戦略の中でも、ODAをぜひ積極的にこのような政策目標の達成のために使っていくべしということがうたわれているということになっております。

次に、開発課題というのは現在どうなっているかということを見てみますと、一言で申し上げますと、有識者懇談会の中でも非常に多く言われたことですが、現在の国際社会が抱える開発課題というものは非常に多様化、複雑化、そして広範化しているというように言えると思います。

まず、先ほど新興国が非常に台頭してきているというお話をいたしました。確かに

多くの開発途上国において一定の開発の進展が見られて、幾つかの国では非常に急激な進展を遂げているということは言えると思います。ただ、その経済成長の陰にいろいろな課題が新しく生まれてきていて、例えば国内の格差が広がっていたり、ガバナンスが非常に脆弱であるために政治的、経済的な不安定さというものがあったり、人権ですとか法の支配に問題があったりだとかを含め経済成長はあるけれども、やはり国内の中に課題として残っている場合があります。その他にも環境問題、地球温暖化の問題などを考えると持続可能ではない形で開発が進んでいるという国があるなどこれまでのように GDP ですとか一人当たりの成長率とか、そのようなものでは現れないいろいろな複雑な開発課題という新しい問題が出てきている。そのような多様な課題にこれからの世界は対応していかなければならないというのが一つの大きな動きです。

もう一つの視点ですが、そのように非常に成長している国がたくさんある一方で、やはり成長から取り残された国というのが数多くあって、そこで起こる問題というのが世界に大きな影響を与えるようになってきているということがあると思います。そうした国においては、不安定な政治経済状況、それがまた貧困を引き起こして、その貧困というのが新しい政治的な不安定を生むというように不安定と貧困の悪循環が進んでいってどんどん状況が深刻化しているという状況があります。そうした国においては、国家が安定して開発に向かっていけるように基盤をつくっていくこと、そのために何ができるのかということを考えないといけないという問題があると思います。

最後に、先ほど広範化ということを申し上げましたけれども、グローバル化の中で一つの課題が非常に広範化して世界に影響を与えるようになったことによって、急いで対応しないとイケない問題、そして開発資金というものが非常に莫大になっているという問題がございます。

このとおり開発課題というものが非常に変化している中で、ODA はこのような多様化、複雑化、広範化する課題にこれから立ち向かっていかなければならない、そうした時代になっています。まさにそうした開発課題の変化の中で、現在、ポスト2015年開発アジェンダに関する議論が最終的に進んでいるところでございますけれども、これに対しても日本政府として開発協力を通じて貢献していかなければならないということで今回の大綱を定めるということになりました。

では、こうした考え方の下に新しい開発協力大綱はどのようなものを今政府案として考えているかということをお願いしたいと思います。

この新しい開発協力大綱の最も基本的な考え方としてございますのが、先ほど申し上げた国際社会の課題というものに日本として真剣に取り組んでいくこと、そして国

際社会の平和と安定と繁栄を築いていくこと、それが日本自身の国益であるということが一番基本的な考え方として目標に掲げています。

日本がこれまで、先ほど60周年を迎えましたと申し上げましたが、日本のこれまでの経験を生かして、これまで以上に国際社会の問題に取り組んでいこうということを目指しています。日本のこれまでの経験は何かと申しますと、やはりこの基本方針のところに掲げていますように、例えば人間の安全保障の推進であったり、途上国の自助努力支援を支えてきたという経験であったり、あとは途上国が自律的に発展していけるように、例えば人づくりとか法制度整備支援ですとか、そのようなことを地道にやってきた、そうした経験というのをいかしてこれからの国際社会の課題の解決に取り組んでいこうというのが最も基本的な考え方として今回の開発協力大綱の中にうたわれているものでございます。

その中で、大きなポイントとして2点御説明したいと思えます。一つは、重点課題、すなわち一体どのような課題について取り組んでいこうと思っているか、そしてもう一つは、どうやって実施していくか、官民連携をどのように行うかというお話をさせていただきたいと思えます。

最初に、重点課題、今回の開発協力大綱の中で一体どういう世界を日本として目指したいと考えているかということをお話ししたいと思えます。

一つ目は、大きな目標として質の高い成長というものを掲げました。質の高い成長というのは何かと申しますと、一言でいうと包摂性、持続可能性、強靱性というものを兼ね備えた成長であると考えています。

では、包摂性というのは何かというと、先ほど申し上げたように、現在、非常に経済成長、開発が見られる国はたくさんありますけれども、その中に国内の格差であるとか取り残された人がいたり、社会的にマイナライズされた人がいたりするという問題がございます。誰一人取り残さない、成長の果実がみんなに行き渡る、そのような包摂的な社会をつくっていくこと、それが包摂性という言葉で表現したものでございます。

それを実現するためには、例えばガバナンスをきちんとして、所得の再分配が行われること、社会保障がちゃんと行われること、そうした必要がございます。それをやるためには、例えば行政能力も必要ですし、そのための法制度の整備も必要になります。あとは、開発に全ての人々がきちんと参画してみんなの意見を取り入れた形で開発を進めていくこと、そうした中で包摂的な成長というものが実現されるというように考えています。

二つ目の持続可能性という問題ですけれども、これは環境問題、温暖化の問題、い

ろいろありますが、世代を超えて持続的に続いていく成長、これを持続可能性という言葉で言い表しています。ですので、例えば温暖化の問題、生物多様性の問題、様々な環境問題がございますけれども、そうしたものと両立する形で成長が進んでいくように開発を考えていきたいということがございます。

最後の強靱性については、開発がどんどん進んでいく中でいろいろなショックに直面することがあります。例えば自然災害であったり、経済危機であったり、いろいろな問題にぶち当たったときにそれを乗り越えていける強さを持った成長であるということが強靱性という言葉で示しているものがございます。

このためには、例えば防災の問題ですとか、あとは、何か起こったときの社会的な保険のような制度、経済が多角化していきちんと何か起こったときに対応できるというようなものであること、そういう形で強靱な成長というものをつくってきたいというように考えているところです。

このとおり、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた成長が続いていくことによって、途上国自身が自律的に発展していけるような成長、そういったものを目指していきたいと考えているところでございます。

二つ目の新しいポイントとして、今回、開発の基盤というものを重点課題の中に掲げました。開発の基盤というのは何かというと、先ほど質の高い成長を実現したいというお話をしましたが、質の高い成長、まず開発をやるためのそもそもの前提として、まず社会が平和であって、安定していて、そして人々が安心して経済社会活動に参画できて、そして予見可能性があって社会が公正に運営される、そのようなところでないと幾ら開発を進めようとしてもなかなかうまくいきません。まず開発の基盤をつくっていかうというのがこの二つ目の重点課題です。その中で大きく掲げたのが、普遍的価値の共有と平和で安全な社会の実現です。

一つ目の普遍的価値の実現というのは、若干定義が難しいところがありますが、民主主義ですとか自由とか人権とか法の支配であるとか、そういった普遍的価値というものを実現していくということです。その中で、まさに法制度整備支援であるとか民主化支援であるとか、そういったものをきちんと進めていく必要があるということを考えています。

この法制度整備支援、民主化支援、皆さんの方がずっと専門家だと思いますけれども、ただ制度をつくるだけではなくて、そこで働く人、それをうまく動かしていく人を育てていく、さらには民主化支援などではまさに国民一人一人が民主化の意味というものをきちんと理解して行動できるようになること、そういったことも含めて支援をしていきたいというように考えています。

もう一つの柱である平和で安全な社会の実現ということでは、今までの大綱の中にも平和の構築ということでポスト・コンフリクト国に対する問題の解決というものは非常に今まで日本としてもやってきたところではあるのですが、それだけではなくて、紛争がなくても安定して安全な社会でないと人々はきちんと生活ができないという観点から、例えば法の支配、法執行能力の向上であるとか治安維持の問題であるとか、そういったところにもきちんと取り組んでいく必要があるというように考えています。それを重点課題として掲げたところでございます。

二つ目の大きな柱である実施のところの官民連携というお話ですけれども、先ほど申し上げたような開発課題というものを解決していくために、やはり現在の国際社会を見てみると、冒頭申し上げましたように日本政府だけではできず、やはりオールジャパンでいろんな皆さんの力を活用しながらやっていかないといけないということを今回改めて大きく官民連携という形で掲げました。

では、そのためには一体どうするのか、非常に我々自身、今悩んでいるところではあります。民の方々、民間企業、地方自治体、そしてNGOの方々、いろいろな方々と意見を交換して、皆さんの提案を取り入れた形でODA政策をつくっていききたいというふうに考えております。今まで努力してきたところではあります。これまではなかなか皆様の提案を受けて案件をつくっていくということができてこなかったということもございまして、これからは今まで以上に官民連携ということを意識してそうしたことをやっていききたいと考えています。

もう一つは投資環境整備ということでして、民間資金を動かすため、投資を進めるためには投資環境整備というのが必要になります。日本政府としてはよく三つのインフラということを申し上げております。すなわち、いわゆるハードのインフラに加えて人材、人のインフラ、そして法制度、制度のインフラということを行います。ですから、これらのインフラをきちんと整備することによって民間企業が安心して投資ができるような環境を整えていききたい、そのための支援をしていききたいというふうに考えています。

以上が新大綱のポイントということになります。まとめますと、開発課題が冒頭申し上げましたように多様化、複雑化、広範化している中で、それにいかに対処していくか、新しい課題というものがたくさん出てきている中で、それに正面から取り組んでいこうということを考えながらつくったのが今回の大綱でございます。それに対応していくためにいかにオールジャパンの体制をつくっていくか、そのために我々として何をしないといけないのかということを中心に考えなければいけないということが大綱の中にうたっているものでございます。

本日のテーマの法制度整備支援というのも、まさに今回の大綱の中でいろいろな場
所で言及されているところをごさいます、新しい取組として今後きちんとやってい
かないといけないと考えています。その観点から、一つ今後の課題として我々が考え
ているのは、皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、法制度整備支援をやるた
めには人づくりが重要な鍵になる、そのためにはいわゆる技術協力をどんどんしてい
かないといけないわけですけれども、その技術協力を今後進めていくために協力をす
るための人材というのを日本の中でも育てていかないといけないし、そういう方々と
連携していく必要があるというように考えています。

ですから、法制度整備支援を今後日本として一生懸命やっていくために、日本自身
の体制整備というのもこれから考えていかないといけないというように考えていると
ころをごさいます。

以上です。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これから午後3時20分まで約20分間をこの4名のスピーカーに対する
質疑応答の時間に充てたいと思います。

なお、午後3時20分からは20分ほど休憩をとりまして、第三部のセッションがご
さいます。この第三部のセッションにおきましては、この4人のスピーカーを交えま
したパネルディスカッションがごさいますので、この20分間の質疑応答の時間で質
問し尽くせなかった場合がありますけれども、第三部の中でさらにお話を伺うことがで
きますので、その点、改めてお伝えしておきます。

ところで、質疑応答の進め方ですが、午前中と同じように大阪、東京の順で行いた
いと思います。お手元のマイクを御使用になり、あるいは会場左右後方に設置しまし
たスタンドマイクを御使用になって質問ください。

そして、質問に際しましては、御所属とお名前をおっしゃっていただくほか、ど
なたに対する質問かも明らかにした上で御発言をお願いいたします。

東京会場のほうも準備のほうはよろしいでしょうか。

○野瀬 はい、東京会場、準備大丈夫です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず大阪会場のほうから御質問のある方、手を挙げていただけますで
しょうか。

それでは、島田先生、よろしくお願ひします。

○島田 ありがとうございます。島田弦と申します。名古屋大学国際開発研究科から
参りました。法と開発を大学院で教えております。非常にそういう意味では示唆に富

んだ本日のお話を拝聴いたしまして、アルバレスさん、それからハイケ・グラムコウさん、UNDP、世界銀行のお二人に対しての御質問です。

私の印象ですが、このUNDPと世界銀行、アプローチあるいは考え方、開発に対して非常に相対する考え方ではないかと思っておりますが、世銀は経済開発、一人当たりのGDP等に焦点を当てている、マクロ的である。一方、UNDPは人的開発に焦点を当てていらっしゃる、所得だけではなく教育や医療、健康といったところに焦点を当てられるふうに印象を持っております。

しかしながら、近年、特に本日のお話の中で、この二つ、世銀とUNDP、非常に似通ったアプローチをこの法整備ではされているように思います。例えば人あるいはデマンドサイドの思考があるように拝見いたしました。今日のお話、例えば世銀、JFPと呼ばれておりますジャスティス・フォー・ザ・プアーというプロジェクトを持っておられます。あとUNDPのほうでは、貧しい人のための法的エンパワーメントということを実施されて非常に似通っていると思います。この類似性に関してなんですけれども、これは二つの団体がフィロソフィー的にポリシー的に収束している、似通ってきているのでしょうか。

それともフィロソフィーは異なっているけれども、たまさかアプローチが似通っているようにとってこられるのか、どちらでしょうかというのが私の質問です。

○司会 アルバレス様とワールドバンクのグラムコウ様に対して、それぞれのUNDP、それから世界銀行の政策ポリシーが最近近づいてきているのではないかと聞いた趣旨の御質問でございます。

それでは、まずUNDPから、アルバレス様から質問にお答えいただいでよろしいでしょうか。

○アルバレス ありがとうございます。御質問感謝します。

正直申し上げまして、世銀、UNDP、アプローチは異なっているというふうに私は思っております。私が今のところ拝見している中、この近年のアプローチが似通った形であるということですが、全般的に国連はこういったところでの活動、特に紛争、暴力といった影響を受けているところに関しては、具体的な 이슈に焦点をかけるということがあり得ます。一方、世界銀行はよりオペレーションとしては通常のセッティング、背景の中というところも入っているということは言えると思います。

それから実質的な違いということはあるんでしょうかということですが、私自身は大きな違いというのはあるとは思いません。スタンスは異なっているかもしれませんが、共にいろいろなところで行動的に、例えば情報分析等で行っているけれども、全てのどのような組織にも義務、仕事があるわけで、そういう意味では世銀と国連で

は異なるということは言えると思います。しかし、同時に単一の目標を共有していた、つまり貧困の撲滅、これは変わっていないわけであります。追求をしているわけです、貧困に関して。

それから二つ、つまり繁栄の共有というところも入ってきております。これはもう数十年の試みの中での経験です。途上国では大部分の人々が貧困の状況で生活しております。まだまだ、例えば医療へのアクセスがない、教育へのアクセスも限られている、こういった状況の人が大多数いらっしゃいます。ある国々においてはそういう状況があるということによって、世銀はより広範囲なアプローチを、より包括的なアプローチをとってきているということが言えると思います。

プロジェクトの中には、例えばジャスティス・フォー・ザ・プアー、これはトラストファンドの形をとっています。全体的な核となるタイヨのプロジェクトにおいては、少しずつ変わってきているということであります。まずは先ほど申し上げましたように、クライアントのほうからアプローチをいただく必要があるわけです。デマンドを提示していただく必要があるということです。条件は、関与に関しては決して厳しいものではありませんが、それを受けてお話をするという形になるわけであります。

しかし、ジャスティス・フォー・ザ・プアーの制度のようなトラストファンドの形があります。あるいは人権でもそういうふうなプロジェクトが長年にわたってあります。トラストファンドの形ということ、それほど広報しているわけではありませんが、そういうプロジェクトが複数あります。そして継時的にこれは変わっていくのと思えます。

似通ったアプローチ、今日お話をお聞きしていただいた中でも JICA の方々、より似通ったアプローチということが言われております。国連もそうです。また世銀においてもよりヒューマンセキュリティー、人間の安全保障の方向に急いでいるということとも言えると思います。ですから、開発、そして貧困を地球規模で考えているとなるとヒューマンセキュリティーということを考えざるを得ない。そういう意味では似通ってきているというのは当然かと思えます。

○島田 ありがとうございます。私の学生からの質問でありまして、それを先生方にお聞きしたので、これに関しましてはその学生に対して返事ができると思います。

○司会 ここで一旦、東京会場に質問がないかどうか尋ねてみたいと思います。東京会場はいかがでしょうか。

○野瀬 東京会場で御質問のある方は挙手を願います。大阪会場と同じように、まず冒頭に御自身の名前と御所属を述べていただければと思います。御質問のある方は挙手願います。

○横山 東京会場で山形地方検察庁検事の横山でございます。国際協力に興味がありますもので参加させていただきました。

二つ質問がございまして、一つ目はジャン・ルイ・ヴィルさんに対するものでございます。

先ほど EU のお話の中で 1,000 億ドルの拠出、そのうち 3 分の 1 が今回の法のサイトに、そのうちというか、これまで 3 分の 1 ぐらいが使われていたという話もございました。その対価性について EU の中で議論があるのかどうか。つまりそのような額を拠出することにそれでいいのかという反対意見がないのかというあたりをお聞きしたいというのが一つでございます。

二つ目がアレハンドロ・アルバレスさんとジャン・ルイ・ヴィルさん、お二方に対する御質問でございますけれども、普遍的な価値としての人権について、第 2 次世界大戦後もそれを受け入れないというか、なかなか受け入れられない途上国の国民の方々がいるように思います。そういう中で意識を変える、そういう意識を変えていくというところに開発というのを向けていく際の今までの御経験やこのようにやって成功した例があるといったものがあれば教えていただければと思い質問いたしました。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

質問、二つありまして、ヴィル様に対する質問とアルバレス様に対する質問ということでございます。

それでは、まずヴィル様から質問が二つございましたが、お話しいただいてよろしいでしょうか。

○ヴィル ありがとうございます。東京の皆さん、こんにちは。質問ありがとうございます。

1,000 億米ドル、2014 年から云々で 3 分の 1 はという話についてですが、その予算配分、どこに何をどう充てるかというディスカッションをしているかという御質問だと思います。それは私たちだけでのものではないのです。EC だけが決めるわけではありません。配分に関してですが、プログラミングディスカッションというふうに呼んでおりますが、様々なパートナー国とやります。様々なニーズがあり提案があります。そして我々のオファーが出てきます。議論をするわけです。ガーナ、PNG でやりますよ、ベレンはこうですよ、というふうに決めるわけではない。つまりダイアログ、対話です。双方向であります。数年前にも決めたのですが、こういった対話型にしようということ、政府当局に関しても援助に関してはそういうアプローチをとっております。

その国の承認が必要で、我々の方から一方的に決めるということではできないという形をとっております。こういう仕事をしようとなった場合に、もちろん率先はいたしますけれども、非常にあるところの非常に深い変革が必要となると当然ながら相手国の政府あるいは当局の承認、納得が要るわけでありまして。そうでなければいけないわけでありまして。

そういう意味で、数字でありますけれども、そういったプロセスを経て出てきた数字であります。ブリュッセル本部だけで決めた意思決定というわけでは決してありません。

○司会 それでは、二つ目の質問に対して、これはアルバレス様、またヴィル様に対する質問だったかと思いますが、それではアルバレス様からお願いします。

○アルバレス ありがとうございます。御質問ありがとうございます。興味深い質問です。非常に簡単にですが、40年代以来、私たちは人類とは、つまり非常にしっかりとした人権を擁護するような枠組みを作ってきました。それまではありませんでした。確かにいまだに人権の侵害は存在します。しかし、そのような人権侵害への対応はより強いものになってきています。

特にユニバーサル・ピリオディック・レビューのようなツールもあります。国連加盟国が高等弁務官に人権に関する自分のアセスメントを報告します。これは重要なインストラメントでより多く使われています。なぜならばこれは政治的な議論を加盟国とする機会になっています。国連が加盟国に対してこれがあなたの国の問題だと言っているわけではなく、その国自身が自分に対してこれが問題だと言っています。これが重要です。そしてより多くの場合、国内の裁判所が重要な人権の侵害に取り組んでいます。自国においてです。これも非常に重要な進展です。

例えば、実は今週、まさに今週、ある裁判所において、警察の高官を1980年代に起きた問題、スペイン大使館で、グアテマラで起きたことに関して訴訟がありました。ノーベル賞受賞者の父親が暗殺されてしまった事件ですが、40年かかりましたが、しかしもうどこにも隠れるところはなくなってしまったわけです。もちろんまだ問題はありますが、しかし、遅かれ早かれ対処はできていけると思います。

そして認識、認知に関してですが、確かにコミュニティーに対してリーチアウトする方法はいろいろとあります。人権に関して情報を提供する方法もいろいろあります。しかし、最も効果的な方法としては、社会から疎外されたグループ、少数民族のグループが問題対処するときに、彼らが自分の法教育を自分でやって、そして訴訟をして、そして国内の裁判所に訴えることができるようにする、このような社会によって疎外化されたグループ、例えば障害のある人、LGBTですとかあるいは他のような様々な

グループがありますが、対話に加わってもらって自分の権利に関して分かってもらう、これは重要な対話です。

これもやっていかななくてはなりません。

○ヴィル アレハンドロさんの言うとおりでと思います。

先ほど私のプレゼンテーションでも申し上げたように、これがヨーロッパ・デモクラシー・フォー・ヒューマンライツのインスツルメンツの目的です。こういうグループに支援を差し伸べようとしているわけです。LGBT ですか先住民ですか、非常に重要なグループです。彼らはそれぞれの国において疎外化されています。アジアであろうとラテンアメリカであろうとアフリカであろうと社会から疎外化されています。そして差別化されているグループです。彼らはひょっとしたらわかっていないかもしれません。

そこで個人がサポートを必要としているということではないかもしれませんが、普通は組織ができています。そしてこれらの組織を支援することによって彼らにも認識してもらえます。そして彼らの能力を伸ばしまして、そして当局と交渉を開始して、そしてひょっとしたら裁判所にも手助けができるかもしれません。そしてひょっとしたら身体的にリスクがあるということも最悪の場合はあるかもしれませんが、そのためにこのインストラメントが存在します。

○司会 他にもまだ手を挙げていただいていた方がいらっしゃったかもしれないのですが、長丁場になっておりますので、ここで一度質疑応答を終了させていただき、第二部を終了させていただければというふうに思います。

そして、ただいまより約 20 分間の休憩をとりたいと思います。次のパネルディスカッションは午後 3 時 40 分より開始しますので、時間までにお集まりいただけますようお願いいたします。

○須田 ここで皆様に質問票の関係について御案内したいと思います。

既に質問票をお書きいただいてこちらのほうに提出していただいた方がおられますけれども、この休憩時間中に御準備いただけた方、順次出来上がりましたら回収箱にお願いします。ないし回収箱に出していただくのが手間な方は ICD のスタッフメンバーに渡していただければすぐに準備できますのでよろしくお願ひいたします。

(休 憩)

4 第三部 全体討議, 質疑

○司会 お待たせしました。

それでは、これより第三部、全体討議に入りたいと思います。

全体討議は午後5時50分までを予定しておりますが、午後5時半ぐらいまでの間を、4名のスピーカーを交えたパネルディスカッション、あるいは会場との質疑応答、そして最後の20分程度を、全体を通した質疑応答という構成にしたいと考えています。

初めに、私から、パネルディスカッションのパネリストとして御参加くださいました方々を御紹介させていただきます。

まず、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生です。(拍手) 松尾先生にはモデレーターとしてパネルディスカッションの進行をお願いしております。

そして、先ほど御報告いただきました国連開発計画のアレハンドロ・アルバレス様です。(拍手)

そして、世界銀行のハイケ・グラムコウ様です。(拍手)

そして、欧州委員会からのジャン・ルイ・ヴィル様です。(拍手)

最後に、外務省から濱田摩耶様です。(拍手)

それでは、松尾先生、どうぞよろしくお願ひします。

○松尾 柴田さん、ありがとうございます。皆さん、こんにちは。モデレーターをパネルディスカッションで務めさせていただきます。私、民法、そして開発を慶應義塾大学大学院で教えております。そして、法整備プロジェクト JICA のものを12年間関与させていただいています。法整備支援は20年以上の歴史を持っております。これは森嶋昭夫先生のイニシアチブで立ち上がりました。私はモデレーターになるにはまだ若輩者かなと思いますが、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

パネルディスカッションでは、第二部のプレゼンテーションを基に、ポスト2015に関する洞察(インサイト)を進めたいと思います。既にこれまでのセッションで述べていただいていますように、ミレニアム開発計画の目標は2000年に作成されました。2015年に達成したいというものでした。そして、1990年代に作られた開発目標、そしてミレニアム宣言、国連の総会で2000年9月に採択されたものを基にしています。190か国近くが採択しました。MDGsは八つの目標から成り立っています。これが18のターゲットを通して、そして14の指標を通して測定されます。そして、MDGsは法の支配を、あるいは司法支援そのものを含めているわけではありませんが、グッドガバナンス、そして法の支配を国レベル、そして国際レベルで含んでいます。そして、グローバルパートナーシップを通して開発のパートナーシップを通して実施することになっております。それが八つ目のゴールとなっております。

そして、世界サミットの結果、ドキュメントがMDGsのファシリテーションのた

めのものですが、法の支配のファシリテーションを国レベル、ナショナルレベル、民主主義、そして人権も推進するものでした。国連の総会で継続的な実施、そして定期的な法の支配のモニタリングをするべきであるということを採用しました。そして、法の支配の推進が国レベル、国際レベルでグローバルパートナーシップを通して推進していく、例えば法制度、あるいは法的な協力を通してする、これが政府あるいは国際機関、あるいはNGOによって推進されてきました。

しかし、10年以上の労力を費やし法の支配を強化しようとしているにもかかわらず、現在の国際的な動き、例えばアフリカ、中東などを見ますと、さらなる困難な状況に直面しています。そこで、ポスト2015年に何をすべきなのか。

それと同時に、何が達成されたのか、何が達成されていないのかを見直さなくてはなりません。それぞれのドナー国によって法の支配に関して、良いガバナンスに関して見ていく必要があります。

そこで、ゲストの皆様 기본적인ことから伺いたいと思います。どこまで達成されているのか。この法の支配プロジェクトに関してこのところはどうでしょうか。

では、最初にお聞きしたいと思いますが、アレハンドロ・アルバレス氏からコメントをお願いしたいと思います。UNDPの観点からお願いします。

○アルバレス ありがとうございます。松尾先生、御紹介いただきましてどうもありがとうございます。そして、モデレーターをパネルディスカッションに関して務めていただいてありがとうございます。今回は手短にします。お約束します。

では、御質問は何が達成できたかですね。法の支配をMDGsの宣言に入れてから、そして昨年以來、先ほど中東の例を述べていらっしゃいましたが、実際に希望を失っているのか、本当にこれが起きるのかです。

では、そこから始めましょう。なぜならば、実は多くの場所で、例えば中東で何が起きているかですが、これは法の支配をめぐる戦いだからです。多分、2011年1月でしょうか、チュニジアです。そして、実はこれは独裁者に対する反乱です。そして、エジプトでも同じです。リビアも同じです。当初は、シリアでもそうでした。

確かに今のところ、民主主義のような方向性を目指しているのはチュニジアだけですが、しかしこれらの紛争に関しては、なぜ始まったかという点、違いが尊重される国で暮らしたい、考え方が違うからといって殺されないような国で暮らしたい、そして、人生を自分が選んで過ごしたいということが、そもそもの出発点でした。

ここ10年起きてきたことは、なぜ法の支配が重要なのか、開発のために、そして平和と安全保障のために認識してほしいと思います。我々がここ数年の間に学んだことですが、私たちは我々の活動を適切なものにフォーカスしていない。そして、より

人中心のアプローチが必要である。そして、我々が変えたいと考えている要素にフォーカスをしなくてはならない。そして、もっと多くの参加者、単に政府、そして法律家だけではなく、もっと多くの人と協力しなくてはならない。これは全部、気付きや学びがあります。そして、このポスト 2015 のアジェンダを実施するに当たってこれが考慮されると、私は期待しております。

○松尾 幾つか例を挙げたいと思います。どのような教訓が学べるかということ。いろいろな成果はありましたけれども、皆で共に学ぶべきことも多々あると思います。

アルバレスさん、ありがとうございました。

ときに法を社会に持っていくことが難しい、政治グループが戦い合っているときなどはなおさらです。となると、それが我々にとって大きな課題となります。また、ポスト 2015 にとっても課題となるでしょう。

では、どのようにして法を政治的に難渋している社会に持ち込むことができるかと思いですか。何かアイデアはありますか。中東の国などを例にお願いいたします。

○アルバレス これは非常に難しい質問です。今、そこでももちろん私たち、時間をかけて取り組んでいるところです。昔であれば、紛争というのは国家間で行われていたのに、今は国家間ではない形で行われています。スリランカでも、今日話を出しましたけれども、一つのグループが別のグループと戦い合っている。それから、中央アフリカ共和国でも昨年、その前だったでしょうか、内紛が起きました。元々はいろいろなところでそれが端を発しているということなんです。これが私たちの取り組みの中心となっています。

こうした問題について考えたとき、法の支配というのは、手段または方法ということですか。つまり社会がどうやって問題を解決していくかという方法でしょう。一方、司法制度というのは、それを公式な方法でやりましょうということですか。こうした手段がないとどうなるか。問題解決は別の方法でやることとなります。

このいろいろな方法というのは、それは多分、暴力も含めてということになるでしょう。ですから、司法制度をサポートするというのは、実は人同士がちゃんと認識し合うことができるような仕組みを作りましょうということ、そして問題を解決していきましょうという、そうした手段を提供することです、いろいろなグループ間の紛争があると思いますが。

私たちが作らなければいけないのは、国をサポートするための手段、そしてそうした問題解決をするための手段を国に対して提供していく、その手伝いをする必要があります。ヴィルさんもおっしゃったとおりです。こうした手段というのは、時に組織的なもの、公式なもの、司法制度である場合もあるし、また、よりコミュニティベー

スの制度である場合もあるでしょう。それでも、私たちにとって大切なことは、中央アフリカ共和国のような国においては、かなり素早いスピードで平和的に問題を解決する方法を生み出したのです。そして、その後、同時に、より長期的な取組について考えました。

また、ソマリアはどうでしょうか。20年間にわたって中央政府がない状態でした。非常に脆弱な状態が続きました。そして、過去10年間、我々は、EUと共に手助けをしようとしてきました。ソマリアが検察制度を導入できるようにお手伝いをしてきました。ただ、これは一晩でできるものではありません。この取組に関しては長期的展望で人々を訓練して、人々を採用してやっていかなければいけない。そして、こうした制度を立ち上げると同時に、並行してセキュリティの問題、それから司法の問題に対しても手を打たなければいけません。これも大切なことです。

非公式、インフォーマルな司法制度、例えばシャリーアの法律などを使っているような国もあります。最終的には問題を解決する手段、方法を提供していくということが大事だと思います。それが人を中心としたアプローチの意味するところですね。制度や組織を作る、新法を作る、裁判所を作るというのは、これは長期的な取組である。しかし、それと並行して、より短期的な取組も必要だということです。

○松尾 ありがとうございます。

確かに、皆知っているように、これは非常に難しい問題です。しかし、このトピックを避けて通ることはできません。ポスト2015年を考えるときには、どうしても取り上げなければいけないことでしたのでお聞きしました。ありがとうございました。

人権を擁護していくために、法制度をもって投入しなければいけない、そして政治団体がお互い闘い合っているときに、それも司法制度を成立させることによって解決を図っていかなければいけないということで、この困難な疑問を突きつけてしまいました。冒頭から申し訳ありませんでした。

では、グラムコウ先生に質問していいですか。MDGsの大きな達成というのは何だったのでしょうか。設定されて15年ほどたつわけですけども。また、ポスト2015年に含まれるべきトピックというのは何かお考えですか。

○グラムコウ どうでしょうか。法の統治を考えますと、10年前と比べてもより重要な問題だと考えられるようになってきました。昨日、JICAの経験を共有してくださった方がいました。そこで一つの法律、法をつくる、それを構築する、そして通過させて実施して、そしてそれをどうするか根付かせるかということ、これは簡単な作業のように見えますが、しかし、これはうまくいった例もあるが、非常に難しいことだと思います。したがって、このような成果が得られたということは、これは法の統

治の持つ重要性を指し示していると思います。

また、開発のパートナーにおいても、民間部門においても、これが一体何を意味するのかというところについての理解、またそこから教訓を学ぼうという動きもあるように感じています。もちろんこの点ではいろいろやらなければいけないことはあると思います。たくさんの経験からこうした重要な教訓が得られています。また、法の統治について語るよりも、さらに昔、エジプトの例が出てきたかと思います。

私（の出身）に関連する問題として、ドイツの第二次大戦後の様子を思い出してみるとときがあります。ドイツが平和を取り戻して、そして暫定憲法が2年後には成立しました。しかし、本当の意味で参加型の選挙を行うためには、10年もの年月がかかったわけです。ドイツのような国ですらそうであったということです。どれだけ時間がかかるものかというのは経験済みなわけです。これは現代の時代には当てはまらないかもしれません。というのは、一般の人にニュースが早く伝わる、そして選挙があって、選挙に行ったときにどのような困難があるかということを感じるかもしれない。また、参加をしたいという意図、意識があるかどうかということ、そして民主主義への変化を起こそうと思っているかという強い意思、一般の人たちの意思がなければうまくいかないと思います。歴史的にそうした政党が認められない、複数の考えが認められないようなところで民主主義が根付くことはない、それは明らかでしょう。

もちろん学ぶべき教訓はたくさんあると思います。しかし、一番大きな成果としては、世界、この場所というのは、そして国のニーズに対してそれぞれが応えなければいけないということ、また人々のニーズに答えていなければいけないのだという意識が高まったことだと思います。

○松尾 ありがとうございます、グラムコウ先生。法の支配は理想として非常に大きいものである、そしてそれをどう実行していくかということ、より具体的なイメージを持って話し合う必要があるであろうということですね。ありがとうございました。

次のSDGsには、法の統治に関しても新しい目標が設定されます。それでもまだ抽象的であるということで、これからも引き続き具体的な中身づくりをしていかなければいけない。また、優先順位を法の統治に関して上げていくという取組が必要なんだと思います。ありがとうございました。

それでは、ジャン・ルイ・ヴィルさん、どのような成果があったと思いますか。それから、ポスト2015年に何をを入れていくべきだと思いましたが。というのは、法の支配を提供する側の立場にいらっしゃると思いますが、加盟国とは独立した形で活動するということになりますので、お感じになっていることをお教えてください。

○ヴィル 御質問ありがとうございます。

チュニジアから翻って見てみますと、チュニジアというのはヨーロッパとも近いですし、大きな懸念を、今起こっている変化について持っております。アレハンドロさんがおっしゃったように、革命は、何らかの外的圧力で始まったものではありません。大学を卒業した、つまり専門的な知識を持った人、その人物がまともな仕事を自分の分野で見つけることができず、街頭で果物や野菜を売ることになったわけです。それ以外生き残る方法がなかったから、お金が必要だったからです。そして、警察に嫌がらせを受けた。それで、本当に落ち込んで自殺をしたということが発端だと言われています。それがいろいろなチュニジアの出来事に火をつけることになった。そして、それが他の国にも飛び火してきました。

EUとしてチュニジア、エジプトにも、当時いろいろな関わりをこれまでも持ち続けてきましたし、そしてこうした国にいる人たちは、ヨーロッパ、欧州委員会に対して、なぜ専制的な全体主義国家をサポートするのか、我々の言い分に耳を貸してくれないのかということ言われていました。もう3年、4年たったわけですが、状況がどんな感じであるかということ考えたとき、今、お二方がおっしゃったとおり、民主主義を無理やり植えつけることはできないのです。それをごく短期間でやることなんかできません。リビアがそのよい例だと思います。独裁体制が30年以上続いていた、民主主義の文化が全く国の中に存在していません。選挙をして165の政党が名乗りを上げた。しかし、別に能力があるわけでもない。その結果というのは、もう管理のしようがない、手のつけられない状態となりました。

チュニジアはある意味よい例なのです。まだよい例として挙げるができると思います。というのは、チュニジアの人たちのほうが、リビアの人たちより賢明だったということで、それは恐らく文化的なもの、政治文化に絡んでくる、そこに少し違いがあったのだと思います。チュニジアでの政治討論が、より合理的な形で行われ、機能していたというのがあるのだと思います。ただ、これらを見ますと、そして危機的状況に対してロードマップをいろいろ考えていくわけですが、近隣国の状況を見ながら、そうありますとマリ、それから中央アフリカ、ソマリアの例もあります。ルワンダもそうです。いろいろな国がこのリストには載るでしょう。多くの国が危機的状況、あるいは危機が終わったところ、脆弱な状態にあるわけです。

では、どんな対策があるのでしょうか。国際社会、UNDP、それから国連の平和維持軍などが状況を、治安という意味ではコントロールすることができるかもしれません。パートナー国が、民主主義化へのロードマップをやりましょう、1年、2年後には選挙をしますということになるわけです。中央アフリカ、昨年、マリでもこういったことがありました。単に無理やり憲法を作らせて、そして国民の合意をとりつけるとい

うことはできないのです。背景がなければ、経験がなければ、それは難しいです。これは彼らを批判しているわけではなくて、事実なのです。それから、国の政治文化も大切です。アレハンドロさんがおっしゃったように、問題解決の方法は、近隣との関係であれ、国内であれ、平和的でなければ意味がない。暴力的、あるいは汚職、腐敗、そういう方法もあるわけです。行政であれ、司法であれ、問題解決をいろいろな手段でやっても、平和的でなければならぬということが言えます。

私は、より予防的な形を考えなければならぬと思います。私は全部の国を知っているわけではありません。国によって知っているところもありますけれども、知らなければいけないということです。そういうケースを回避しなければなりません。サクセスストーリー、これが予防するという点に関してこれは大きなニュースにはなりません。いろいろなことをやっていらっしゃると思います、国連もそうです、危険を回避し、完璧ではないにしても、そういう試みはありました。問題ではない予防する、奉仕するという点、これはむしろ紛争が発生する前のソリューション、国連も調査すべき分野の一つではないかと思います。ロードマップ、選挙は、やり方もわかっている、やりましょう、展開しようという言葉でやりやすいわけですが、そうなる、それはむしろ反応的な形でないと思うのです。プロアクティブではないということになります。レシピがあるからということになってしまいます。方法論を適用していく、成功が証明されているものだけをやるという形ではいけない。例えばまだ実例がないものに関してもしっかりと考えていく必要があると思います。

○松尾 ありがとうございます、いろいろお答えをいただきました。

それから、濱田さん、御意見を伺いたいと思います。

御発表の中でおっしゃったことですが、今後出てくる政策ということに触れられました。国際協力、日本ということ、御意見を伺いたいのは、政策、この法支援に関して何か変化はあるでしょうか。法整備支援に関して何か新しい変化、協力、政策、開発援助の政策における変化はありますでしょうか。大きな違い、これまでの政策との変化点というのは何か挙げるところがございますか。新しい改善、交渉、さらなる日本政府による法整備支援の改善という点に関していかがでしょうか。何か変更点ありますか。

○濱田 ありがとうございます。今までの大綱の中には、法制度整備支援ということ、を明示的に重点課題として入っていなかったところを、今回かなり大きなポイントとして、その普遍的価値という項目の中で法の支配、そして民主主義、そういうものを掲げたわけです。もちろんこれまでも日本としては法制度整備支援というのはかなり真面目にやってきたのですけれども、分野として法制度整備支援の中身を見てみると、

結構多かったのは、経済政策の中での投資環境整備という側面で法の制度をどう整えるかということであったり、また紛争が起こった後のポスト・コンフリクト国の平和構築の文脈において、新しい法整備をしないといけないという文脈で日本の法制度整備支援というのは主にやられてきたというところがあったと思います。

今回、2015年のポスト開発アジェンダを考えるに当たって、法の支配、法制度整備支援というものの重要性というものを改めて日本の政府としてもいろいろ考えたというのがございまして、例えば有識者懇談会の議論の中でも、まさに今一番開発の世界で問題になっている国内格差であるとか、不平等の問題、そういうものを解決するに当たって、法であるとかガバナンス、制度の問題、行財政の問題、そういうものがまさに開発における最重要課題である格差を解決して、人々の不平等感というのをなくしていくためにまさに必要なことであるという位置づけですとか、あとはポスト・コンフリクト国ということだけでなく、社会が不安定化する国が多い中で、やっぱり法の支配であるとか、正義がきちんと保たれるであるとか、そういう法の支配、民主化ということが非常にポスト・コンフリクト国だけではない問題として国を公正にマネージしていくために必要なこととして捉えられるようになったということがあると思います。

そういう意味で、現在の開発の中で法の支配であるとか普遍的価値というものが、やはり開発の土台として社会をうまくマネージしていくために最も重要な課題の一つであるということが今回有識者懇談会の中でもありましたし、市民の方々との意見交換の中でもあったということを受けて、重点課題のかなり大きなところに位置づけたということだと思います。ですから、今までポスト・コンフリクト国または経済政策の一環の中で法制度整備支援というのを捉えてきたところからかなり今回拡大をして、もうちょっと広い意味で法制度整備支援を捉えて、真面目にやっぺいこうということを出したということだと思います。

○松尾 ありがとうございます。おっしゃったところですが、発表の中ですが、やはり共有化ということが重要だというふうにおっしゃったと思うのです。やはり普遍的な原理ということの共有化、やはり重要地域内において、あるいは価値の共有化、確認、普遍化ということですね。いずれにしても、今の御回答ありがとうございます。

別のプロジェクトで、あるドナーから達成されたのではなく、さらなるゴールの促進のためになされたもの、また、さらに協力が必要なところは多くあると思います。そのような協力、共同に関して、次の質問をお聞きしたいのですが、優先順位ということ。組織の中での優先順位はいかがでしょうか。法的側面に関する協力という

ことに関して、それぞれの機関の目的、使命に基づいて、それに従ってあると思います。

これはより包括的に聞きをしたいのですが、今後強調すべきプロジェクトとしてどのようなところに優先順位を高く持っていかれるおつもりでしょうか。いかがでしょうか。

○アルバレス ありがとうございます。

私が思いますに、一つトピックとしてこの数年、特に顧みられたのは、多くの国において進展をしてきました。国の資源、例えば司法、弁護士、検察官、弁護士、NGO、どんどん出てこられました。どんどんとそういった司法の制度がより効率的に、効果的に普及している、成果を挙げているということを見ていました。また、司法へのアクセスということに関しても同様です。でも、まだ多くの国々において揺り戻しということが見られてきました。これは政治的なダイナミクスに根付いているものと思われま。我々やっていることに何らかの限界がある。制度づくりに関しても言えると思います。例えば汚職の問題、あるいは行動の問題、文化的な問題、いろいろ限度があるということです。

ですから、大きな意味で優先順位ということは今現在考えてみますと、まずは我々の理解を高める、そしてまた行動のキャパシティを上げること、例えば政治的問題に関連するような司法の独立性、あるいは刑罰の問題、あるいはそれぞれの独立性の問題、こういったダイナミクスの有り様をより深く理解する、それに対してどう対応するかということを高めていく、向上させていくということが必要かと思。国連においても、いろいろなアドバンテージを持っている上級の人が国連事務局とも絡んでおります象徴的な存在としてあります。そういうものを持っているのでより積極的に政治的な役割を担い、つまり政治的なそういった障壁、障害を取り除く努力をするべきではないかというふうに思います。これ一つ、優先順位の高いところであると言えます。世銀あるいは他のところとも話し合いをしている点の一つです。

もっとよりよい形で仕事をするべきであるということです。例えばいつも言っているのですが、プロジェクトは素晴らしい、うまくいっている、いろいろな人が司法へのアクセスを得た、より教育訓練がされた。しかし、その後、クーデターが勃発するということがやっぱりあり得るわけですね。そういうところも見なきゃいけないのに、投資をしているにもかかわらず、努力をしているにもかかわらず、出てきた結果はそういうふうな揺り戻しが出てきたということです。ですから、やはり法の支配を本当にきちんとそれを根付かせるかということは大事です。あとは行動、それから共同、それから文化、これも本当に難しいところでもあります。これも大事なところであると思います。決して容易ではないと思いますが。

昨日、少し触れたのですけれども、多くの国において、我々が汚職と考えるところ、腐敗と考えるところが、普通のビジネスと考えられているところは多くあります。ちゃんとやろうとすれば賄賂が要る。賄賂がなければごめんなさい、何もできないという文化がたくさんあるのです。本当にこの問題、きちんと合理的な形で対応でき得ていない。3分の2ぐらいが、ほとんど警察に対する賄賂が当然ですという文化があると思います。警察に賄賂を渡したことはありませんか。お答えは多分明確に返ってきたいと思います。ですから、コモンプラクティスなのです。

しかし、賄賂をベースにしたものというのが正しいとはもちろん言えないわけです。では、どうしたらそういう人たちに対して対応していくのか、法廷に来たときにどうするのか、サービスを受けるためにこうせざるを得なかった、こうしたことも解決すべきテーマです。ダイナミクス関連です。少数民族に関して、少数派に関して、あるいは女性に対してどうなのか、同様のことがあると思います。より深いものがあります、この二つです。これは2015年には決して解決できないと私は保証できると思いますけれども、もっと深堀りをして、我々自身のプログラムをそれに沿って変えていく。これはポスト2015年以降、より重要視されていく側面ではないかというふうに思います。ありがとうございます。

○松尾 アルバレスさん、ありがとうございました。

では、グラムコウ先生、世銀の優先課題プロジェクトについてはいかがでしょうか。

○グラムコウ 先ほど申しましたように、私どもには優先課題はあります。しかし、基本的にクライアントが依頼なされることをフォローしなくてはなりません。明らかな優先課題として、プログラミングをより包括的にしたいという課題はあります。つまり最初が設計です。しかし、よりよいエビデンスが必要です。何が必要なのかのエビデンスです。そして、よりよい理解が必要です。単に政府が何を欲しがっているかだけではなく、人々が何を必要としているかに関する理解が必要です。そして、よりよい理解が必要なのが、実施がどのように影響を受けるか、全ての様々なステークホルダーが何を欲しがっているか、単に一つの一派が何と言っているかだけではなくです。

そして、実際に何が実施に影響を及ぼすか。我々が望んでいるのは、このようなプログラムに入っていくときには、全体的な環境のもっといい理解をもって入っていきたいということです。しかし、これは我々がやっていることのほんの一部でしか適用できません。そして、本当に興味深いのは、包括性というのは共通の目標です。単に法の支配に関してだけではなく、開発全体に関して、特にガバナンスに関しては包括的な目標です。

そして、先ほどは申し上げなかったと思うのですが、世界銀行はもう3年目かと思

いますが、大がかりな再編成をしています。そして、新しい組織ですが、昨年7月1日に効果を発しました。まだまだ新しいものです。変化というものは痛みを伴うもので、まだまだ痛みを感じています。しかし、希望も見えてきました。そして、私が所属しているグループですが、こちらは司法リフォームグループですが、世銀が何をしたいのか、シグナルを送ることができればと思います。私たちは法律からガバナンス、プラクティスへと移動しました。これは大きなシグナルを送り出していると思います。

今や私たちは非常に大きなガバナンス、グローバル・プラクティスという部署の一部になりました。一つの柱としてガバナンス、そして包括的な機関というものがあります。そこで、私たちも他のガバナンスの同僚の仕事に影響を及ぼすようにしなさいと言われていました。彼らがクライアントとコミュニケーションを図るとき、そしてプロジェクトを設計し、監督をするときに、そうした影響を及ぼすようにしなさいと言われていました。私たちがやっていることがより包括的になるように努めようとしています。そして、ほかのグループ、このガバナンス内の、社会的なアカウンタビリティにフォーカスをしています。

社会的なアカウンタビリティは、世銀の全てのプロジェクトにおいて必要となります。社会的なアカウンタビリティ、そして市民のエンゲージメント、彼らを巻き込むということは全ての世銀のプロジェクトで必要となります。なぜなら、誰もがわかっていることで、もう一日中この話をしてきたかと思いますが、プログラムが人のニーズに答えなくてはならず、市民のニーズを確保しなければならないからです。そして、政府がまだ数年しか力を得ていない、しかし、アジェンダを決めたいという場合には大変です。これは我々にとっても課題です。抵抗もあります。多くの人から、それは世界銀行ではできないよと言われてしまうこともあります。しかし、多くのことを学びました。我々のプログラムがしっかりと人々のニーズに答えていませんと、余り効果的ではないということもわかっています。

そこで、我々はほとんどプッシュされていると言えらると思います。より統合された形で仕事をしなくてはなりません。開発全体において司法制度、正義という話が出ましたが、そして訴えたいとき、健康において、教育において、これは汚職の対策、教育においてですが、これは多くの国において問題ですが、可能な限り取り組んでいます。そして、銀行が今まで主導としてきた領域、分野としては若干感じが違いますが、これは大きな変化となります。

○松尾 ハイケさん、ありがとうございます。非常に興味深いです。

では、次にヴィルさん、お願いできますでしょうか。

○ヴィル この質問を上げていただいてありがとうございます。

優先順位といった意味では私も同じ意見です。ハイケさんもおっしゃっていましたが、やはりプログラムとしては、人のニーズに応えるプログラムが必要です。そうしませんが、チュニジアのような状況になってしまいます。あるいは、政党ではない政府を支援していると思われる場合があります。

そして、二つ目ですが、参加です。私は既にもう何回も強調していますので、余り繰り返したくはありませんが、ニーズに応えるというのは一つのことですが、やはり人々が参加する権利、チャレンジする権利、ドナーとして、私たちではなく、彼らの政府に物申す権利、なぜこんなことをしているのか、なぜあれを選んだのか、相談はしたのか、どうすれば私たちが関与できるのか、ということも大事です。なぜなら、私たちも意見を反映してもらいたい、ドナーの資金に関して、あるいは政府が税金を通して、あるいはロイヤリティーを通して集めている資金に関して、その使い道に関して、私たちもこれは私たちのお金だから私たちもその使われ方に関して意見を聞いてほしいというニーズがあると思います。もちろん白、黒の状況ではありませんが、多くのニュアンスが白と黒の間にはあると思います、皆様重々御存じかと思いますが。これは人の関与、あるいは NGO、組織を通しての彼らの参加が鍵となります。

そして、優先順位に戻りますが、司法制度へのアクセスも優先順位が高くなります。昨日もお話ししたかと思いますが、政府は、私たちもクライアントも頼っています。プログラムは私たちだけが決めるものではありません。政府もまた私たちに依頼をして、私たちも一つに入っていく、一つの方向に行く、あるいは一つのセクターに入っていく、入っていかないと同意するわけです。ガバナンスであれ、政府であれば、何が欲しいのかはっきりとわかっているかもしれません。例えば政府があることをして、私たちは司法制度を市民に提供したいと思っているかもしれません。そこで齟齬がありますので、調整をして、共通点を見つけなくてはなりません。簡単とは限りません。しかし、これが私たちの仕事です。

そしてもう一つ、好む、好まざるに関係なく、私たちが多分やらざるを得ないのは、安全保障です。これはやらなくてはなりません。何回か話題になりましたが、安全保障の領域はほとんどジャスティスに近いものです。EU に関して言えば、司法あるいは正義と安全保障は非常に近いものです。そして、法の執行もまた話題になっていますが、我々もその分野においては、なるべく活動しようとしています。そして、脆弱性のコンテキストも述べられていますが、パートナー諸国のみならず我々の加盟国においても、そうした方向への関心が非常にあります。そして、濱田さんもおっしゃってました。そうした方向性は、非常に困難であり、課題があります。それと同じようなことが我々にも言えます。我々も、DAC も、ODA の配分がチャレンジされてい

るというわけではないですけれども、見直す必要があるかもしれません。そのような方向性に行けないかどうかについて見直す必要があるかもしれません。ECが決めるというのではなく、加盟国あるいはDAC委員会のメンバーが決めるべきかと思えます。そして、これに関しては意見が非常に分かれます。なぜならば、国によってはこの定義を拡大するべきであると考えているところもあります。安全保障における出費は、DACで可能である、ダッカブル (DACABLE) という言い方、私はこの単語は大嫌いですが、DACで可能であると考えべきだという人もいます。ODAの範疇に入るべきである、それが正式な言い方だと思います。

そして、人によっては今の定義のままでよい、開発は軍隊、そして安全保障とは全く関係ない。それは全く違う世界であるという人もいます。そして、別々にしておくべきであるという人もいます。しかし、現実世界は全く違います。紛争後の状況になりますと、かなり近づきます。安全保障の問題、ハードコアの安全保障にかなり近くなります。単に道にいる警察官の話ではありません。

これは優先課題です。このアジェンダは、私たちに向かってきています。私たちがその方向に行こうと決めているのではなく、私たちに向かってきていて、それを逃れることはできないと私は思います。

○松尾 明確な答えをありがとうございます。

では、最後に、濱田さんにお聞きしたいと思います。日本の法制度はプライベートローから始まったようです。民事ですとか手続法から始まったようです。犯罪法、教科書、プロセスもカバーするようになったようですが、最近は経済関連の法律あるいは規制、あるいはベトナムなどもカバーするようですが、日本政府の政策ですが、法支援に関しては、これは経済分野に限られるわけではなく、もっと範囲が広がっているのでしょうか。これからの新しい開発協力大綱ではそうかと聞いていますが、この法制度、政策の日本の変更に関して、何かコメントいただけますでしょうか。

○濱田 もちろん、これまで完全にこの分野までしかしませんということを定めていたわけではなくて、いろいろなことをやってきたのですが、やはり重点的に行われてきた分野というのは経済の、例えば民法であったりとか投資法であったりとか知財の法であったりとか、そういうところが中心であったというのは事実として言えると思います。ですから、今回新しい開発協力大綱の中で法の支配ということを確認に位置づけて、これからやっていきたいと思いますというのは、かなり我々にとっては大きなチャレンジではあります。

具体的には、まず地域的に見てみますと、今までの法に関する支援というのは、100%ではないですが、アジアがほとんどであったというところがあります。

ただ、それだけでいいのかということ、今の開発課題をいろいろ考えてみると、やっぱりアジアだけではなくて、いろいろな地域でまさに法の支配であるとか、ガバナンスの問題というのが必要とされているという中で、我々ももっと広くやっていかないといけないというのは一つの大きなチャレンジであると思います。

もう一つ、分野という観点からいいますと、もちろん今までどおり経済的な法の整備というのは必要となってくると思いますが、それに加えて、例えば法執行の問題、警察の問題であるとか、あとは捕まえた後どうするかという話とか、そういうところにもきちんと向き合っていないといけないというのはあると思います。その他、最近新しいポリシーとして出てきているのは国際公共財の問題で、例えば海であるとかサイバーの世界とか、宇宙は若干外れるかもしれないですけども、そういうところで国際的な枠組みというのができていて、それを国内法としてどう適用していくか、そういうところにもきちんとアタックしていかないといけないという課題があると思います。

そういう意味で、今まで我々全くやってこなかったわけではないですけども、ある程度新しい、余り経験のない分野、地域というところにこれからきちんと取り組んでいかないといけないというところはあると思います。

そうしたときに、ではどのようにやっていくのかというのは今から本当に我々としても真面目に考えないといけないところではありますが、一つ言えるのは、日本のこれまでの ODA の歴史の中で一つの特色というのが人づくりを大事にしてきたということ、相手の国のことをよく考えて、対話をしながらものをつくってきた、それはインフラでもそうですし、制度でもそうですが、そうやって人づくりを大事にして、押しつけるのではなくて相手との対話の中で、その社会に最も適応するものは何なのかというのを真面目に時間をかけて探してきた、そういうプロセスをこの分野でも応用できるのであれば、日本らしいというか、いい貢献ができるのではないかなという漠然としたものはあります。では、具体的にどうしますかという、これからやっぱり課題がまだまだあるのかなと思います。

○松尾 ありがとうございます。どのように法制度の政策を、政府の国の政策の中に位置づけていくのが難しいということですね。経済的な関係ということも考えなければいけない。そして、それだけではなくて、国としてのあり方も考えなければいけない。そして、グローバルな投資についても考えなければいけないということだったかと思います。

それでは、次のトピックに移りたいと思います。

ドナー間の協力についてです。

これからさらにグローバルパートナーシップを培っていく、そして、効率的なパートナーシップが必要となります。それぞれのドナーには協力の関係、経験というのがあると思います。国際的な機関との協力、それから政府、NGOなども役割を果たしていることでしょう。率直に見て、これまでの御経験からどうですか。うまくいったことから、またうまくいかなかったことから、何かコメントできることがあると思うのですが、これまでの協力についてお話してください。

○アルバレス 本当に率直に言っちゃっていいのですか。

○松尾 はい、どうぞ。

○アルバレス まずは皆さんにお礼を申し上げたいと思います。本当に座ったままに礼儀正しく、ずっと聞いてくださっている、このこと自体とても驚きです。ありがとうございます。

ドナー間の協力について、幾つかあります。

まず、ドナー間のコーディネーションそのものに価値があるということではなくて、大切なことは政府がそこにあって、そしてそのコーディネーターとしての働きをしてくれることが大切だということです。政府に権限を付与して、国に権限を付与して、そしていろいろなプロジェクトを進めていく能力を持たせる、そしてそれに対してサポートを提供する、彼らが大事だと思う目標を達成できるようにするということが大切です。ときには達成が難しいこともあるでしょう。政府が弱体化している場合はそうです。政府はどうやっていいか、何をしたらいいかわからないというような状況がまさにそうです。

最初に、その点が明らかにされていないことがあると思います。つまりローカルの当局に権限を与えて、そしてこのコーディネーションを自分でやっていくということができるようになればいけないということがあります。これが一つの答えになるかと思います。

答えはそれだけではなくて、開発のための支援というのは、多くの国にとって外交政策でもあります。全ての外交政策が足並みをそろえているわけではありません。特定のこの問題にはサポートするけれども、ほかの問題にはサポートしない、あるいはある国は別の政策には関心がそもそもないというのがあるかもしれません。コーディネーションや対話をするということ、それにそんなに大切だと思っていない国もあるかもしれない。そこが大きな問題となります。

ということで、このポスト2015のアジェンダの中では、情報をどうやってよりうまく活用していくか、そして共通の目標をどうやって策定し、そしてパフォーマンスの指標をどうやって共通化させていくかということ、それが大切になってくると思い

ます。これが理論的な物の見方です。ただ、率直に申し上げて、その質問に対する答えですけれども、いい例はあります。コーディネーションがたくさんされた経緯というのもあると思います。もちろん問題を抱えているややこしい国というのもあるわけです。アフガニスタンの警察に関する問題もそれです。また、国際社会の重要な関係者というのはこのメカニズムに対して異論があって、そしてそれを何とか合意をしようと頑張っているところです。それから、ソマリアに関して、いいメカニズムをもう既に持って、そしてそこで何らかの成果が出ているというのもあると思います。

しかし、他の国を見てみますと、いろいろ異なる外交政策があるたびにうまくいっていない例というのがあると思います。特定の国の悪口を言うのもどうかと思うので、これくらいにしたいのですけれども、ただコーディネーションをちゃんとやっていかなければいけない。そして、コーディネーションを行うための手段、ツールをドナー国だけでなく国際社会でつくるということが必要です。

○松尾 グラムコウさん、どうですか。

○グラムコウ 資金や援助の提供者によって何ができるかということ、またどういう方法で機能しているかということもいろいろ違いますので、十把一絡げに言うことは少し難しいと思います。また、政府にやる気があったとしてもなかなか難しい。いろいろな条件や要件があるからです。そこは認識してあげなければいけないと思います。

とてもよい例、ドナー間のコーディネーションという意味では JICA、それから GIZ の取組というのがあると思います。私もいろいろなプロジェクトに関わったのですけれども、モンゴルに対するプロジェクトにも関わりました。これはいろいろな人たちが集まって、そして司法を担当する省が私たち協力しているドナーと関係を持つ、また、まるでこの小さなグループがファミリーである、家族であるような形になってきたわけです。そうすることで相互間のやりとりもずっと密にすることができました。USAID の取組においても興味深い経験があります。GIZ というのは、長年活動してきたわけですけれども、それでも向こう側にはアメリカ人がやってくるということで、アメリカのアプローチを押しつけられるんじゃないかという抵抗感がありました。私はこのプロジェクトのリーダーとして、私はドイツ人であるので、ほかのドイツ人の仲間も連れていきます。またドイツ人が来たねということだったのです。これは偶然だったのですけれども、ここで感じたことは、最初の計画を立てる段階でその取組にかかわる人皆に手を差し伸べて、そしてコミュニティーに入ってもらおうということが大切だということです。最初からです。今何をしていますか、今何を計画していますかということ、突然入ってくるのではなく、最初から関わるということが大切です。モンゴルの場合には何年もかけて、とてもうまく進みました。よいアプローチがとら

れたと思っています。

世界銀行にはもう一つメカニズムがありまして、これも多くの国で活用されています。これはマルチドナー・トラスト・ファンドと呼ばれるものです。世界銀行がさまざまなドナーのまとめ役を果たします。小さな規模の資金提供者だけれども、そして特定のトピックに関心を持っている、自分自身ではちょっとそれを実行する力がないという場合、そういった小さなグループが集まってお金をプールします。そして、信託基金という形で運用をして、そして世銀がそれを管理する。もちろんそれで難しい点もあります、課題もあります。国によってはこのような信託基金をつくって、そしてドナーが皆違うことをいろいろ言い出して、ややこしいことになる場合もありますけれども、でもこれも一つ効果的な方法だと思います。いろいろな手段、やり方があるので、それを見してみるべきです。何がうまくいきそうかというのは、国ごとに見ていくべきだと思います。

それから、政府自身の能力がどれぐらいか、また政府が本当にコーディネーションをやる気があるのかどうかということも見極めなければいけません。政府がちゃんと関係者に相談をしているかということ、そして関係する人々のニーズを吸い上げているかということ、それが必要だと思います。ドナーの足並みを揃えるためにはそれが大切であり、私たちはそこに貢献できると思っていますが、これは今まで出てこなかったアイデアではないかなと思います。

○松尾 ありがとうございます。

それでは、ジャン・ルイ・ヴィルさん、お願いします。

○ヴィル では、もう一步進めてお話ししたいと思います。

今おっしゃったとおりだと思います。ドナー間の調整というのは、これは理想的な世界で、開発ということを考えてときに非常に大切だと思います。私もこの分野で17年ぐらい仕事をしておりますけれども、最初に協力開発が立ち上がったころからずっと議題になっていて、今もまだその議論が続いている、これからもずっとそうだと思います。今、ハイケさんがおっしゃったとおり、各地のコンテキスト、文脈を見なければいけないということだと思います。モンゴルがそのよい例だったのでしょう。例えばそれをモロッコに当てはめるとどうか。モロッコだとコーディネーションをするというのは難しいと思います。EUの中でもそうです。加盟国で共同プログラムを実施しようとする、どこが大切で、何をどうしたいのか、そしてモロッコの当局と何をしたいのかというところでいろいろな意見があります。相手が望むことが何かわかっているというのは一ついいのですが、それぞれに利害が異なり、フランス、スペインなどドナーサイドでもやりたいこと、やりたくないことが変わってくるわけです。

ほんの少し国を見るだけでもこんなに違いがあるわけです。

また、別の国に目を移してみましよう。ケニアはどうでしょうか。いろいろなドナーがいると思います。スウェーデンもいる、英国もいる、オランダも、それから EU も、多分フランスもどうでしょうか。ドイツもたぶん、いるでしょうね。他にもいると思います。そして、自分の国がやりたいことが何かというのをそれぞれの政府が持っていて、そしてコーディネーションが必要になります。モロッコ、ケニアの場合もコーディネーションは大切だけれども自分の意見は通してほしい。自分としてはこれが大切だから、そしてこの特別な関係がその国とあるのだから、私の意見は通してほしい。これを目的としてやるべきである。では、それが通じないのであれば自分は自分で勝手にやるからと、モロッコやケニアの場合にはそうしたことが出てきているかと思えます。ですから、全く問題ということではないのかもしれないけれども、課題は山積していると言えるでしょう。

それから、人間という側面もそこに考えていかなければいけません。そうすると、かなりややこしいパズルになって、なかなか答えが見つからないということになると思うのです。アフガニスタンの例もそのとおりだと思います。非常に大きなコーディネーションの体制が国際社会によって、また国際機関において行われ、自国の政府も非常に弱かったというのもありますので。

よくない例、誰かを批判するつもりはありませんが、リビアも問題です。当局あるいは政治府と呼ぶべきでしょうか、そんな組織があったかどうかわかりませんが、リビア側の考え方、彼らを批判するわけではなく、事実として申し上げているのですけれども、そこがそもそも弱かった、そしてコーディネーション自体もうまくいかなかった。各国利害を持つ者たちの利害関係が余りに異なっていたからです。国連も他の国もそれぞれ好きなことを言い出すということだったのです。うまくいかなかった例だと思います。余りリビアの悪口は言わないほうがいいかもしれませんけれども。

まだコラボレーションの枠組みというのは出来上がっていないということでしょうか。さまざまなプロジェクトを進めていくのであっても、誰がコーディネーターになるのかということが問題なのだと思います。

○松尾　そして、ポスト 2015 年以降プロジェクトをするとどうなるのでしょうか。

濱田さん。政府省庁の政策枠組みに関してですが、様々なドナーとのコラボレーションについてはどのようにに考えていらっしゃるのでしょうか。異なる様々なドナーと協力をした経験というのはありますか。例えば情報共有をするということはよく行われると思います。しかし、まだジョイントプロジェクトというのは法制度において

は行われてはいないように思います。何か共同でプロジェクトを進めていく上で、法整備支援という面においてですが、何か問題になる、障害になるようなことはあると具体的にお思いになりますか。コラボレーションについてお伺いしています。

○濱田 今回の新しい開発協力大綱の中で一つ大きなポイントだったのが、パートナーシップを強化するということが、開発協力をやるに当たって、本当にいろいろな人たちとのパートナーシップを強化しようということが今回の大綱の改定の一番大きなポイントの一つでした。パートナーシップといったときに、もちろん先ほどお話しした中にもあったように、官民連携であるとか、市民社会との連携ということもございますけれども、それに加えてドナー間の連携、国際機関との連携、本当に開発に関わるいろいろな方との連携ということを重視していきたいというふうに思っています。

というのも、これだけ開発課題というのが多様化で複雑化して、広範化して、開発資金も非常に多く必要になって、それぞれの課題というのは本当に複雑なので、それぞれの持っているよさというのをうまく合わせていかないと、この一つの課題を解決できない時代になっているという認識が我々の中にもあります。これまでもそれなりにやってきてはいたのですが、これからそれ以上にパートナーシップ、いろいろな人とのパートナーシップというのを大切にしていきたいと考えています。

今、日本としても、例えばアメリカですとか、あとはオーストラリアとかフランスとか、いろいろな国と開発対話の枠組みを持っていて、その中でプロジェクトベースであったり、政策レベルであったり、本当にいろいろなレベルでの連携というのを進めるように努力をし、まさに始まって強化しようとしているところです。日本の特色として、まさにそういうドナー間の連携というのはもちろんあるのですが、それに加えて参画協力というのが日本の大きな売りの一つでして、今まで例えば日本がタイならタイに協力をして、そこで育った人材というのをうまく活用して、今度はタイと日本が協力して別の国を支援するという枠組みをかなり前から持っていて、国際社会でもかなり評価されているところです。特にガバナンスですとか法制度整備支援の関係でいうと、やはり地域の似たような国から支援をしてもらったほうが、言葉も近いし、制度も近いしということで、日本が独自にやるよりもかなりうまくいく例というのがあると思うのです。そういう観点でドナー間の連携はもちろん進める必要はありますが、参画協力というのをこれからも活用していけたらいいんじゃないかなと考えております。

○松尾 ありがとうございます。興味深い御意見でした。

もうほとんど5時になってきましたが、幾つか参加者の方から別の質問をいただいております。ということで、評価の方法に関して少しお伺いしたいと思います。いろ

いろ御関心が参加者におありのようなので、御意見で出てきているのが評価に関してなんですけれども、参加者の方からです。

まず、質問ということで、三谷絹子さんからのものです。三谷さんからの質問、ポスト2015年のトピックに関してなんですけれども、三谷さんにお伺いしていいですか。

○三谷 三谷と申します。よろしくお願ひいたします。

質問は二つあります。

まず、ポスト2015の実施に向けて国連の機関は、今、どのような状況にあつて、また今後どのような体制になるのか、という議論であつたり、協議というのは進めておられるのでしょうか。また、それに対してECや日本政府というのはどのようなアウトプットを期待されていて、それに対して明確な期限があるのでしょうか。また、その期限のとおり何かしらの提案がUN側からなされたときに、それをどのような方法で確認をして評価をされて、またそれに応じて今後のドナーサイドとしての支援というのをやっていくのでしょうか。

UNリフォームの現状に関しては、UNDPの方、またドナー側ということでそれを確認し、評価し、資金援助をするということではECと外務省の方に回答いただければと思います。

○司会 わかりました。

では、アレハンドロさん、お願いします。

○アルバレス まず、申し上げたいところは国連各機関、スタッフは、一つのを促進する、推進するというわけではないのです。ポスト2015のアジェンダでもそうです。このプロセス自体は加盟国によって主導されるべきということを明確に言っております。作業部会もあります。国連職員が関わっておりますけれども、とにかく加盟国がリードするべきということを明確にうたっています。それで、そのように今も動いております。国連はオンデマンドベースでアドバイスをいろいろしております。作業部会もそうです。共同議長という形もとっています。しかし、これはオンデマンドベースです。ですから、この9月の総会では宣言、ゴールとターゲットの設定が予定されています。そして、実施に関する文書も予定されています。それを開示し、そして様々な内部でのアレンジをします。また同時に国連内ではいろいろなことをまとめています。例えば指標（インディケーター）に関する作業です。国連内において、数多くの形で考え、試験をし、パイロットスタディーをしたりしています。どのような展開が考えられるのか、国に関してどこがどうなっていくのか、どこかパイロットのサイトとして名を挙げていただけたところはあるかということを考えている。これ

もオンデマンドベースということになります。

ですから、期待としては、アジェンダが採択をされた暁には、こういう開発関連のグループが再び問題のポイントレビューをして、アジェンダを見ていくということになると思います。申し上げましたように、一つは加盟国のデータの解析、分析、管理等に関するキャパシティをサポートしていくということでもあります。データ革命ということを求めているわけですが、デイビッド・マローン博士がおっしゃいましたとおり、これは単に幅広く集めただけのデータじゃないんだと、よりいいデータ、質のいいものを政策作成に使っていかうということです。これも我々の非常に大きな関わりの要素になると思います。ありがとうございます。

○松尾 では、ルイ・ジャン・ヴィルさん、どうでしょうか。

○ヴィル 質問ありがとうございます。2番手ですが、少し追加させていただければと思います。

EU加盟国におけるディスカッションの中では、28加盟国を代表してというよりは、まだコーディネーションの段階です。例えばゴール16をどうするべきか、まだ議論をしている最中です。午前中にも言いましたけれども、加盟国の中ではゴール16では十分ではないというふうに意見を持っているところもあるわけです。ほかにもいろいろと異論があるところもあります。まだパンドラの箱を開けてはいけない、そうすると全部が消えてしまうので、現在はコーディネーションの段階であるということです。ECの中でもデータの話、あるいは統計のことに取り組んでおります。どのようにして、結果が何であれ、政治的なコミットメントであれ何であれ、我々は、それをデリバーするというだけでなく、測定をするのか。これは非常に大きなイシューになっています。専門家、実務家でもありませんけれども、政治的な長期的なゴールに関するアドバイザーではありませんが、現時点ではまだ上がり切っていないイシューがいろいろとあります。

一番いい方向よりも一番悪い方向というのをまず考えるべきではないかというのがあります。政治的なレベルでは、何かに対するコミットメントを示したいという試みをしています。このインディケーター、あるいはこのような結果の差が出た、短期的にこうなった、向こう5年ではこのようなものが出るであろうというようなことを示したい、コミットメントを示したい、5年といっても、もう先が長いかもしれませんが、こういうところにより時間をかけて話しております。

アジェンダは5年以上のスパンですが、昨日、今日もこのようないろいろな話をいたしました。いろいろなものに関する評価ということです。インディケーターに関しても、もう何日も何時間も議論しなければならないところでもあります。特別な

グループが国連レビューであります。統計に関して、インディケーターに関して、使い方に関してレビューを語るということ、これらの御努力に感謝しております。今、EUではこのような状況、現状にあります。

○松尾 濱田さん、何か御意見ございますか。お願いします。

○濱田 国際機関に関してということですが、今回の大綱の見直しの中でも有識者懇談会の中、そして市民社会との対話の中で、国際機関に対する支援、国際機関を通じた支援ということに対してかなり否定的な意見を持っている方もいらっしゃいました。というのは、やはりバイでやる支援に比べてなかなか日本の顔が見えないであるとか、バイの支援に比べて効果が見えにくい。日本が出したお金がどう効果を生んでいるのかわかりにくいというご意見があつて、それを踏まえて今回の大綱の中にも、国際機関を通じた支援というのがどれだけ役に立っているかというのをきちんと評価して、国民に説明すべきであるという方針を盛り込んだところです。

日本政府としてもやはり国際機関を通じた支援というのは大事だと思っています。というのもやはり国際機関それぞれに専門性を持っていますし、日本のバイの支援がなかなか入れないところに対しても迅速に専門的な支援ができるので、国際機関を通じた支援は非常に重要だと思っています。他方、国民の目というのもございますので、今後は国際機関を通じた支援というのはどのように評価できるのかというのをきちんと評価して、国民に説明していく必要があると思っています。

というのも、今、評価という話が出ましたけれども、現在の ODA 政策の中で非常に重視しているのが PDCA サイクルという、まさに目標設定をして、実施をして、評価をして、その評価を次の政策につなげていくという、そのサイクルを重要視しているのですが、その一環で国際機関を通じた支援についてもきちんと数値目標も含めて目標設定をきちんとして、それを評価して、国民に説明をして、それを次の政策につなげていく、そういうところを徹底することによって、もっと効率的、効果的な支援が国際機関を通じてできるようにして、さらに国民の理解も高めていく、そういうことを今後は徹底していきたいと考えています。

○松尾 ありがとうございます。

次の質問ですが、評価に関してです。今泉先生、お願いします。

○今泉 松尾先生、ありがとうございます。今泉慎也と申します。アジア経済研究所から参りました。

私の質問ですが、ハイケ先生への質問です。データセットについてプレゼンテーションで触れていらっしゃいました。どのようなデータセットを世界銀行は構築なさるのかについて、お伺いしたいと思います。

○グラムコウ 次の法整備支援に関してです。なぜならば、これを使って法の支配の状況を被支援国でどうなのか、状況を測定するのに使えるかもしれません。法整備支援の結果がどうだったかの測定に使われるかもしれません。そして、法整備支援をどう測定するかですが、個人的には私はこの会議ではまだ答えが出ていないと思います。

2年前だったと思いますが、日本の法整備支援の影響に関して、オーストラリアの研究者の方がプレゼンテーションをしていました。ベトナムでインタビューをしていました。彼女はかなりいい点数を日本の法整備支援につけたのです。日本政府が資金を提供していたわけではないと思いますが、私が申し上げたかったのは、日本の経験を国際開発コミュニティーに取り上げてもらうためには、やはり客観的なエビデンスが必要かと思います。法整備支援の結果がどうだったのか、そこで、どのようなデータセット、あるいは情報を用いるのかということです。

法の支配を国で測定するのは一つのことです。そして、プロジェクトを測定するのはまた別物です。そして、三つ目の側面は、ある特定のドナーの投資がどうだったかの測定です。そして、法の支配、あるいは正義、あるいは裁判所の能力を考えると、たくさんの指標が既に存在します。そして、目的もそれぞれ違います。全部集めましても、世界銀行はガバナンスに関しては、例えばガバナンス指標を使っています。これはデータを様々な違うデータ源から引っ張ってきています。そして、何が測定できているのか理解しなくてはなりません。これはマローン氏がおっしゃっていたことに戻りますが、時間をかけて時系列的にどのようなトレンドがあるのか、この方がその国の状況を理解するのに役に立つと思います。

時間がたつにつれて何が起きているのか。もちろん前の年と比べてどうなのかというのは役に立ちません。1年のスパンでは、ある事象が場合によっては例外的に後退してしまうかもしれませんので、トレンドについて理解できないこともあります。重要なのは、何年にもわたってどうなのかということです。例えば、今(2015年)はこれだけけれども、2016年でそこにバッテンをつける、それでは何も語ってくれません。やはりどういうトレンドがあるのかを見ていきたいわけです。

ある特定の国で何が起きているのかを見るときにはそうしたことが必要です。そして、特定のプログラムを測定するときには、簡単ではありませんが、よりシンプルになります。もう少しフォーカスができるからです。世銀の全てのプロジェクトは、プロジェクト開発目標があります。これは測定されます。公表もされます。最も大きいチャレンジは、これらの測定値は、そしてデータはその国によって収集されなくてはならない。彼らは実施するのと同じように測定も続けなくてはなりません。これはしばしば困難なタスクです。なぜなら、実施ユニットがもう実施だけで手いっぱいなの

です。そこで何が起きているのか測定して、モニタリングするというのは、優先順位は2番手になってしまいます。専任のスタッフがいないと、しばしば行われません。そして、特定のカテゴリにおいては、最後に我々がまた、例えば6か月おきに世銀が入ってきて、調子はどうですか、進み具合はどうですか、指標はどうですかと伺って、そしてプロジェクトの一番最後で特定の要件が満たされなくてはなりません。このように進捗状況を測定しなくてはなりません。非常に複雑です。

単に開発指標が達成されたか否かを見るだけではなく、アウトプットを見ているだけではなく、真のインパクトも見ていきます。そして、実施の効率も見ます。コスト効率も見ます。そして、司法に関してはプロジェクトとして、特に効率に関してはたくさんの方の経済学者のいる銀行としてリターンを見ています。つまりROIを見ています。このセクターでは、これが最も大きい課題となっています。例えば正義の値段とは何ですかということです。例えば裁判所の建物をつくるのはコスト効率がよかった、悪いということは言うことができるかもしれませんが、しかし、ある制度があって、そしてそのおかげで職場の環境がよくなる、人の生産性がよくなる、それを測定するのは困難かと思えます。

例えば仕事に来やすくなるか、これは確かにそういうやり方はあるかもしれませんが、チャレンジです。私たちの組織はそういうことを見ていかななくてはなりません。そして、それと同時に、やはり先ほど濱田さんがどのように、投資がどうなったか、日本の国民に説明しなくてはならないとおっしゃっていましたが、いずれはそこまで到達しなければなりません。そのお金の使い方は賢い使い方だったのか。私たちのところではそれがチャレンジです。つまり正義の値段は何という問題です。あるいは正義がない、司法がない値段は何か、それは値段がつけられません。これでは常に苦労をしています。

そして、私たちがそれを検討して、そしてこのように非常にチャレンジングな答えを出そうと、困難な質問に対して出した後に、独立した評価グループが入ってきました。そして私たちの評価がうまくできていたか評価をしてくれます。そして、彼らは我々と違う意見を述べることもよくあります。そうなりますと、追加的なエビデンスを出して、自分の言いたかったことを裏付けしなくてはなりません。非常に複雑なプロセスです。これが最終的には役に立っているのか、ちょっと自信がないというのとも言えます。データは一つのもですが、しかしデータの質、そしてそれを取り囲む分析、そこが課題です。毎日、毎回毎回、プロジェクトをするたびに学びがあります。

そして、評価の三つ目のパートですが、つまりある国の投資がどのようなインパクトがあったか。法の支配を変えることができたのか。その国における司法へのアクセ

スを変えることができたのか。この測定はほとんど無理かと思います。政府が何もしないで、人任せにしていた場合には、これは困難だと思います。直接的なリンクを実証することは困難です。唯一言えるのは、私たちはこれを提供しました。ここの国で提供しました。ある程度のインパクトはありましたが、直接投資に結びつけるというのは困難かと思います。

幸運なことに、十分な人がそれを理解してくれています。そこで、この質問は余りしばしばは聞かれないのですが、でもやはり評価の、そしてアセスメントの話をするときには、何を見ているのかを考えなくてはなりません。指数もあります。指標もあります。そして、見るものは一つではありません。様々な違う要素を見なくてはなりません。そして、組み合わせで全体像を見ようとしなくてはなりません。これは確かにチャレンジです。誰もが苦勞していると思います。

○松尾 ありがとうございます。非常に大きなトピックです。そこで、終日の会議がこれだけでも必要かと思います。そして、時間の制約もありますので、最後の質問になるかと思いますが、たくさんの質問をいただいているのですが、藤井広重さんの質問を最後にしたいと思います。

○司会 東京から藤井さん、お願いできますでしょうか。

○藤井 ありがとうございます。内閣府国際平和協力本部事務局研究員の藤井広重と申します。本日は貴重なお話ありがとうございます。

UNDP のアレハンドロ氏への質問をさせていただきます。

昨年12月、調査出張としまして、南スーダンのほうに行きまして、UNDP の事務所を訪問させていただきました。そこで同国における伝統的なカスタマリーローコートに対して UNDP がサポートしているというお話を伺いました。ですが、カスタマリー、慣習法などに対して非常に法整備支援が難しいのではないかなというような印象を持っております。具体的に UNDP 全体でどのような取組や、もしくはその評価をするときの基準などがございましたらお話を聞かせていただきたいと思います。質問させていただきました。お願いいたします。

○アルバレス 確かに南スーダンでカスタマリーローコートを支援しています。おっしゃるとおりです。御質問ありがとうございます。

そして、どのように評価をしているか、成功しているか否か、このような仕事に関してどうしているかですが、まず、公式ではない司法制度と仕事をしていくのは非常に大変です。なぜならば、国によって非常に違うからです。そして、一旦その国に入っていきますと、外部の人にとって、その特定の法制度を理解するには、より多くの知識、調査が必要です。

そこで、一番最初にやっていることですが、もちろんなるべくたくさんの情報を法律実務家から、国内の人から得ようとしています。そして、その特定の公式ではない、慣習法をわかっている人から情報収集をします。そして、私たちがフォーカスをしているのは、このような司法制度と仕事をするときフォーカスをするのは、実はサービスデリバリーを改善しようとしています。

何を狙っているかといいますと、どこに人々が進める先があるということ、そして、そこで問題解決できる、そういった場所を持つということです。一晩にしてフォーマルな司法制度をつくることができるなんてことは少しも思っておりません。そんなことをすること自体間違っているとすら思います。しかし、人々が尊重するような何らかの仕組みがあったほうが生産性が上がります。多くの人により多くの人にそれを伝えて、さらに多くの人とそのシステムを使えるようになるからです。そうした形でうまくいっているかどうかを評価するわけです。つまり、こうした司法制度がより多くの決定を出せているか、そしてより多くの人たちのために動いているかということです。これは100%ではありません。質の問題が欠如してしまうからです。

このような評価方法では不十分なものは重々わかっています。これまでインフォーマルな司法制度についての評価を行う際に、例えば認知、人々がどうそれを見ているか、それからクライアントサービスについてどうか、つまり、法廷を使った人が満足しているかどうかを評価したこともあります。この法廷に行き、そこで問題があったときに、それをどう感じましたかということ聞いていくわけです。これも私たちの全体評価においては重要な部分を占めます。ということで、生産性を一側面として見る。ちゃんと法が届けられているか、それから、そこを利用した人たちがそのサービスをどう感じているかということも調べます。

いろいろな場所、例えばソマリアで、そこでも伝統的な一族ベースの司法制度があって、それを援助しました。それで、満足度評価を行ったのです。女性と少数者は満足していないことが明らかになりました。

そこで、それを基に行動に出ることにしました。ソマリアの部族長と一緒に会合を開いて、この慣習法を別の村でどう広げていくかなどについても話したことがあります。そこで面白い話がいちいち行われたのですが、大切な点は、変革を一つのシステムから別のシステムに外から押しつけて変えることはできないということです。内側から、自分たちでルールをつくり、それを適用していくことが必要なのです。つまり私たちができるのは、その変革を外からプロモートするというだけです。内側からの変化というのがインフォーマルな司法制度においても必要です。ですから、簡単に答えるとするなら、一体幾つぐらいの意思決定が行われて、どれぐらいの人が

そのサービスを受けているか、またそれを使った人がそのサービスにどう感じているかというところで評価をしていますというのが答えです。

○松尾 時間が来てしまったようなので、もうこれでディスカッションをやめなければいけません。ありがとうございました。

形だけではなくて、本当の意味で司法改革、あるいは法制度の整備支援というのにこれをつなげていくことができるのではないかと思います。そして、いろいろな人たち、いろいろな民族、いろいろな宗教やいろいろな慣習を持った人たちにそれが広がっていけばと思います。大変ではありますが、これは頑張ってみるだけの価値があると思うのです。ガバナンスをつくっていくということ、そしてその取組を通じてのみグローバルなガバナンスが、そして国際的な平和が生まれてくると思います。そのことが今、非常に求められています。そのためにはドナー間のより効果的な協力が必要だということがわかりました。

余りに多くのことを取り上げてしまいましたけれども、また非常に難しい質問をどんどんと投げつけてしまって申しわけありませんでした。皆さんに心から感謝をいたします。本当に率直にお答えをいただけたのではないかと思います。

それから、参加者の皆さん、とても興味深い質問をいただきました。ありがとうございました。全ての質問を取り上げる時間がなく申し訳ありませんでした。

それでは、柴田さんにマイクをお渡ししたいと思います。

○司会 質問票を多数いただいておりましたが、お時間の関係で全ては御紹介できませんでした。申し訳ありません。

一旦この段階でパネルディスカッションを終了いたします。皆様、パネリストの皆様は拍手をお願いします。(拍手)

これから、皆様お疲れのところ、特にスピーカーの皆様、お疲れではございますが、最後の20分間、トピックを限定せずに、全体でここだけは聞いておきたい、あるいはこれだけを言っておきたいという方が何名かいらっしゃるように思いますので、最後の20分間はそういった時間に充てたいと思っております。

スピーカーの方々、もしよろしければこちらに残っていただいていた結構でございます。発言あるいは質疑応答につきましては、先ほどと同じように、まず大阪会場半分、次に東京会場のほうに移して行いたいと思います。

まず、大阪会場でございますが、何かこれだけは言っておきたい方はいらっしゃいますか。横田先生、よろしくをお願いします。

○横田 パネリストの皆さん、素晴らしいディスカッションをありがとうございました。とても楽しませていただきました。

私の質問は、言葉の問題についてです。どの言葉を使って法制度を推進されているのでしょうか。言語というのは、法律用語にも深くかかわってくるし、法制度にも深くかかわってくると思います。また、欧州の言語、また欧州の法制度においても、英語の言い方、フランス語の言い方、そしてスペイン語の言い方というのが大きく異なるケースがあります。これは一例にすぎませんで、例えば東ティモールの話について取り上げたとき、そこの公用語というのはテトゥン語で、これはローカルの言語です。そして、これは書き言葉ではなく話し言葉です。しかし、この言葉が地元の人には一番よく話されています。もう一つ、ポルトガル語というのが公用語であります。これは恐らく国民の1割も理解しない言葉です。しかし、ポルトガル語がこの東ティモールの公用語です。したがって、法律は全て、それから公式文書も全てポルトガル語で書かれています。でも、それはローカルの人たちは読めないし、理解できないのです。

では、法制度がこのような状況に置かれたとき、どんな意味があるというのでしょうか。公用語だけに固執して、人々が理解できない場合です。これは極端な例を挙げたまでですが、それぞれのケースの途上国に行かれたとき、選択が難しいと思います。フランス語を使うのか、そうするとフランスの制度がモデルになるかもしれません。そうしたことが考えられると思います。特に欧州においては、言語というのが大きな問題だと思いますので、御自身の御経験から、もちろん時間が限られておりますけれども、何か深い話をお聞かせいただければ幸いです。

○ヴィル ありがとうございます。私が答えさせていただきます。

非常に難しい問題です。同感です。EU28の言語が公用語として指定されています。理由は当然ですが、内部でも28言語全てに翻訳しているわけではありません。もしそんなことをすると、法律を書いている人より翻訳にかかる人の人数のほうが多くなってしまうと思います。ただ、今おっしゃったことというのはまさに重要だと思います。というのは、通常法制度の原則について考えてみますと、法律は市民が使えるものでなければいけないということです。全ての人がある法について知ることができなければいけないということです。ジャーナルを出すにしても、法律を出すにしても、国民がちゃんと見られるようなものでなければいけないわけです。それがアクセスということです。今おっしゃった東ティモールの例、これは多くの国でも起こっています。アフリカの地元の言語、それからアジアでもそうでしょう。ご存じだと思います。ミャンマーには60のローカル言語があります。ラテンアメリカ諸国においてもそうです。多くの国がたくさんのローカル言語を持っています。

私たちが勝手に選べるものでもありません。法制度ということは当局と話をすることになります。ポルトガル語が東ティモールの公用語であった場合、ポルトガル語を

使います。おっしゃったとおり、もし国民の1割しかそれが理解できない、あるいは法律があること自体気づくことができないというのであれば、これは大きな問題となるでしょう。しかし、コンゴにおいても、あるいは他の国でも同じような問題があります。国内で、地元で話されている言葉が数々ある。東ティモールの10%というのは極端かと思います。コンゴだと多分10%より多くの方がフランス語を理解すると思いますが、でも国民全員がフランス語をわかるわけではありません。自分の知らない法によって統治されるということになるのです。これはよくないと思います。そもそもそんなことから取り組み始めるというのはよくないでしょう。

しかし、あるいはフランス人として言いたいのは、英語を使い過ぎじゃないかというのも個人的には思いますが英語でいろいろな取組が国際レベルでなされているというのも、私も別に構わないんですけども、今おっしゃった点というのは特に懸念をしています。言語、それから方言、あるグループの人たちが理解できないような状況で事が進むというのは問題だと思います。

○司会 大阪会場からまだ御質問あるかと思いますが、残りあと10分少し、大変貴重な時間ですので、平等に、今度は東京会場でぜひともお話ししたいという方がおられると聞いていますので、東京会場に一旦移したいと思います。東京会場、よろしくお祈りします。

○野瀬 東京会場です。東京会場のほうからお一人、中国に現在長期専門家で行かれています弁護士の先生から、中国について簡単に2分程度で、ぜひこの場を借りて御紹介させていただきたいということですので、先生にお願いしたいと思います。

ではよろしくお祈りします。

○白出 中国長期専門家の弁護士の白出博之です。中国における新しい動きについて御紹介いたします。

中国では昨年10月末に、共産党の大会において「以法治国」、これは漢文読みをすると法によって国を治める、まさに法によるガバナンスなのですが、これを全面的に推進するという決定が打ち出されて、それ以来、毎日、新聞等で「法治」という字を見ない日はないという状況になっています。具体的には法によるガバナンスを実現するために、中国特色のある社会主義法治体系と法律体系、これを整備していく。さらには科学的な立法、これを推進して、重点領域の立法をさらによりよくする。そして、法の執行を厳格化し、また司法の公正、これを保障して、社会の支援を高めると。1万7,000字の中に「法治」が166回、「司法」が70数回出てくるといって、そういう内容になっていて、非常に法の執行のために裁判所への期待というものが法律の整備とともに期待されている、そういう内容になっています。

それで、ただ一つ注意しないといけないのは、中国特色のあるというのが形容詞としてついていますので、やっぱりこれは中国の歴史や背景、あるいは特殊な事情、国情、これを踏まえた上での法治主義というものがついていますので、本日、議論のあったような他国のモデルと比較することはできないかもしれませんが、ただこの決定の中身を見ますと、やっぱり人権の保障であるとか、特に憲法を核心としたという、そういったことが強調されていまして、権力の制限だとか人権への配慮、こういったものが随所にあられております。単に法律に抛りさえすればよいというところから、やっぱり具体的な中身についても実質的なものを求める、そんな傾向が見てとれるというので、これからもそうあってほしいと期待しているところです。

また、これを受けて実際のプロジェクトの関係では、皆様のお手元の法整備支援活動年表にもありますが、2012年から始まった全人代に対する行政訴訟法と行政関連法との関係で、去年の11月におかげさまで行政訴訟法の改正決定がなされました。まさにこれは、民が官を訴える、そして合法性を回復するという典型的なものになっています。この件に関しましては、アドバイザーグループの市橋先生、本多先生、村上先生、法総研の教官の皆様、さらには法務省の民事局、裁判所、また国際民商事法センターの皆様大変お世話になりました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、この年表には、去年の6月から市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクトというのが新しく始まっております。これとの関係でも、やはり法律の制定手続等について科学立法、また民主立法を進めるという意味での立法法の改正、これを行っているところでございます。

最後に、司法改革の改革だというように言われています。なぜなら法の執行、あるいは裁判、司法の構成、これに関してもう一度見直すという意味で、その組織にかかわる法院組織法、検察院組織法、これの改正、さらには人権面では犯罪被害者の権利の保障の法律、これが今報道では中国で非常に注目されているところです。今年の新しい法律対象、協力対象は、これから2月に中国で合同調整委員会で決めるのですが、その際にはUNDPの中国事務所にもお邪魔して、最新の意見交換をさせていただいた上でよりよい協力ができるようにする、そういう予定でございます。ありがとうございました。

○野瀬 東京会場からは以上です。

○司会 ありがとうございました。

残り数分となりまして、大阪会場からは恐らく最後の質問ないし発言になるかと思いますが、どなたか最後に御質問ないし発言されたい方。皆さん譲り合っておられま

すが、どういたしましょうか。大変激しい競争ですが。それでは、金子先生でよろしいでしょうか。お願いします。

○金子 簡単な意見、コメントです。外務省の濱田さんがおっしゃったことに対してのコメントですけれども、濱田さんがおっしゃったことを正確に理解しているとするならば、強調された点は法整備支援の基本的な姿勢が、往來のものから、持続可能な開発に向けた投資の促進ということ、あるいは経済開発の促進といったところに焦点が移ってきたということだったと思います。この点に関して一つ申し上げたい点があります。

もちろんドナー諸国、特に経済活動を推進したいと思っているところには適用可能ですが、例えば日本の法整備支援について、この20年間、私が拝見してきた中では、法務省の取り組み方、法整備に関してやっていることは非常に敬意を払うべきものであり、日本のアプローチで特出したところではないかと思います。日本のODAは民事関連の基本法に関連していたところだと思います。経済関係の法令ではない部分があります。ですから、政策の選択に関してバランスということ、つまり最も脆弱な人たちの市民権を確保する、守るということに基本原則は置かれていた、基本的な構造の核が置かれていたというふうに拝見します。民法等々です。そして、基本的な権利を守るということ、訴訟権を守るということ、通常の普通の人たち、特に弱い人々のための権利を守るという姿勢、これが日本のアプローチでありました。これはぜひ維持し、さらに拡大をしていただきたいと、特にポスト2015アジェンダの中で願っています。

ですから、変化はもちろんよいのですし、変化しなければならないこともあると思いますが、他方、今までやってきたことの重要性、20年間やってきたことの重要性、考え方も大事だと思います。これは私自身20年間かかわってきた中で感じるところです。これは質問ではありません。意見として述べさせていただきます。

○司会 幸いにあと二、三分お時間がありますので、JICAから大久保課長が挙手されておられましたので、最後に一言お願いできればと思います。

○大久保 ありがとうございます。JICAの大久保と申します。

本日、植嶋が、私の上司ですけれども、冒頭の挨拶で、これから人間の安全保障に直接役立っていくような法整備支援は何かということを考えなくてはいけないということをお話させていただきました。実際にプロジェクトを担当している私たちの部署、ここから見るとなかなかそれは難題で、上司の前でこんなことを言っているのかわからないですけれども、頭痛いなというのが実態でございます。

今日、皆様のお話を伺いまして、ますますこれが難しい課題である、また、外務省

におかれましては、新しくつくられた大綱において、例えばサイバーローとか、海洋法とか、そういうのもやれということですので、ますます大変だということなのですけれども、一方で、私たちが考えなくてはいけないなと思っているのは、受益者というものを顕在化させる作業がまた必要なのかなと思っています。過去20年やってきた、例えば民法をつくるとか、あるいは適用する主体である政府の能力強化、人材育成ということは非常に地道な努力で、これからもやっていきたいと思っておりますが、開発大綱が新しくつくられた背景というのは、ODAの外交的な役割というものが変化を求められており、またそれは日本の国際社会における立ち位置の変化を反映しているのではないかなと私は個人的に思っていますけれども、その結果、法の支配という言葉が結構全面に出てきて、多分仕事もこれから増える。一方で、日本国民のお金によってする仕事ですので、日本の国内でちゃんと説明責任が果たせるような内容にしないといけない。そこでの一つのやはりキーポイントというのは、法律の適用の場面でちゃんと納得される、相手国に役に立っているよという具体的な事例が個別に提示できるかどうか。

今日お話を伺って、特にジャン・ルイ・ヴィルさんのお話を伺って、あとアレハンドロさんも南スーダンのお話をされましたが、やっぱりインフォーマルな司法システムの実態を調べて、そこで我々が推進しようとしている法の支配というのが役に立っているのか、フリクションを起こしていないのか、そういうことをきちんと調べる必要があるのではないかなと思っています。これまでも一部はやっていますが、作成に協力した法律も増えていきますので、それがコミュニティーとか、あるいはビジネスの世界でどのように適用されているのか、これを確認することが人間の安全保障に役立っているかどうかということを示す一つの考えるポイントになるのではないかと考えています。すみません、下さった時間より長くなってしまいましたが、そうしたことを考えております。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。まだまだ議論は尽きませんが、時間となりましたので、これで全体討議を終了させていただきたいと思えます。

最後に、パネリストの皆様、それから松尾先生に、いま一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

5 総括・閉会挨拶

それでは、最後になりますが、公益財団法人国際民商事法センター理事長の原田明夫様より総括と閉会の辞をいただきます。原田理事長、よろしく申し上げます。

○原田 皆さん、本当にありがとうございます。

御来日いただきました御来賓の皆さん、そして松尾先生、横田先生、本当に心から感謝申し上げます。この機会をつくられた方、情報に富んだ、示唆に富んだ興味深い素晴らしいディスカッションに対して感謝を申し上げます。そして、参加者お一人お一人にも感謝を申し上げます。大阪会場の皆さん、そして東京会場の皆さん、静粛に、また長時間にわたりまして御清聴賜り感謝を申し上げます。

本日の会議は、本当にユニークな、他にない、またとない機会だったと思います。どなたかがおっしゃいましたが、このセミナーは、ポスト MDGs が採択されようとしている歴史的な状況、転機、歴史の転換点に立っているこのタイミングで開かれている、グローバルに考えてもどのようにして困難なさまざまな事象に対応していくのかということが迫られているこの局面で開かれたということでもあります。地球、遠いところの問題も含めてであります。

日本は、国として、政府だけではなく、ほとんどの国民が何らかの形で貢献をしたいと願っています。劇的に変化をしている、なかなか統治が困難なこの世界をより平和な、安全な世界にしたい、これは武器から通じてではなく、法によって達成したいと願っています。友好的に達成をしたいと願っています。この連絡会は、このような同じ思いで今終わろうとしていると思います。参加者の皆さん、お一人お一人がそれを感じていらっしゃるかと願っております。この連絡会が、参加者の皆さんのおかげで、専門家の先生方をお呼びした各重要な関係組織の皆さんによって、グローバルな形で終わるということをうれしく思います。世界銀行、また欧州委員会は、恐らく我々、今回初めて非常に重要な代表をこの連絡会にお呼びしたのではないかと思います。重ねて御礼申し上げます。

参加者の皆さんが本当に深く、皆さん耳を傾けられたということに驚かれたのではないかと思います。これは、非常に高い関心があるからと感じられました。私たちの後ろにはたくさんの若者、青年がいらっしゃるわけです。たくさんの青年たちがこの分野に関わりたいと思っている、この重要なプロジェクトに関わりたいと思っいらっしゃることを嬉しい驚きをもって感じております。お互いに司法によって平和のために資する、お互いに資するところを得るようなプロジェクトであります。これは本当に驚くべき日本における出来事と言えるのではないかと思います。皆さんが御参加いただいて、このような思いを共有しているということでもあります。今回は、16回目の連絡会と聞いておりますが、このような御来賓を迎えた会議というのは初めてだと聞いております。また、様々な側面、様々な関係、組織、日本の国内の方々も含めて参加をいただきました。そういう意味で、このような相互の双方向の対話、またディスカッション、理解を深め、そしてお互いに敬意を払いながら行う、このよう

な司法に関する話し合いをしていくという場、非常に難しい問題、グローバルな脆弱なこの星の上にある問題を話し合ったことを嬉しく思います。改めて感謝を申し上げます。

皆さんでつくっていただいたこの連絡会の雰囲気を中心に嬉しく思っております。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、第16回法整備支援連絡会を終了させていただきます。皆様、長時間ありがとうございました。(拍手)

なお、次回、第17回法整備支援連絡会は来年1月22日金曜日に開催する予定にしております。皆様お忙しいかとは存じますが、来年度もぜひ御出席いただきますようお願い申し上げます。東京会場の皆様もありがとうございました。



第16回法整備支援連絡会(2015年)



主 催

法務省 法務総合研究所(RTI)

独立行政法人国際協力機構(JICA)

Program

日時 平成27年1月23日(金)午前9時40分から午後6時まで

場所 大阪会場:法務総合研究所「国際会議室」
東京会場:独立行政法人国際協力機構(JICA)本部228, 229会議室

テーマ 「ポスト2015時代の法整備支援」

後援 最高裁判所
日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

Time Table

開会挨拶:9:40~10:00

法務総合研究所 赤根 智子
国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部長 植嶋 卓巳

第一部 基調講演, 質疑:10:00-11:30

講演者 : デイビッド・マローン氏(国際連合大学学長・国際連合事務次長)
コメンテーター: 横田 洋三氏(法務省特別顧問)
「ポスト2015と法の支配・ガバナンス」

第二部 政府, 支援実施機関による報告, 質疑:13:00-15:00

- ・国連開発計画 政策・プログラム支援局 法の支配, 司法及びセキュリティチームリーダー
アレハンドロ・アルバレス氏
- ・世界銀行 ガバナンス・グローバルプラクティス 法律顧問
ハイケ・グラムコウ氏
- ・欧州委員会 国際協力・開発総局 ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長
ジャン・ルイ・ヴィル氏
- ・外務省 国際協力局 政策課 課長補佐
濱田 摩耶氏

第三部 全体討議, 質疑:15:40-17:50

モデレーター:慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘氏

© 大阪観光局((公財)大阪観光コンベンション協会)

総括・閉会挨拶:17:50~18:00

公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)理事長 原田 明夫

18:30~ レセプション

備考:日本語・英語同時通訳

第一部 基調講演

講演者



国際連合大学学長・国際連合事務次長

Rector of the United Nations University
Under-Secretary-General of the United Nations

デイビッド・マローン氏 Dr. David M. Malone

カナダ出身。

経営学士号(モントリオール商科大学), アラビア語修了証書(アメリカン大学(カイロ)), 行政学修士号(ハーバード大学ケネディ行政大学院), 国際関係の博士号(オックスフォード大学)を取得。

国連経済社会理事会カナダ代表, 国連代表部大使(次席代表)を歴任した後, 2008年から2013年までカナダ国際開発研究センター総裁。カナダ外務・国際貿易省(DFAIT)政策・国際機関・地球規模問題局局長, 国際平和アカデミー(現国際平和研究所)所長, カナダ外務・国際貿易省次官補, カナダ国駐インド高等弁務官, ブータン及びネパール非常駐大使などの要職を歴任。

また, ブルッキングス研究所の経済研究プログラム, トロント大学マッセイカレッジ, カールトン大学ノーマン・バタースン国際問題研究所の研究ポストに就き, コロンビア大学の客員研究員および非常勤教授, ニューヨーク大学ロースクールの非常勤教授としても活動。このほか, 平和と安全保障問題, また国際開発に関する論文や著書の執筆も精力的に行う。

コメンテーター



法務省特別顧問

Special Advisor to the Ministry of Justice of Japan

横田 洋三氏 Dr. YOKOTA Yoza

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。

世界銀行法律顧問, 国際基督教大学教授, アデレード大学客員教授, ミシガン大学客員教授, コロンビア大学客員教授, 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授, 中央大学法学部・法科大学院教授などを経て, 現在は, 法務省特別顧問, 公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長及び公益財団法人日本ユニセフ協会顧問として活動。

同時に国連大学学長特別顧問, 国際連合大学高等研究所客員教授, 国連人権促進保護小委員会委員, 国連人権委員会ミャンマー担当特別報告者, 国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員・委員長, 日本国際連合学会理事長などの要職を歴任。

専門は国際法, 国際機構法, 国際人権法, 国際経済法。

第二部 政府, 支援実施機関による報告
第三部 全体討議



**国連開発計画 政策・プログラム支援局
法の支配, 司法及びセキュリティチームリーダー**

Team Leader - Rule of Law, Justice and Security, Bureau for Policy and Programme Support,
United Nations Development Programme

アレハンドロ・アルバレス 氏
Mr. Alejandro Alvarez

世界銀行 ガバナンス・グローバルプラクティス 法律顧問
Lead Counsel and Acting Practice Manager, Governance and Inclusive Institutions Practice,
WORLD BANK



ハイケ・グラムコウ 氏
Dr. Heike Gramckow



**欧州委員会 国際協力・開発総局
ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長**

Head of Unit - Governance, Democracy, Gender, Human Rights, Directorate General for
International Cooperation and Development, European Commission

ジャン・ルイ・ヴィル 氏
Mr. Jean-Louis Ville

外務省 国際協力局 政策課 課長補佐
Deputy Director, Aid Policy and Management Division, International Cooperation
Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan



濱田 摩耶 氏
Ms. HAMADA Maya



慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
Keio University Law School

松尾 弘 氏
Prof. MATSUO Hiroshi



法務省 法務総合研究所 国際協力部

TEL : 06-4796-2153

E-mail : icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請			
1993	・森嶋昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介			
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催		
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施			
1996	・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続		
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月)、本邦研修(2月)を実施	・経済法研修
1999	・ハノイにて日越民商法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催	・本邦研修(11月)、現地セミナー(2月)を実施	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官出身、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・現地セミナー(6月)、本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)	・JICA調査団派遣
2002	・前年と同様 JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAが最高裁長官を招へい
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省・最高裁・日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省・最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴訟、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(法務省)	・JICAプロジェクト開始(2005年6月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)	・本邦研修(年1回) ・企画調査員として長期専門家を派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修)を実施
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴訟、法曹養成) 判決書・判例 ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・力司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(法務省) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴訟)	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー	・本邦研修(年1回) ・インドネシア競争政策・規制緩和和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	・森嶋昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言					
	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回)				・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
	・前年と同様(モンゴル)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)
・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)
・JICA調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)
・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タンгент法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)
・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海学園大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催				・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)
・JICA調査団派遣 ・M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京、大阪)				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2005	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3継続 長期専門家1名(裁判官出身)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) 改正民法成立(6月14日) 本邦研修実施(9月、2月) (判決書標準化、法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法部へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 現地セミナーを開催(模擬裁判) 本邦研修実施(2月) (民法・民訴法) 法曹養成研究会発足 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 本邦研修実施(10月)(法曹養成) 日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクト継続 長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) 本邦研修(2回) 現地セミナー(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修(年1回) アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)
2006	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 長期専門家1名(業務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例) 日越司法制度研修及び共同研究実施(10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法部へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 民事訴訟法成立(7月6日公布) 長期専門家派遣(8月) 現地セミナーを開催(8月:民法特別講義、3月:民訴法) 遠隔セミナーを開催(12月) 法総研(財)国際民間法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JICA-Netセミナーを開催(4月、12月) 本邦研修実施(2月)(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 現地に普及セミナー実施 (判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書) 本邦研修(11月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容) 	<ul style="list-style-type: none"> アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) 本邦研修(7月) JICA調査団派遣、M/M締結(9月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容) アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) 本邦研修(7月) JICA調査団派遣、M/M締結(9月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容)
2007	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) 民法共同研究会開始 裁判実務改善研究会開始 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国賠法) 本邦研修実施(11月、国賠法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名(うち2名は弁護士)を派遣 民事訴訟法適用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(8月:民訴法) 現地セミナーを開催(1月:民訴法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月、9月) 本邦研修実施(7月、法曹養成、民訴法) 現地セミナーを開催(11月:民法、12月:民事模擬裁判) JICA調査団派遣 JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長期間終了 フォローアップ 現地各CPIによる普及ワークショップ、JICA現地事務所モニタリング(5～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループを設置(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修を実施(10月) 現地セミナーを開催(3月)
2008	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(6月:犯罪学研究、8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月:刑訴法改正) 民事判決執行法成立(11月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附属法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名を派遣 遠隔セミナーを開催(12月:民訴法関係) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 法曹養成アドバイザー・グループ開始 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) 現地調査(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループ会合を継続 第2回本邦研修を実施(7月) インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)が施行(7月) 現地セミナーを開催(11月) JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)
2009	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草、10月:日弁連の組織、活動、12月:改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月:行政訴訟法起草) 国家賠償法成立(6月) 現地セミナーを開催(行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名の派遣継続 現地セミナーを開催(12月:民訴法関係) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月) 本邦研修実施(10月、11月) 現地セミナーを開催(6月、8月、12月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施(5月、6月、11月、2月) 現地調査(5月、9月、3月) 現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループ会合を継続 現地調査を実施(9月) JICA個別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を実施(11月) インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修を実施(5月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(8月, 3月) (法務省, 大阪大学等) ・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) ・司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで) (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ・長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タンケト法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(国際会社法シンポジウム)開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回)
<ul style="list-style-type: none"> ・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで) ・本邦研修(5月, 8月, 9月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月, 2月) (法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月~2008年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回)
<ul style="list-style-type: none"> ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7月, 12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)
<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学) (12月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト終了(~11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月, 11月) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事法比較研究現地セミナー(2回) 			<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回)
<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国現地セミナー開催(5月, 7月, 3月) ・中国国際私法, 国際民事訴訟法講義会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール法案作成能力向上研修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICA共催による「私たちの法整備支援〜ともに考えよう! 法の世界の国際協力」シンポジウムを開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2010	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究(6月) 現地セミナーを開催(8月) 司法省次官招へい(10月) 本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位会の役割等, 11月:戸籍法起草, 12月:改正刑事訴訟法起草, 1月:改正民事訴訟法起草) 行政訴訟法成立(11月) 改正民事訴訟法成立(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 JICA-Netセミナー開催(12月:法人登記) 本邦研修実施(2月:不動産登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法書養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続, 新たに1名を派遣(うち2名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月:民事訴訟法) 現地セミナー開催(9月:民法) 本邦研修実施(10月:法書養成) 現地セミナー開催(3月:民法) JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ニース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査を実施(7.8月:司法制度) JICA-Netセミナーを実施(5月, 7月, 10月, 12月:民法) 法律人材育成強化プロジェクト開始 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)を派遣(7月) 国内アドバイザーグループを設置(民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法) 現地セミナー(2月) 本邦研修実施(3月:民法) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査(8月) 法総研が最高裁招へい(11月) 法総研が最高裁副長官等招へい(12月) JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(6月) 本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定) 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続・司法省への長期専門家3名の派遣継続 民法適用法公布(6月) 現地セミナー開催(8月, 9月, 11月:民法) JICA調査団派遣(9月:終了時評価) 民法適用, 同記念式典(12月) 現地セミナー開催(12月:民法普及) 本邦研修実施予定(2月:法人登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) 法書養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名の派遣継続 本邦研修実施(6月, 10月:法書養成) JICA調査団派遣(9月:終了時評価) 現地セミナー開催(1月:民法) JICA調査団派遣(10月:次期案件詳細計画策定) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 JICA-Netセミナー開催(6月:刑事訴訟法, 7月:民法・民事訴訟法) 現地セミナー実施(8月:民法, 9月:民事訴訟法, 3月:刑事訴訟法) 本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 1月:民事訴訟法) JICAによる各CP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい 	<ul style="list-style-type: none"> 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2012	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(6月) 本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護士の権利の確立, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) JICA調査団派遣(5月:運営指導調査) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法整備支援プロジェクトフェーズ3終了(～3月) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(～3月) JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(4月～) 不動産登記共同省令起草支援 司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 長期専門家4名の派遣の継続 現地セミナー開催(9月, 12月:不動産登記) 現地セミナー開催予定(2月:親族相続法) 本邦研修実施予定(2月:人材育成) JICA調査団派遣(11月:JCC参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 JICA-Netセミナー開催(10月:刑事訴訟法) 現地セミナー実施(6月・8月・3月:民法, 2月:刑事訴訟法, 民事訴訟法) 本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 11月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) JICA調査団派遣(7月:中間評価) ※民法典起草支援をプロジェクトに追加 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査実施(8月) 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2013	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(8月:最高人民検察院長官招へいも同時に実施) 本邦研修実施(10月:破産法, 地方弁護士会及び地方の弁護士事務所組織・運営・弁護士自治, 3月:民法改正～国際私法分野の改正について) JICA調査団派遣(5月:中間評価, JCC) ICD現地調査(3月:刑法改正支援事前調査) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2012年3月まで) ただし, 法令起草支援の分野は終了(～3月) 司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 民法, 民事訴訟法作業部会継続 長期専門家4名のうち, 3名は派遣継続, 弁護士1名は派遣終了 現地セミナー(9月, 12月:民事訴訟法 3月:民法) 本邦研修(10月, 2月:人材育成) JICA調査団派遣(9月:運営指導調査, 12月:JCC) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・3月:刑事訴訟法, 5月・7月・10月・11月・12月・1月:民法) 現地セミナー実施(8月・11月:民法, 12月:刑事訴訟法等, 3月:民事訴訟法) 本邦研修実施(7月:刑事訴訟法, 10月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) JICA調査団派遣(5月:運営指導調査, 2月:終了時評価, 3月:詳細計画策定調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査実施(5月) JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査実施(11月) 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(2月)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月) 長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」実施(7月) 国別研修 中国「司法人材育成研修」に協力(7月) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修実施(10月) 渉外民事関係法律適用法成立(10月) 中国行政訴訟法現地セミナー開催(11月) 長期専門家派遣(弁護士) 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(7月) 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) 現地調査実施(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法案作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) 東ティモール現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) 法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催(9月) 法整備支援連絡会開催(第12回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) 石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) 日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(11月:司法人材育成) 現地セミナー開催(11月:民事訴訟法) 本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール捜査司法共同研究」実施(9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月) 法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) 法整備支援連絡会開催(第13回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト終了(～11月) 調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地セミナー開催(6月:相続法) 国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) 本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」) 中国民事訴訟法改正(8月) 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール共同研究」実施(7月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 本邦研修実施(「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制共同研究実施(9月) 東ティモール現地セミナー及び現地調査実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日ミャンマー法制比較共同研究実施(7月)一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研) 財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月) 現地セミナー開催(8月、JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」) 日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月)一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学) 現地セミナー開催(12月、JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月～2015年7月) 長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」) 現地セミナー開催(8月:相続法) 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月) 消費者権益保護法改正(10月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(12月) JICA調査団(12月:詳細計画策定調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(9月) 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(9月) 同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月) 同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月) 現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制度アドバイザー(2013年4月～2014年3月) (活動内容～法案起草能力向上) 現地調査実施及び現地セミナー開催(6月:調停法) 現地セミナー開催(10月:調停法) JICA-Netセミナー開催(12月:調停法) 現地セミナー開催(3月:調停法) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月、法総研・JICA) 現地セミナー開催(4月、JICA・UAGO:「商事仲裁」) 日ミャンマー法制比較共同研究実施(6月)一連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC) 現地小規模セミナー実施(7月、法総研・JICA:UAGO-SC対象「知財法、法曹養成」) 財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月) JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結(8月22日) 現地小規模セミナー実施(9月、法総研・JICA:UAGO-SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」) 現地調査実施(10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議) 現地小規模セミナー実施(11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO-SC対象「知財法」) 「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日～、3年間) 	

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月: 刑法改正, 7月: 検察官養成) ・本邦研修実施(12月: 検察官養成, 3月: 民法改正) ・現地セミナーを開催(簡易手続, 上訴制度, 刑訴法改正等) ・JICA調査団派遣(8月: 終了時評価, 9月: 詳細計画策定プレ調査, 11月: 詳細計画策定調査, 12月: 第三次詳細計画策定調査, 1月: JCC) ・刑法改正支援現地ワークショップ(9月, 11月, 2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2017年3月まで) 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・本邦研修実施(6月, 10月, 2月) ・長期専門家1名(検事)派遣, 1名派遣終了(9月) ・JICA調査団派遣(8月: 中間レビュー, 12月: JCC) ・現地セミナー開催(12月: 判決公開, 3月: 不動産登記共同省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続(7月まで) ・長期専門家4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・5月・6月: 民法) ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始(7月から) ・10月までは長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名), 10月から1名(弁護士)増員 ・JICA-Netセミナー開催(7月・9月・10月・1月・2月・3月: 民法) ・現地セミナー実施(7月: 法曹人材育成, 8月: 民法, 3月: 刑事訴訟法等) ・本邦研修実施(11月・2月: 民法) ・JICA調査団派遣(10月: 第1回JCC参加等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施(4月) ・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等実施(10月) ・インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究実施(12月) ・JICA調査団派遣(2月) ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(2月) ・JICA調査団派遣(3月: 詳細計画策定調査)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始(6月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・JICA調査団(5月:第1回JCC) ・法総研・ICCLCが日中民法商事法セミナーを開催(1月) ・JICA調査団(2月:第2回JCC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団(運営指導調査)派遣(6月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(9月) ・前記プロジェクト第2回本邦研修実施(「調停」9月) ・現地調査実施(11月, 2月) ・同プロジェクト第3回本邦研修実施(「事件管理」12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール現地調査実施(7月) ・東ティモール共同法制研究実施(12月) ・東ティモール現地セミナー実施予定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 <ul style="list-style-type: none"> SC起草支援/人材育成支援 UAGO審査支援/人材育成支援 ・JICA長期専門家(弁護士)派遣(1月) ・現地小規模セミナー実施(2月以降, 複数回) ・長期専門家:UAGO・SC対象「会社法」 ・現地小規模セミナー実施(2月, 長期専門家:UAGO・SC対象「著作権法」) ・現地調査, 小規模セミナー実施(3月, 法総研:UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」, 「知的財産事件の捜査方法」) ・現地小規模セミナー実施(4月, 長期専門家:UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」) ・現地小規模セミナー実施(4月~5月, 法総研:UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」) ・JICA長期専門家(業務調整)派遣(5月) ・JICA長期専門家(検事)派遣(5月) ・現地小規模セミナー実施(5月, 日本取引所:UAGO・SC対象「証券市場, 資本市場の概要等」) ・第1回本邦研修(5月) ・ワーキンググループ活動実施(6月以降, 随時開催) ・第1回合同調整委員会(7月) ・現地セミナー実施(7月, JICA・特許庁:UAGO・SC対象「知財法」) ・現地セミナー実施(8月, JICA:UAGO・SC対象「仲裁法」) ・会社法アドバイザーグループ開催(10月) ・第2回本邦研修(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶徳大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第16回)(1月) ・石川国際民法センターが「金沢セミナー」を開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第15回)(6月, 10月)

法の支配と人権分野におけるUNDPの支援活動及びポスト2015年開発アジェンダ

第16回法整備支援連絡会

2015年1月23日

アレハンドロ・アルバレス

国連開発計画 (UNDP)

政策・プログラム支援局

法の支配、司法及びセキュリティ分野チームリーダー

法の支配および人権に対するUNDPの支援

UNDPの戦略計画
(2014年～2017年)
では、法の支配と
人権が特に重要な
項目とされています。



UNDPが支援するリーガルエイド（法律扶助）支援所は、パキスタンのカイバル・パクトウンクワ州で16,000人を超えるコミュニティ・リーダーを支援しています。

写真提供：UNDPパキスタン

法の支配および人権に対するUNDPの支援



Empowered lives.
Resilient nations.



コンゴ民主共和国東部のゴマ市における軍事裁判
写真提供：UNDP／フノワ アルメラ・マルティノ

法の支配の中心的要素 (特に危機的地域において)

1. 暴力という負の遺産への対処
2. 全ての人々の安全と危機管理の向上
3. 公的機関の強化を通じた信頼の構築
4. 司法および公安（警察）制度の利用の拡大（特に女性）

法の支配および人権に対するUNDPの支援



Empowered lives.
Resilient nations.

人権活動の中心的要素

1. 人権尊重を促進および保護するための国家制度の支援
2. 「普遍的・定期レビュー」(Universal Periodic Review)、「人権最優先」(Rights Up Front) 等、国連の人権関連制度の活用
3. 社会から疎外された少数民族の支援
4. 人権尊重の主流化および人権に基づくアプローチの活用



「行動規範」に関する小冊子を読むアフガニスタンの国家警察官
写真提供：UNDP／アフガニスタン

2015年におけるUNDPの優先課題



Empowered lives.
Resilient nations.

実体的な優先課題

- 公共施設強化の継続
- 法の支配の技術的および政治的要素の統合
- 人権に基づいた人間中心のアプローチ、および問題解決に向けたアプローチの活用



ネパールにおけるリーガルエイド(法律扶助)支援所
写真提供：UNDP/ネパール

2015年におけるUNDPの優先課題



Empowered lives.
Resilient nations.

運営上の優先課題

- 法の支配および人権プログラムの効果を継続的に拡大
- 国連諸機関の有効性向上に向けた支援提供（特に危険地域および複雑な環境において）
- 「法の支配」に関して外部諸機関との一層の連携および知識共有を拡大



シエラ・レオネのロースクール
写真提供：UNDP/アレハンドロ・アルバレス

ポスト2015年開発アジェンダ



Empowered lives.
Resilient nations.

当初より、UNDPはポスト2015年開発アジェンダに「法の支配」（司法制度の利用および暴力低減等）を含めることを支持してきました。

また、UNDPは「目標16」を含めた「持続可能な開発目標」に向けた最新の提案を策定する「公開作業部会」のプロセスを支援してきました。



- 持続可能な開発のために、平和で包括的な社会をつくることを推進し、全ての人々が司法制度を利用できるようにし、効率的で説明責任のある制度の構築を図る



ポスト2015年の持続可能な開発目標(SDG)環境 における司法改革支援の準備

ハイケ・グラムコウ

世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティス

1

ポスト2015年の持続可能な開発目標 16及び世界銀行の活動



目標 16：持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、すべての人々に対する司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築。

現在の顧客(例：政府)は、世界銀行グループの司法分野での活動につき、以下の6つの重要課題に集中することを要求

- 司法部門の機関の業務遂行改善
- 刑事司法改革及び国民の安全に関する助言
- 開発分野(例：土地、資源採取、都市開発、公共サービス提供)における司法の促進
- ビジネス・投資環境改善のための司法部門改革
- 司法アクセス及び法的エンパワーメントを促進する支援活動に向けた知識・情報提供
- 司法、人権及び法の支配に関するグローバルな知識及び測定のイニシアチブ主導

2

ポスト2015年開発環境に向けた準備

持続可能な開発目標(SDG)が定められたときに必要なもの

- 各国の実情や包摂性を反映し、国家の負担を限定した、SDG達成に関する有効な指標の策定
- 各国のSDG達成を測定する安価で実施可能な制度構築への支援
- 資金調達ニーズ、要件及び財源の選択肢を決定する際における、広範囲な開発コミュニティ、他の関係者(例:企業組織、離散民等)及び各国のカウンターパートとの協力
- 新しいSDG全てを達成するための、包摂的司法メカニズム・構造を反映する法的枠組み、政策、機関及び制度構築への支援

3

現在の準備作業

- 司法に関連するSDG目標を測定する国際的な既存のデータ要素を定め、測定と実施における潜在的なズレを把握するため、既存の司法測定制度を見直す。
- ベンチマークや、2030年までに何ら変化を起こさなかった場合の進捗の推計(趨勢型推計)、及び2030年までに特定のSDG目標(又はその一部)を達成するための様々な変化への投資の選択肢の推計を確立するため、国レベルのSDG測定手法を試している世銀の他のグループとの初期的な協力
- 以下の分野で協力するため、他の開発機関(国連、OECD)と初期的な議論
 - 測定手法
 - データセット
 - 学んだ教訓、グッドプラクティスの把握
 - ベンチマーキング
 - 財源予測
 - 資金調達の選択肢

4

ポスト2015年の持続可能な開発目標(SDG)環境における司法改革支援の準備¹

ポスト2015年の新しい開発アジェンダ採択の期限が近づく中、世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティスの司法・法制度グループは、司法及び法制度改革に関連する持続可能な開発目標（SDGs）への達成に向けて、各国がそれぞれの状況、ニーズ及び要件を理解する取組を進めることを世界銀行が支援する枠組み構築をサポートするため、内外の対話を継続的に実施している。

法の支配は発展の手段かつ結果であり、男女平等、土地・医療・教育への平等なアクセスなど、他の開発目標を達成するためにしばしば必要不可欠であるということが共通理解となっているにもかかわらず、司法、法の支配又はガバナンスは、現在のミレニアム開発目標（MDGs）には含まれていなかった。この欠落は多方面から指摘され、MDGsの欠点につながっていた。その結果、全世界的に協議され、現在提案されている17のSDGs²の1つが、特に司法に焦点を当てている。

目標 16（案）：*持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、あらゆる人々に対する司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築。*

さらに、2014年12月4日の国連事務総長統合報告書「2030年までの尊厳への道のり」³は、2015年9月に開催されポスト2015年開発アジェンダが採択される予定である「持続可能な開発に関する国連特別サミット」につながる交渉において国連加盟国が検討すべきSDGsに関するビジョンを示している。



同報告書は、SDGsを達成するための以下の6つの重要な要素を提示している。

- 貧困撲滅と不平等解決
- 人々の生活と福利改善
- 包摂的な経済への変革の保障
- 公正、安全かつ平和な社会の推進
- 現在及び将来の世代のための地球保護
- 持続可能な将来のための大胆で継続的な協力関係の構築

¹ この発表の著者は、世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティス法律顧問ハイケ・グラムコウである。ここで発表された見解は、著者の見解であり、世界銀行の正式な政策ではない。

² 全てのSDGs案に関しては、添付を参照。

³ 「2030年までの尊厳への道のり：貧困撲滅、あらゆる人々の生活変革、及び地球保護」ポスト2015年アジェンダに関する国連事務総長統合報告書（2014年、国連、ニューヨーク）

同報告書は、これまでの協議内容を反映し、司法の意味を以下の文脈で具体化している。

司法：安全かつ平和な社会、及び強力な制度を推進すること

- 持続可能な開発のための効果的なガバナンスは、すべての国家及びあらゆるレベルにおける公的機関が、国民に対して包摂的かつ参加型で、説明責任を負うことを要求する。
- 法律及び制度は、人権及び基本的自由を保護しなければならない。
- すべての人が、差別なく、恐怖及び暴力から自由でなければならない。
- 参加型民主主義及び自由、安全かつ平和な社会は、発展の手段であり、かつ結果であるということを認識する。
- 公平な司法制度へのアクセス、民主的ガバナンスの説明責任ある制度、汚職と闘い、違法な資金フローを阻止する手段、及び個人の安全を保護する措置は、持続可能な開発のために必要不可欠である。
- 女性、マイノリティー、LGBT（性的少数者）グループ、先住民、若者、青少年及び高齢者の声を反映する市民社会及び権利擁護者の自由で活発かつ有意義な関与を可能にする、法の支配に基づいた環境を確保しなければならない。
- 報道の自由、情報へのアクセス、表現の自由、集会及び結社の自由は、持続可能な発展を可能にする。
- 危機及び紛争後の社会を再建し、再統合するニーズ。
- 国家の脆弱性に取り組み、国内流民を支援し、国民及びコミュニティの回復に貢献する。
- 国家が脆弱性を克服し、団結した社会や強固な制度を構築するため、和解、平和構築及び国家建設が重要である。

世界銀行の司法・法改革へのこれまでの取組及び司法に関連するポスト2015年開発支援における重点分野の可能性

今日まで、司法グループは、ガバナンス・グローバルプラクティスや他のグローバルプラクティス(GP)、クロスカッティング・ソリューションズ・エリア(Cross-Cutting Solutions Areas)及び世界銀行の多くの地域事務所及び国別事務所とともに、これら多くの重要な司法開発の課題に対処するため、世界中の各国における取組を支援してきた。

我々は、世界銀行の任務を考慮し、より明示的に政府への支援に集中しつつ、黙示的かつ間接的に非政府主体や市民社会への支援を行ってきた。我々の活動は自ずと、行政機関の強化や司法機関の能力強化に集中し、立法機関の強化のための支援は限定的であった。あらゆる分野における司法・法改革に関連した世界銀行の支援を紹介することは今回の発表の範囲を超えているが、今日までの司法グループ及び各地域の関連部署が行ってきた具体的な活動は、以下の6つの主要な分野に一般的に分けて捉えることができる。

司法部門の機関の業務遂行改善

これには、重要な公的部門マネジメントの専門知識（例：人材・予算の計画及び管理、資本投資計画及び管理、業績管理、IT、e-ソリューション、オープンな司法制度、サービス提供、ユーザーの包含、コミュニティへの奉仕及び司法アクセス向上のためのウェブ・アプリケーション）の適用を通じた、裁判所及びその他の司法機関（刑事司法全体の関係機関を含む）の業務及びサービス提供の改善のための計画及び実施への支援が含まれる。

この活動は、改革への道のり、リスクと制約、ニーズに応えるための適切なメカニズム構築を明らかにするため、ユーザーのニーズ及び司法サービスへの需要の評価、公共支出分析、インパクト評価、政治経済・利害関係者及び制度の分析を含め、司法部門改革のための証拠に基づいた政策形成に関する支援を基盤としている。

刑事司法改革及び国民の安全に関する助言

世界銀行は、刑事司法部門の幅広い機関（例：検察、警察、矯正、刑事裁判所、公設弁護人）と協力し、特定の機関のための立法支援、組織・政策改革支援など、前セクションに掲げたものと同じような支援を提供しているが、その他に、刑事司法部門全体の改革として、犯罪防止及び執行政策、立法、資金調達及び国・地方・地域全体のガバナンスの強化を行ったり、薬物、ギャング、若者の犯罪や家庭内暴力、しばしば表面化する汚職問題のような、特に重要な犯罪問題に集中した取組を行っている。

開発分野（例：土地、資源採取、都市開発、公共サービス提供）における司法の促進

活動の成果は司法部門に限られない。世界銀行は、開発部門全体と協力し、権利や資格付与の仲介、苦情への救済の提供、ユーザーへの権限付与、説明責任の促進といったメカニズムを通じて、司法アクセスのための効果的なメカニズムの支援を行っている。この活動は、通常、土地、資源採取、公的インフラ及び医療など他の部門におけるサービス提供などの問題に関して、他のグループと協力して行っている。

ビジネス・投資環境改善のための司法部門改革

この活動には、ビジネスを行いやしく包摂的なビジネス環境にとって必要不可欠な法規制の枠組み、商事裁判所、裁判所の判決執行過程の見直しが含まれる。この活動は、世界銀行の貿易・競争力・グローバルプラクティス及び国際金融公社(IFC)が主導し、又はそれらと協力して行う。

司法アクセス及び法的エンパワーメントを促進する支援活動の設計に向けた知識・情報の提供

この活動には、法律扶助提供者、NGO 及びロースクールとの協力や、コミュニティの関与と奉仕活動、ITに支えられたオープンガバナンスアプローチが含まれる。

司法、人権及び法の支配に関するグローバルな知識、学習及び測定イニシアチブ主導

司法プラクティスは、世界銀行プロジェクトから教訓を得て、世界銀行のチームに専門知識をもたらすため、継続的に知識生産及び学習機会の創出を行う。最近、人権のための北欧信託基金を我々のチームに加えたことにより、各部門において人権に焦点を当てた司法の活動を拡大する新しい機会が得られた。

ポスト2015年の開発環境に向けた準備

ポスト2015年の環境において我々の支援対象国にさらに役立てるよう世界銀行全体を組織再編する際に、司法グループは法務部からガバナンス・グローバルプラクティスに移った。このグループは、ポスト2015年のための世界銀行内部の協議に参加し、今後も参加し続ける。さらに関連する国連グループのイベントにも参加している。

ポスト2015年の新しいアジェンダに向けた世界銀行全体の支援の重点に従い、またそれに協力すべく、我々は現在、以下の4つの分野において取組を行っている。

- 各国の実情や包摂性を反映し、また既存の国際的指標及びデータ収集の仕組みを利用・改善することで国家の負担を限定した、SDGsの達成度に関する有効な指標の開発を支援する。
- 各国が選択したSDGsの達成度を測定するための安価で実施可能な国家システムの構築を支援し、また司法に関連する目標についてこれらの取組を重点的に行うよう支援する。
- 各国が新しいSDGsを達成するため、包摂的な司法メカニズム・構造を反映した法的枠組み、政策、機関及び制度を構築することを支援する。
- 資金調達ニーズ、要件及び財源の選択肢を定めるに当たり、幅広い開発コミュニティや関連する他のパートナー（例：貿易・ビジネス機関、離散民など）及び各国のカウンターパートと協力する。

ポスト2015年のSDGsが未だ交渉中であることを踏まえると、我々の取組を最終決定するのは困難であるが、単にポスト2015年のSDGsについて合意し、それを明確に理解するためだけでなく、その目標達成をどのように合理的に測定できるか、どのように我々全員が協力できるか、そして最も重要な、将来的な目標達成を支援するため各々がどのように貢献できるかということについて合意するため、国際社会全体の更なる協力が必要であることは何よりも明らかである。

提案された新しいSDGsは、現在のMDGsを更に広げるものとなっている。想定されたSDGアジェンダは現在のMDGsよりも広範囲にわたるが、MDGsの多くは、その期限までに最も支援を必要としている国々で達成できないであろう。これはすなわち、プログラム化、コミットメント及び財源を拡大しなければならないことを意味する。新しいSDGの資金調達に関する議論を継続し、開発資金の従来領域を超える必要があるだろう。

現時点において、世界銀行の司法グループは、各国を支援するため司法関連のSDGの目標と有効で安価な測定システムに関して共通理解を得るだけでなく、特に、SDG目標16で示されているとおり、各国全体のより強力な司法につながる資金調達の体系的かつ持続可能な変化を国家システムにもたらせるよう真に協力的なアプローチを構築するため、他の開発パートナーとの対話に期待を寄せている。

現在、我々は以下の措置を講じている。

- 司法に関連するSDGの目標を測定する国際的な既存のデータ要素を定め、測定と実施における潜在的なズレを把握するための既存の司法の測定制度の見直し
- ベンチマークや、2030年までに何ら変化を起こさなかった場合の進捗の推計（趨勢型推計）、及び2030年までに特定のSDGの目標（又はその一部）を達成するための様々な変化への投資の選択肢の推計を確立するため、国レベルのSDG測定アプローチを試している世界銀行の他のグループとの初期的な協力⁴

上記の取組は両方とも、他の開発パートナーとの協力が大いに役立つであろう。

同様に重要なことだが、ポスト2015年の環境において各国を支援する準備をし、資金調達のニーズを見積もる上で、適切なベンチマークを策定し、変化の選択肢を提供できるよう、グッド・プラクティス、学習した教訓及び実施結果の適切な把握が必要である。この分野においても、他の開発パートナーとの協力が必要不可欠であり、必要なコネクションと財源支援の開拓を期待している。

⁴ 現在進行中の活動に関する概略については、添付2を参照。

添付1- ポスト2015年持続可能な開発目標(SDGs)案

2年間の包摂的かつ集中的な協議を経て、公開作業部会は、17の具体的な目標と169の関連するターゲットを提案した。

- 目標1 あらゆる場所であらゆる形態の貧困を撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、食糧安全保障及び十分な栄養摂取を実現、持続可能な農業を促進
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々に健康的な生活を保障し、福利を促進
- 目標4 あらゆる人々に、質の高い包括的かつ平等の教育を保障、及び生涯学習の機会を促進
- 目標5 男女平等の達成、あらゆる女性・女子のエンパワーメント
- 目標6 あらゆる人々に水と衛生の利用と持続可能な管理を保障
- 目標7 あらゆる人々に安価で信頼でき、持続可能で現代的なエネルギーへのアクセスを保障
- 目標8 包摂的で持続可能な経済成長、あらゆる人々への十分かつ生産的な雇用と適切な仕事を促進
- 目標9 復元力のあるインフラを構築、包摂的で持続可能な産業化を促進、イノベーションを促進。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正
- 目標11 包摂的、安全で復元力があり、持続可能な都市及び人間居住地の構築
- 目標12 持続可能な消費及び生産形態を保障
- 目標13 気候変動及びその影響に対処する緊急措置を実施
- 目標14 持続可能な開発のために海洋及び海洋資源を保全し、持続的に利用
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、及び持続可能な利用を促進、森林を持続的に管理、砂漠化と闘う、土地劣化を防止・回復、生態多様性の損失を阻止
- 目標16 持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、あらゆる人々のために司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化、グローバルパートナーシップを活性化

添付2—国レベルでのSDGsのベンチマーク化及び測定のための枠組み案の試行

世界銀行グループは、各国で政策立案者が世界的なSDGアジェンダの主要な部分を実施する上で直面するであろう課題に対する初期的な理解を提供するための枠組みを策定し、試行してきた。その枠組みは、初期条件や財源へのアクセスへの差異を含め、多様な特徴を持つ各国で適用するために設計されており、より詳細な分析のための開始地点となる。それは、各国の達成状況をベンチマーク化し、2030年までの予測を提供し、政策立案者がSDGのターゲットや政策選択肢に関して質問をする助けになる。

分析の枠組みを提供し試行するために、以下のSDG分野にのみに焦点を絞り、ウガンダが試験地として選択された。(1) 貧困の削減と繁栄の共有、(2) インフラ（水、衛生、電気、道路及び情報通信技術）、(3) 教育 (4) 医療へのアクセス、及び (5) 気候変動。これらの各分野における目標達成度を測定するため、クロスカントリーデータにおいて利用可能なものに限定したいくつかの指標が用いられる⁵。

この枠組みは、SDGに関する各国の実績、政策及びSDGに影響するその他の要因をベンチマーク化する。2030年までのSDGに関する予測を立て、優先分野における支出調整を分析し、財源的な余地を議論する。

この枠組みは、次の質問に答える上で役立つ。すなわち、すべての国を対象に、ある国が通常どおりに（趨勢型で）発展を続けた場合に2030年までに実現可能な開発目標は何か。各国の政府は進歩を加速させるためにどの政策分野を検討すべきか。より意欲的な開発成果を達成するために必要な財源的余地をどのように生み出せるかという質問である。

分析の基礎となるのは、あらゆる低中所得国家をカバーするデータベースであり、そのデータベースはSDGsとその決定要因、及び財源の選択肢に関する指標を含め、ポスト2015年アジェンダに関連する利用可能な指標を含むように設計されている。

以下の手順にしたがったアプローチが取られている。

- ステップ1では、1人当たりの国民総所得を前提とし、他国と比較した現在のSDG達成度をベンチマーク化する。
- ステップ2では、1人当たりの国民総所得の予測を用い、2030年におけるSDGsの趨勢型での達成レベルを予測する。
- ステップ3では、支出の優先順位を評価するため、類似する他国において達成されたより意欲的なターゲットにどのように到達できるかを評価する。
- ステップ4では、他国と協力し、より広範囲なSDGアジェンダに取り組むため、財源領域の拡大に関連した課題に取り組む。

⁵ 世界銀行「ポスト2015年グローバルアジェンダ、国別診断の仕組み」、ワシントンDC (<http://pubdocs.worldbank.org/pubdocs/publicdoc/2014/10/303491412887765048/ThePost2015GlobalAgendaAFrameworkForCountryDiagnostics.pdf>).



ポスト2015時代におけるEUの法整備支援

-

- ジャン＝ルイ・ビル
- 欧州委員会 国際協力・開発総局
- ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長
- 2015年1月

国際協力開発総局

1



ポスト2015時代におけるEUの法整備支援

1. はじめに
2. 1. 司法及び法の支配の分野におけるEUの枠組み
3. 2. 手段とアプローチを含めた司法分野におけるEUの支援
4. 3. 効果的なポスト2015年アジェンダに向けた提案要素

国際協力開発総局

2

司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- EU条約:
 - 第21条:「...行動は, 自らの創造...を促す...原則に従ったものとする。その原則とは, 民主主義, 法の支配...人権と基本的自由...である」
 - 開発政策に関する第208条



司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- 2011年EC政策文書
- 「EU開発政策のインパクトの強化: 変化のためのアジェンダ」
- 2011年EC政策文書
- 「第三国へのEUの財政支援に対する今後のアプローチ」





司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- 2012年EC政策文書
- 「対外関係における市民社会への欧州の関与」
- 2012年人権及び民主主義に関する戦略的枠組みと行動計画



国際協力開発総局

5



司法及び法の支配に対するEUの支援

- 2. これまでのEUの取組:
- さまざまな手段: 財政的, 技術的, 政治的, 外交的
- 2014年~2020年期には860億ユーロ近く(EU予算と欧州開発基金)
- 2007年~2013年期には, 約3分の1を民主的ガバナンスに割当て

国際協力開発総局

6



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

支援の手段

単独プロジェクト: 集中的支援が求められる場合、または財政支援に対するセクターの適格性条件が満たされていない場合

(部門)財政支援: セクター改革及びセクターワイドでのサービス提供改善のため

非国家主体及び市民社会組織: 変化や改革に向けた持続可能な原動力



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

アプローチ:

制度的支援: 司法システムの機能障害に対する技術的解決策

サービス提供: 人々のニーズに即応する支援





司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- 着手点
- インフォーマルな司法: 司法の一連の流れ, 裁判所の運用 (自動化, 総合的サービス, 移動裁判所), 基準と手続, 費用面での利用のしやすさ, 物理的な利用のしやすさ, 信頼性, 偏見, 腐敗, 弁護士会, ADR, 法律扶助, パラリーガル
- インフォーマルな司法: なぜ, 誰が, どのように。ギャップの解消
- 人々のニーズ vs. 組織のニーズ



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

地域的手法:

司法部門の組織及び立法改革の支援

司法の需要側への取組:

権利保有者の司法アクセス能力の強化

テーマ的手法:

司法制度改革の実現において市民社会組織が触媒として積極的役割を果たせるようにする。





司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- **学んだ教訓**
- 過去10年間における欧州委員会の支援は、人々の司法アクセスや刑事制度を含め、司法機構の強化にどの程度貢献してきているか？
- JSSRの評価(2012年)
- 開発協力において、人権の主流化という従来の手法から、人権に基づくアプローチを採用する方向へと移行
- (各個人が権利の対象となり、国やその機関に正当な要求を行う権利を保有)



司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- **結論**
- 1. 複雑さ
- 2. 情報分析と情報源
- 3. アプローチ: 短期間での成果 — 長期的な解決策
- 4. 持続可能性のコスト

司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- **普遍性**
 - アジェンダ自体の性質
 - 相互説明責任
 - 共同責任
- **全員の参加**
 - 政府のあらゆるレベルにおける関与と実行
 - 国民との協議



司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- **人権, 良い統治, 法の支配, 及び民主主義的制度に対する支援への組み込み**
 - あらゆるレベルで即応的な制度
 - 政策の透明性
 - 国民に対する説明責任の仕組み
- **全員の参加**
 - 政府のあらゆるレベルにおける関与と実行
 - 国民との協議



司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- 市民社会及びその他のパートナー
 - 従来の協力手段を越えたグローバル・パートナーシップ
 - マルチステークホルダー・パートナーシップ
 - 国内及び国際レベルにおける民間部門, 市民社会組織, 学術機関



質問と議論



- **御清聴ありがとうございました。**



第 16 回法整備支援連絡会 2015 年 1 月 23 日 大阪

「ポスト 2015 時代における EU の法整備支援」

皆さま、こんにちは。

本日、EU の代表として第 16 回法整備支援連絡会にお招きいただき、このような著名な方々の前で発言する機会を与えていただいたことを大変光栄に存じます。本連絡会では、EU がその開発協力の一環としてとりわけ過去数十年間にわたって継続的に支援を提供してきており、また 2014 年から 2020 年にかけても引き続き改革を支援していくことになっている 1 つの主要な分野を扱っているからです。

ポスト 2015 年の枠組みはまだ完全に決定されているわけではありません。ご存じのとおり、ポスト 2015 年の持続可能な開発目標 (SDG) の成果というのは、非常に意欲的なアジェンダであり、以下に挙げる今日の世界的課題への取組に効果をもたらす変革的なものです。

- 貧困の根絶
- 3 つの側面 (社会面, 経済面, 環境面) のすべてにおける持続可能な開発の達成
- すべての人権及び基本的価値の促進と保護の実現

このような複雑で遠大なアジェンダを実行に移すことは、国際社会がいかに協力するかを再定義するかつてない機会であるといえます。EU の視点で申し上げれば、貧困の根絶と持続可能な開発に向けた新たなグローバル・パートナーシップが必要であり、全員が公平にその責任を分担すべきであると考えられます。

取組は順調に進展しており、すでに強固な基礎が築かれてはいますが、最終交渉の中で成し遂げなければならない課題がまだ多く残されています。公開作業部会の成果は、こうした 17 の目標のセットなのです¹。明確なことですが、持続可能な開発に向けた平和で包摂的な社会の促進、すべての人々に対する司法アクセスの提供、及びあらゆるレベルにおける効果的で説明責任があり、かつ包摂的な制度の構築に

¹ 2015 年以降の SDGs に関する公開作業部会, 2014 年 7 月 19 日

関する目標案 16 が、本日の私たちの議論のテーマに最も深く関係しています。同様に、「ガバナンス」と説明責任、参加、非差別及び透明性の原則も、目標全体にわたってポスト 2015 年アジェンダの主流に組み込まれると考えられます。

さらに、2014 年 12 月 4 日には、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長が、「2030 年までの尊厳への道：貧困の根絶、すべての人々の生活の変革、及び地球の保護」という表題の、ポスト 2015 年開発アジェンダに関する統合報告書の事前版を公表しており、そこでは司法が、尊厳、人間、繁栄、地球及びパートナーシップと並んで、6つの主要な必須要素の 1つとされています²。

交渉に先立って、EU は他の多くの主要機関と同様に、議論における自らの立場を模索し、私たちの運命共同体にとって何が普遍的に認識され承認された枠組みとなるべきかについて最終段階に向けたビジョンを形成しているところです。

さて皆さま、

このことを背景として、ここで法・司法分野の支援を伴う具体的な EU の枠組みと、ガバナンスの分野でのテーマ別支援に基づいて行われるこの分野での EU の経験がいかに有用な思考の糧をもたらすことができるかという話に戻りたいと思います。そして最後に、何が効果的なポスト 2015 年アジェンダの基礎となるべき主要な要素となり得るかについて述べさせていただきます。

1. 司法及び法の支配の分野における EU の枠組み

EU 条約（リスボン条約）の発効以来、EU の行動は次のような規定に基づいています。つまり、「国際舞台における行動は、自らの創造、発展及び拡大を促し、かつ EU がより広い世界で発展を追求する原則に従ったものとする。その原則とは、民主主義、法の支配、人権と基本的自由の普遍性及び不可分性、人間の尊厳の尊

² <http://sd.iisd.org/news/un-secretary-generals-cs-for-post-2015-agenda/>

重、平等と連帯の原則、並びに国連憲章と国際法の原則の尊重である」（リスボン条約第 21 条）というものです。

さらに、同条約には、「EU の開発政策は、貧困の削減ひいては将来的な根絶を主たる目標とするものとする。EU は、自らが実施する政策のうち発展途上国に影響を与え得るものにおいて、開発協力の目標を考慮するものとする」という、開発政策に関する具体的な条項（第 208 条）も規定されています。

私はここで、当該条約のこれら 2 つの条項の高度な法的分析を始めようとしているのではなく、今後の枠組みの設定に関する現在の議論において、両条項がいかに妥当性を有するかを強調させていただきたいと考えています。すなわち、私たちには、民主主義、法の支配及び人権の原則 — これらはいずれも本連絡会における私たちの議論に深く関係していますが — を尊重すると同時に、貧困を根絶するという明確な義務があるのです。

さらに、欧州委員会はこれらの目標を首尾一貫した形で実施するために、新たな政策文書（コミュニケーション）を採択していますが、その中で私たちの議論にとって最も重要なものは、2012 年 5 月 14 日に欧州理事会によって承認された、「EU 開発政策のインパクトの強化：変化のためのアジェンダ」という政策文書です。この文書では、良い統治（グッド・ガバナンス）は、人権、民主主義及び男女平等と並んで、EU 開発政策の 2 つの主要な優先分野の 1 つであることが明言されました。それ以降、ガバナンスに対する EU の支援は、私たちのあらゆるパートナーシップの中でより重要な位置を占めるようになるはずであり、実際、現在進められている 2014～2020 年期の EU の援助計画の策定を見ますと、広い意味でのガバナンス支援が、あらゆる地域において EU の支援の主要部門の 1 つとされています。

次に、もう 1 つの政策コミットメントにスポットを当てさせていただきます。それは、ガバナンスに対する強化されたコミットメントに関する EU の戦略的シフトを示すものであり、具体的に言うと「*第三国への EU の財政支援に対する今後のアプローチ*」に関する政策文書です。その中で欧州委員会は、「EU の財政支援は、EU の対外的行動（EU 条約第 21 条）と開発政策（EU 機能条約第 208 条）の包括的な原則及び目標と一致したものである」ことを確実に実現することを強調しました。さらに、EU 開発政策の一手段としての財政支援は、実績評価と相互説明責任に基

づいて実施されます。EU は財政支援を、以下のような開発の課題や目標に取り組むための変革に向けたベクトルとして提供するのです。

- 人権と民主主義的価値の促進
- 財務管理，マクロ経済の安定，及び腐敗・不正防止の向上
- 人間開発のための良い統治及び包摂的な成長の促進

最後に特に重要な点として、「対外関係における市民社会への欧州の関与」に関する政策文書もまた、全世界における「EU の開発協力への市民社会組織 (CSOs) 及び地方自治体の関与に関する体系的対話」の結果に基づいて、私たちと市民社会組織とのパートナーシップの変革を追求するものです。この文書では、本質において、それぞれの国の特異性を十分に考慮した上で、世界各地の市民社会組織への EU の関与におけるより強力で戦略的なアプローチを提案しています。こうした市民社会組織への戦略的関与は、民主的ガバナンス及び説明責任における市民社会組織の役割の強化に重点を置いて、私たちのあらゆる政策手段やプログラムの中に主流として組み込まれることになると考えられます。

そして最後に、2012 年 7 月 25 日に人権及び民主主義に関する戦略的枠組み及び行動計画が、欧州理事会によって採択されました。その際に欧州理事会は、とりわけ次のように総括しています。「EU は、その対外的行動のあらゆる分野において例外なく人権を促進していく。開発協力の分野では、EU は人権に基づくアプローチを用いて、人権に関する国際的義務の履行におけるパートナー諸国への支援活動を確実に強化することになる」³

「ガバナンス」の問題に対する EU のこうした重点強化と積極的な立場について、私たちはどのように結論付けるべきなのでしょうか。

EU のすべての機関、すなわち欧州理事会、欧州議会、欧州委員会及び欧州対外行動局はもとより、EU 加盟国及び市民社会パートナーもまた、EU 全体がリスボン条約で明示されたとおり目標及び原則に対して忠実で確固たる姿勢を示すことを期待しています。私たちは自らのコミットメントを忠実に守らなければならない、私たちがそうした目標を達成するかどうかは、国際社会のすべてのメンバー、世論、あるいは国や非政府組織といったパートナーの監視の対象となっています。

³ 欧州理事会決定、2012 年 6 月 25 日、ルクセンブルク (11855/12)

このことは、昨年 12 月に出された開発に関する理事会の結論においても改めて示されました。それを引用しますと、「…平和で包摂的な社会、民主的ガバナンス及び法の支配に重点的に取り組む必要性である。これらの問題解決を首尾よく促進することが、ポスト 2015 年アジェンダを変革的なものにするための重要な要素である。人権と基本的自由が尊重され、保護され、遵守されなければならない (…)。我々は、治安機関や司法機関を含む各種機関が正統性を持ち、説明責任を負い、効率的であり、かつ法の支配に従って行動することを保障する必要がある」⁴。

このアジェンダがどのようにして形成され得るのかという点については、私のスピーチの最後の部分で改めてお話しするつもりですが、ここでは皆さまが専門的に取り組んでおられる課題分野である、司法及び法の支配に対する支援の分野におけるこれまでの EU の取組について、少し時間をとって詳しくお話しさせていただきたいと存じます。

2. 法整備支援分野におけるこれまでの EU の取組；手段とアプローチ

司法及び法の支配の分野を含む発展途上国に対する EU の援助は、財政的、技術的、政治的及び外交的という各種の手段を通じて実施されます。財政的支援に関しては、2014～2020 年期における EU の開発資金援助額は 860 億ユーロ近くに上りました (EU 予算からの対外援助費が 587 億ユーロ、第 11 次欧州開発基金 [EDF] が 269 億 8,000 万ユーロ)。前期においては、私たちの資金援助のおよそ 3 分の 1 が民主的ガバナンスに割り当てられました。EU には、広い意味での司法及び民主的ガバナンス分野における改革プログラムを支援するために、自由に使うことのできる資金援助手段が数多くあります。私たちは、例えば改革の短期的目標と長期的目標の調整を図るために、それらを補完的な方法で用いるように努めています。しかし、私たちのこれまでの経験によると、とりわけそうした分野における資金援助を成功させるためには、必ず技術的支援と首尾一貫した政策、及び関係するパートナー国との政治的対話が伴わなければならないことが実証されています。

⁴ 開発に関する理事会決定、2014 年 12 月 16 日、第 22 項

技術的には、私たちは司法改革をプロジェクト・ベースで支援することも、あるいは先に言及した財政支援の手段を使った資金融通により支援することもできます。さらにはプロジェクト・アプローチと財政支援アプローチの両方を補完的に用いることもできます。手段の選択は支援対象国の状況と明白に関係しており、より具体的に言えば、司法支援に関しては、全体的なガバナンスの状況やパートナー国の政治的コミットメント、そしてパートナー国との政治的・政策的対話と関係しています。さらに、非国家主体や市民社会組織は、変化や改革に向けた持続可能な原動力であり、EU は司法支援の分野においても、それらと戦略的に協力するように努めています。

全世界での司法及び法の支配の支援における過去 10 年間にわたる EU の取組に関して言えば、私たちの支援は、司法の問題に対する技術的解決策に集中した支援による国家機関内部の組織能力の構築に重点を置き、研修、助言、資本設備の提供及びインフラ開発を通じて、支援を提供してきました。この種の組織支援は、司法部門の能力とガバナンスの強化に役立ちます。このアプローチを通じて、EU は司法部門の改革に対し多くの積極的貢献を果たし、効果的な司法の提供に必要な制度的枠組みを強化してきました。しかしながら、そうしたアプローチが必ずしも人々、とりわけ脆弱な人々の司法アクセスの増加につながっているとは限りません。その一方で、サービス提供アプローチは、最も困窮している人々に対してより優れたサービスを提供する各種機関の能力に重点を置いています。多くの場合、これは必ずしも、本質的に長期間に及ぶ部門内の組織文化の抜本的変革なしに行われるものではありません。人々の法意識とサービス要求能力を向上させ、また既存の法体系を利用することにより、この長期的な組織変革は強化されます。このように、効果的で持続可能な司法改革というのは、一方では組織支援と効果的な司法機関の必要性とのバランスを、また他方では人々への法的能力の付与と司法に訴える能力とのバランスをとるように努めるものなのです。

司法アクセスの支援において、これまで EU はどのように対応してきているのでしょうか。

パートナー国と司法改革プログラムに取り組む場合、私たちは次第に司法アクセスに重点を置くようになってきています。なぜならそれが、貧困への取組と貧しい暮らしを送っている人々の人権の保護に向けた、主要な推進要因の 1 つだからです。

国家は、すべての国民が差別されることなく平等に、権限があり公平な司法・裁判制度を利用できるようにするという法的義務を負っています。司法アクセスというのはそれ自体が基本的権利であるだけでなく、その他すべての市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利の保護と促進のために不可欠な前提条件でもあるのです。

世界の多くの地域における現実を見ますと、とりわけ脆弱な人々（貧困者、障害者、女性と子供、少数民族、先住民）は今もなお、差別、法意識の欠如、法的能力の剥奪、法律扶助の欠如、フォーマルな司法へのアクセスの経済的困難、あるいは司法制度の構造的欠陥（裁判所の不均等な分布、腐敗、時間がかかり時として不公平な訴訟手続、判決の強制力の弱さ等）といった、司法アクセスに対する数々の課題や障害に直面し続けていることを示唆しています。

また国レベルの実情をみますと、脆弱な人々が司法を求める場合は、法多元主義社会の中でインフォーマルな司法システムをより好むことが多く、比較的小さな地域社会に住んでいる人々や、共通の慣習、言語及び信条を共有している人々の場合は特にそのような傾向があります。そうしたインフォーマルな司法には、簡素化された手続、親しみやすさ、近接性、低費用、スピード、共通言語、地域社会の関与、及び地域社会の価値観に基づいた決定がされやすいということがあります。それにもかかわらず、インフォーマルな司法制度は、とりわけ最も貧困で恵まれない地域社会の住民にとって、有意義な司法に対する障害となる可能性があり、しばしば既存の権力構造を強化し、エリート層の優位性と影響力を強めることになる可能性もあります。場合によっては、インフォーマルな司法制度は個人の利益よりも地域社会の利益を優先し、そのために地域社会で最も貧しい人々の状況がさらに悪化するという悪影響をもたらすことがあります。インフォーマルな司法制度では、個人の法的権利や国際的な人権基準が考慮されることはあまりありません。

従来から EU では、二国間協力を通じて司法改革を伴う技術的及び財政的支援を提供することにより、司法アクセスを支援してきました。主にフォーマルな司法制度に重点化し、国民に対して効果的なサービスを提供するための制度的な能力の構築に取り組んできました。選択された援助の方法や範囲に関係なく、司法アクセスは、EU の資金援助による司法プロジェクトの大半においてだけでなく、市民社会組織や他のドナーとの政策対話や協議においても、大きな注目を集めています。それに加えて、人権に関するテーマ的機関（「民主主義・人権のための欧州機構」）の

下では、法律扶助へのより幅広いアクセスと貧困者に対するパラリーガルの支援を提供する法的枠組みの改善を提唱し、最も脆弱な人々の法及び慣行における基本的権利（例えば、先住民の集団的権利、女性や子供の土地に対する権利や相続権等）を認識し、あるいは拘留者に対して法的支援を提供することにおいて地域の市民社会を関与させることによって、司法アクセスに取り組んでいます。

近年、司法部門への EU の支援に関するいくつかの評価や調査に基づき⁵、また EU の対外的行動における人権の第一義的重要性に関する政策の進展を考慮して⁶、私たちは開発協力において、人権の主流化という手法から、人権に基づくアプローチを採用する方向へと移行しつつあります。このことは、各個人は権利の対象であり、義務と責任を負う国家及びその機関に正当な要求を行う権利を有するということを意味します。人権に基づくアプローチの下では、権利保有者と責任負担者が特定されて、責任負担者の義務履行能力や権利保有者の権利主張能力の支援が可能になるため、説明責任が明確になります。また、包摂性、参加、透明性及び説明責任というガバナンスの原則の重要性も強調されます。

司法部門の場合には、人権に基づくアプローチは、人権に関する法律、政策及び戦略の適切性を評価し、一般及び司法分野における主要な人権問題を特定し、具体的な人権目標を設定し、人権を促進及び保護するサービスとサービス提供者を特定するという形に置き換えられます。その上で当該アプローチでは、主要なアクターを強化して、それら対話に参加し、責務を全うし、司法提供メカニズムと国家機関に人権に関する彼らの欠陥に対し説明責任を負わせることができるようにすることに重点が置かれます。これらには、法・制度改革、法的機関内における能力構築や人権啓発、擁護活動、脆弱なグループの教育及びエンパワーメント、サービスや法律扶助の整備などが含まれる場合があります。

インフォーマルな司法制度に対する支援に関しては、いくつかの選択肢を探ることができます。1 つ目は、手続上及び実体上の保護の強化を目的として、慣習的制度改革を内側から支援することです。2 つ目は、代替的な紛争解決手段を提供する新たな機関の創設を検討することです。3 つ目は、慣習的法制度とフォーマルな法

⁵ 司法及び治安部門の改革に対する EU の支援の評価, EuropeAid, 2012 年

EuropeAid 参考文書第 9 号 – ACP 諸国の司法改革に対する支援, 2010 年

EuropeAid 参考文書第 15 号 : 司法及び法の支配に対する支援 : 過去の取組のレビューと今後の EU 開発協力計画に対する指針, 2012 年

⁶ 人権及び民主主義に関する EU の戦略的枠組み及び行動計画, 2012 年

制度との接点を考え、慣習的・伝統的レベルで行われる司法のやり方に影響を与えるために国家がその接点をどのように修正、規制または利用すればよいかを考えることです。ここでお伝えしたい重要な点は、これらのアプローチは司法アクセスの向上という目標に適合するように、慣習的・伝統的に対する広く深い理解に基づいている必要があるということです。近年 EU は、例えばガンビア、フィリピン、バングラデシュあるいはモーリタニアといった国々における、インフォーマル・伝統的な司法メカニズムの支援への関与を開始しています。

3. 効果的なポスト 2015 年アジェンダのために提案する要素

さて皆さま、

ここからはあと少しの残り時間を使い、私たちのこれまでの経験を念頭に置いて、ポスト 2015 年期に対する展望について見ていきたいと思えます。

もしも私たちが理想的な世界において、効果的なポスト 2015 年アジェンダの中に盛り込むべき主要な要素や原則を定めようとするのであれば、私なら、ガバナンス、法の支配及び人権に関して、最終的な枠組に以下の 5 つの要素を盛り込むことを主張するでしょう。

● 本質的なアジェンダの普遍性と相互説明責任

ポスト 2015 年アジェンダは本質的に普遍的なものであるため、グローバル・パートナーシップは、共同責任、相互説明責任及び各自の能力の原則に基づくことが望ましいと考えられます。どのような発展段階にある国家も、その実行に関与し、責任を負う必要があります。最高レベルでの政治的コミットメントに支えられた国家のオーナーシップが実行の中核となります。

● 全員の参加

基本的原則として、政府のあらゆるレベルにおける関与と実行が不可欠となります。私の見解では、これはすなわち、すべての政府が国民と十分に協議をした上で、最も脆弱な人々を含めた社会の全構成員に手を差し伸べる必要性を念頭に置いて

て、いかにして目標やターゲットの達成に貢献していくかを決定する必要があるということです。

- **人権、良い統治、法の支配及び民主主義的制度に対する支援への組み込み**

国家レベルや地方レベルでの実施においては、各国は法の支配に基づいた民主的プロセスを通じて、効果的かつ即応的な制度、政策の透明性及び国民に対する説明責任のシステムを促進することが必要となります。先に詳しく述べてきたように、このことは、EU とそのパートナーとのあらゆる協力関係の基礎になるものとして、再三にわたって明言されています。

- **市民社会及びその他のパートナーの役割**

パートナーシップは、国内・国際レベルにおける民間部門、市民社会、学術機関及び知識機関の参加を得て、従来の協力手段を越えたより効果的かつ包摂的な形のマルチステークホルダー・パートナーシップを促進するものとなるべきです。

- **測定可能性と説明責任**

パートナーシップは、合意された目標・ターゲットの達成に直接的に貢献する、測定可能で、具体的かつ持続可能な成果に明確に焦点が当てられたものとなるべきです。すべての利害関係者に対する透明性と情報の共有がその枠組みの中心となるべきであり、それによって国民や利害関係者のための、あらゆるレベルでの強力な監視、説明責任及びレビューの重要性が強化されるとともに、フィードバックと学習が促進されるようにしなければなりません。

当然ながら、これらの要素は、今後の合意の一部となるべきものを完全に網羅しているわけではありませんが、私たちはこれらを、間もなく交渉の終結を迎えようとしているプロセスにおいて重要なものであると考えており、これらは過去 10 年間における私たちの開発協力の経験から学んできた教訓に多く基づいています。世界のさまざまな地域で実施されたそれらのプロジェクトやプログラムからの学習が、プロセスの中での私たちの思考を導いているのです。

さて皆さま、

結論といたしまして、司法分野における協力は、改革に対する政治的意思、コミットメント及び確固たる関与を表明している国において最も効果的であるという見解

については、全員が共有できているものと考えております。国家のシステムを通じて、国のリーダーシップの下で協力的に取り組んだほうが、貧しい人々の権利の保護や実現が持続可能な形で成し遂げられる可能性がより高くなると私は確信しています。さらに、いかなる開発アジェンダにおいても、市民社会組織への戦略的関与がその重要な要素の一部となります。

EU は、明確かつ強力な法的・政治的枠組みを整備しているだけでなく、司法の分野はもとより、より広く民主的ガバナンスや人権の分野においても、パートナー国との活動において共有できる長年にわたる経験も有しており、引き続き、強固なポスト 2015 年アジェンダの成果の最終的な成功の実現とそれに対する貢献に向けて、相応分の協力をすることにコミットしています。

EU は、2015 年 7 月に開かれる開発資金に関する会議と、同年 9 月に開かれるポスト 2015 年開発アジェンダに関する国連サミットに向けた準備を考慮して、国連での最終交渉に先立って、意欲的、変革的かつ包摂的なポスト 2015 年アジェンダに対する明確なコミットメントを既に表明しています。EU は、組織内部の意思決定構造の中での自らの立場をさらに進展させており、私たち欧州委員会の側では、司法を含むガバナンスに関する強力なポスト 2015 年アジェンダの達成と、今後に向けた強力なグローバル・パートナーシップの構築のために、EU の政治的・法的な取組に沿った方向で引き続き推進していく所存です。

御清聴、ありがとうございました。

第16回法整備支援連絡会

政府開発援助（ODA）大綱の見直し ～ODA大綱から開発協力大綱へ～



平成27年1月23日
外務省国際協力局

1

政府開発援助(ODA)大綱見直しの経緯と背景

ODA大綱

政府の開発援助の理念や原則等を明確にするために策定した閣議決定文書。

経緯

1992年6月 ODA大綱 閣議決定

(理念の明確化や政策面での強化を進める)

2003年8月 ODA大綱 改定(閣議決定)

(ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高め、国民参加を拡大、日本のODAに対する内外の理解を深める)



見直しの背景

1. ODAに求められる役割の多様化

国家安全保障戦略や日本再興戦略においてODAの積極的・戦略的活用が明記されているように、国際貢献と国益の両立の観点から、ODAに期待される役割の多様性・重要性が増している。

●**国家安全保障戦略**: 積極的平和主義に基づき、普遍的価値の共有や人間の安全保障の実現、開発課題や地球規模課題の解決、国際平和協力等のためにODAを積極的・戦略的に活用すること等が謳われている。

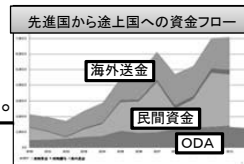
●**日本再興戦略**: 途上国の開発に貢献すると同時にその成長を取り込むことで日本経済の活性化にもつなげるべく、経済分野での国際展開支援にODAを積極的・戦略的に活用すること等が謳われている。(インフラ輸出、中小企業支援、資源確保等)

2. 国際社会の開発に関する議論の変化

ポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた議論に代表されるように、国際社会の開発に関する議論が変化し、従来の貧困撲滅に加え、新たな視点や課題が俎上に上っている。(例: 持続可能な開発、成長、格差是正、防災、国際保健)

3. 非ODA資金との連携強化の必要性

途上国の開発にとって、民間資金や非ODA公的ファイナンスが重要な役割を果たすようになり、ODAとこれら非ODA資金との連携強化の必要性が高まっている。



11年以上ぶりのODA大綱改定を決定

新大綱「開発協力大綱」案の概要

名称 開発協力大綱

—平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために—

- ◆ **開発協力**＝開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動
- ◆ 我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（OOF、PKO等）や開発を目的とする又は開発に資する政府以外（企業や地方自治体、NGO等）の資金・活動との**連携を強化**



名称変更の背景

- 協力のスコープの拡大（DACリストからの卒業国への協力の実施等）
- 政府にとどまらない、オールジャパンの協力の中核、原動力としての役割（民間企業、NGO等、様々な資金・活動との連携強化）
- 「援助」から「協力」へ（途上国との対等なパートナーシップによる協力）

本文

前文（現状認識）

●我が国を取り巻く環境の大きな変化

- **国際的な経済活動の拡大、相互依存の深化、非国家主体の影響力増加**
 - **新興国・開発途上国の経済的重要性の高まり**
 - **我が国自身の経済社会状況**
- ➔ 平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益と分かちがたく結びつく。



●開発課題の多様化・複雑化・広範化

➢ 開発の進展・単純な所得水準だけでは計れない開発課題

- ✓ 成長する新興国・開発途上国における課題（脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定・国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罫」）
- ✓ 小島嶼国等における特別な脆弱性の問題

➢ 脆弱性故に成長から取り残された国々への対処

- ✓ 脆弱性からの脱却（安定的な開発の基盤確保、開発の歯車の始動）が課題



3

1. 理念

(1) 開発協力の目的

- 我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。
- こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。
- ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を推進するための原動力。



(2) 基本方針

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

- 非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献は、平和国家としての我が国のあり方を体現するものとして高い評価を得ている。
- 今後も、開発協力の**軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守**。

イ 人間の安全保障の推進

- 人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念。
- 脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点をあて、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う。
- 女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。



ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

- 開発途上国自身の自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。
- 人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎の構築を重視。
- 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、相手国等との対話・協働を重視。

4

2. 重点政策

(1) 重点課題

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠。経済成長は、「質の高い成長」(包摂性、持続可能性、強靱性)でなければならず、日本の経験・知見・技術を活かして、これを支援する。
- 脆弱国等には、人道的観点からの支援、脆弱性からの脱却のための支援を実施。
- この観点から、経済成長の基礎及び原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発の推進のための支援等を実施。



イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

- 「質の高い成長」による安定的発展の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠。
- このような発展の前提となる基盤を強化する観点から、普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を実施。
 - **普遍的価値の共有**: 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等
 - **平和・安定・安全な社会**: 平和構築、緊急支援(災害救援等)、安定・安全への脅威への対応(海保、テロ、治安維持、国際公共財等)



国民和解会議

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

- 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発アジェンダ等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体として、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指す。

(2) 地域別重点方針

- 世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施。
- 地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる。
- 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力をを行う。
- アジア地域は、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力をを行う。
- ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中・東欧、中南米、大洋州・カリブの各地域毎に重点方針を定める。

5

3. 実施

(1) 実施上の原則

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

- 外交政策に基づき、開発協力量針の策定・目標設定を行う。
- ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。
- 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

- 民間等からの提案を積極的に取り入れる。インフラ建設等のハード面のみならず、システム、人づくり、制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積極的に活用。

(ウ) 国際的議論への積極的参加

イ 開発協力の適正性確保のための原則

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障にかかるとの状況

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

- 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避。非軍事目的の開発協力で軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、個別具体的に検討。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況 (エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響 (オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮 (カ) 不正腐敗の防止 (キ) 開発協力関係者の安全配慮



(2) 実施体制

ア 政府・実施機関の実施体制整備

イ 連携の強化

(ア) 官民連携、自治体連携

- 民間部門の資源の取込み、民間部門主導の成長促進により、開発途上国の経済発展を一層力強く、効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。
- 開発協力は、民間部門の優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てるための触媒としての機能を果たす。
- 中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

- 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携、PKOとの連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携 (エ) 他ドナー・新興国等との連携 (オ) 市民社会との連携

ウ 実施基盤の強化

- 資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく、必要な努力を行う。

(ア) 国民及び国際社会の理解促進 (イ) 開発協力人材・知的基盤の強化



6

～国際研修～

第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2015年2月2日（月）から同月13日（金）まで（移動日を含む。）、ティト・ルツティ（Tith Rithy）司法省付判事を団長とする研修員16名¹を対象に、第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」²の一環である。

このプロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきたところ、前回（第5回）の本邦研修³では、カンボジア側の関心が高い分野の中から4つの紛争類型（金銭消費貸借、賃貸借、交通事故、離婚）を取り上げ、各出題事例について、研修員による訴状及び答弁書の起案、講師による講評を実施した。

本研修でも、引き続き、カンボジア側の関心が高い分野である4つの紛争類型（所有権移転登記請求、所有権移転登記抹消登記請求、離婚に伴う財産分割、相続に伴う遺産分割）を取り上げ、前回と同様に、起案や講評を実施することにした。

第2 研修内容⁴

1 講義

(1) 「要件事実総論・各論」

当職を含む当部の教官3名が、出題した前記紛争類型に関連する要件事実等を解説した。

¹ 研修員は、司法省(MOJ: Ministry of Justice)、王立司法院(RAJP: Royal Academy for Judicial Professions)、弁護士会(BAKC: Bar Association of the Kingdom of Cambodia)、王立法律経済大学(RULE: Royal University of Law and Economics)の4機関から選出された。

詳しくは、別紙1（研修員名簿）のとおり。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICDNEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」(http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html)、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」(<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>)等を参照されたい。

³ 前回の本邦研修の概要については、ICD NEWS第62号「第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

⁴ 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

紙面の都合上、詳細な事例の紹介や各要件事実等の解説は割愛するが、登記訴訟に関する研修員との議論を少し紹介したい。

まず、カンボジアの登記⁵で特徴的なのは、日本と異なり、土地の売買契約において、登記が効力要件⁶であり、その登記に推定力が認められている⁷ということである。

そのため、この推定力が法律上の推定であると解すると、（日本の抹消登記請求訴訟では、原告が被告名義の登記が存在することを主張立証すれば、被告がその登記の正当性を主張立証しなければならないが）カンボジアでは、原告が被告名義の登記に正当性がないことを主張立証しなければならない。

他にも、研修員からは、以下のような例を挙げた上で、どのような登記請求によるべきかという質問があった。

具体的には、カンボジア民法 411 条 4 項⁸の解除の効果に関するものである。

研修員の質問は、「例えば、Aは、自己の所有する土地をBに売却して所有権移転登記を済ませたが、その後、Aが錯誤⁹に基づき当該土地の売買契約を取り消した場合、取消しには遡及効があるため、抹消登記請求によるべきと考えられる。ところが、Aが当該土地の売買契約を解除した場合には、解除の遡及効の有無が条文上明らかでないため、遡及効があると解すれば、錯誤の場合と同様、抹消登記請求によることになり、遡及効がないと解すると、原状回復請求権に基づく移転登記請求によることになるのではないか。」という趣旨のものであった。

この点、カンボジアでは、抹消登記請求か移転登記請求かによって、登記に関する費用¹⁰に大きな違いがあるために議論となっているが、現状では、解除（合

⁵ カンボジアにおける不動産登記の概要については、ICD NEWS 第 60 号「カンボジアの不動産登記について」を参照されたい。

なお、研修員によると、現在、カンボジアでは、土地を巡る紛争は 2 種類の手続に分かれるとのことであった。

すなわち、登記がある土地に関しては、裁判所で紛争解決を図るが、他方で、登記がない土地に関しては、国土管理都市計画建設省が関与することになっており、2006 年にカンボジア国家土地紛争解決委員会が設立され、大型紛争は同委員会で紛争解決を図ることになった。ただし、当該土地が売買や相続に関わる場合は、同委員会ではなく、裁判所で紛争解決を図ることになっているとのことである。

⁶ 民法（以下、特段の記載ない限り、法令名はカンボジア法令を前提とする。）135 条「…不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記しなければ効力を生じない。」

⁷ 民法 137 条 1 項「不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。」

⁸ 民法 411 条 4 項「解除によって第三者の正当な利益を害することはできない。」

⁹ 民法 346 条 1 項等「…錯誤者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。」

日本と異なり、法律効果は無効ではなく取消しである。条文上、遡及効がある（民法 358 条 2 項）。

¹⁰ 移転登記の場合、取得税（財務省が定めた土地評価額の 4%）と手数料（比較的 low の一定額）を支払う必要があるが、抹消登記の場合、取得税はなく、手数料のみを支払えば足りる。

なお、いずれの場合も、日本と異なり、登録免許税はない。

意解除を除く。)については、抹消登記請求によるとの運用をしているとのことであった。



具体例を挙げて質問する研修員の様子

(2) 「法務局の概要」

法務局訪問に先立ち、当職が「法務局の概要」と題して、法務局の組織や業務について簡潔に説明した。

この講義では、法務省民事局出身の渡部吉俊教官も同席した。研修員からは、基本的な業務内容に関する質問が多かった（例えば、「法務局の業務である『訟務事務』として具体的に扱う事務はどのようなものか。」「法務局の業務である『供託』の中には、弁済としての供託以外のものもあるか。」など）。

(3) 「ハーグ条約の概要」¹¹

外務省領事局ハーグ条約室の山崎雄大課長補佐により、ハーグ条約の概要、日本が同条約を締結した経緯などについて解説していただいた。

カンボジアでは、この条約自体がほとんど知られていないが、研修員からは基本的な事項だけでなく、実務的な運用を意識した質問も目立った（例えば、「引渡しに応じない相手方に対する間接強制の金額はいくらか。」「執行官や返還実施者というのは誰か。」「引渡しを拒否できる具体的な事由とは何か。」など）。

カンボジアにおいては、親族関係に関する訴訟の割合が多いとのことであり¹²、これらの質問は、カンボジアの実情を反映しているようにも感じた。

¹¹ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, いわゆるハーグ条約）。詳細は、外務省ホームページ「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>）等を参照されたい。

なお、カンボジアは、ハーグ条約を未締結（2015.2 現在）。

¹² 研修員の中には、カンボジアにおける裁判のうち、約7割は家庭に関するものであり、将来的には、日本の家庭裁判所のような制度が必要だと思っていると感想を述べる者もいた。

(4) 「家庭裁判所の概要」

家庭裁判所訪問に先立ち、当部の甲斐雄次教官により、「家庭裁判所の概要」と題して、人事訴訟、家事審判、家事調停、家庭裁判所調査官について講義が行われた。

特に、カンボジア側の関心が高い「離婚に伴う親権者の指定、面会交流」「特別養子縁組」を取り上げて、家庭裁判所調査官による親権者指定のための調査、特別養子縁組に関する調査についての説明がなされた。

質疑応答では、「日本では、離婚は裁判外でもできるのか。」「試験養育期間は、裁判官が決定によって決めるのか。」「養育期間の開始時期は、どのようにして決めるのか。」などという基本的な事項¹³から、「カンボジアの人事訴訟法は、欠席判決における自白に関する規定の適用を除外しているが¹⁴、欠席判決に関する故障申立ての規定¹⁵も適用されないのか。」という細かい規定に関するものまで、幅広い質問がなされた。

2 訪問

(1) 大阪法務局

大阪法務局では、戸籍部門と不動産登記部門を訪れ、局長への表敬、成年後見事務室や不動産登記部門事務室の見学、担当官からの概要説明、質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では、日本における登記手数料（登録免許税）、カンボジアと日本におけるいわゆる権利証の相違、裁判所からの登記嘱託に誤りがあって登記できない場合の取扱いなど、カンボジアでの実務における問題点を解決するための糸口を探すような質問が多かった。

また、カンボジアでは、完全養子縁組¹⁶への関心が高まっているところ、これと類似する日本の特別養子縁組制度に関して、戸籍への記載方法等の説明をして

¹³ カンボジアでは、日本と異なり、離婚には裁判所の関与が必須である（979条本文参照）。

¹⁴ 人事訴訟法13条1項「人事訴訟の訴訟手続においては、…第200条（原告に対する欠席判決）、第201条（被告に対する原告）第2項…の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。」

¹⁵ 民事訴訟法204条1項「当事者が、予見することができなかつた事由又は避けることができなかつた事由のために、…欠席判決を受けた場合には、その判決に対して故障の申立てができる。」

¹⁶ 民法1007条以下。日本の「特別養子縁組」に類似しているが、日本とは異なり、実親との関係を完全に断絶し、出生証明書等の身分関係書類にも完全養子縁組に関する事項を記載してはならないと規定されている（民法1018条）。

なお、カンボジアには、日本のような戸籍制度はなく、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書等の個別の証明書を通じて各人の身分関係が把握されている。

いただいた。

(2) 大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所では、家事部を訪れ、調査官室や面接室等の見学、裁判官や家庭裁判所調査官からの説明（特に、親権者指定や面会交流）、質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では、「調査官の調査費用（交通費等）は誰が負担するのか。」「調査するのは親権だけか。児童虐待の有無、養育費の支払能力なども調査するのか。」「親権の調査をする際は、近所の住民からも聞き取り調査をするのか。」「調査官になるための資格は。」など多岐にわたる質問があった。

なお、やや余談だが、意見交換の際、裁判所側からも、カンボジアの制度について何点か質問があったところ、後刻、研修員は、裁判官や調査官がカンボジアに興味を持って質問してくれたことを大変喜んだという一幕もあった。

3 研修員による書式（記載例）検討

記載例の検討では、前回と同様の方法を採用し、出身母体が同一にならないようにして研修員を4班に分けた。その上で、本研修における当部教官の講義を踏まえ、事前に提出した起案を各班で適宜改訂し、訴状及び答弁書の記載例を修正した。

この記載例は、訴状等の書式を記載した本文に脚注を入れる形式を採り、脚注内には、なぜ当該記載が必要なのかなどについて逐一コメントを付したものである。

これにより、本研修に参加できなかった者でも、完成した記載例を見ることにより、適切な訴状及び答弁書を作成できるようになることが期待できる。

研修員は、それぞれの考え方を述べながら、記載例に書くべきコメントを吟味していた。



研修員同士の検討風景

4 共同研究（起案の講評）

南先生からの講義では，研修員が修正した各起案について，それぞれコメントしていただいた。

特に，研修員の起案の具体的な表現や言い回しについて，その当否を理由と共に解説し，より良い記載例を具体的に例示していただいたため，研修員からは，前回に引き続き，非常に好評であった。

また，記載例の表現や言い回し上の問題に限らず，前掲した「登記の推定力の意義」や「解除の遡及効の有無」など，解釈上の問題点についても解説していただき，研修員にとっては，民法の理解を深める良い機会となった。



南先生による講評

第3 おわりに

本研修で特筆すべき点の1つは，訴状及び答弁書の起案内容が，前回の本邦研修時よりも格段に向上していたことである。

これは，今回の研修員が，前回の研修員よりも優秀であったことを意味するわけではなく，現地のワーキンググループ（working group）¹⁷に属するメンバー全員の実力が底上げされていることを意味しているといえる。

ワーキンググループのメンバーが，帰国後，日本で実施した本邦研修の内容を他のメンバーと共有しているからこそ，メンバー全員の実力を底上げすることにつながったと考えられる。

この底上げは，人材育成の良い循環を生み出すはずである。「ワーキンググループ

¹⁷ ワーキンググループは合計4つあり，各機関に対応して，各機関のメンバーにより構成される（本邦研修に参加する研修員は，皆，ワーキンググループに属している）。活動内容は，主として，毎週の会合（カンボジア民法の解説書作成，実務上の問題点の検討等），定期的なセミナー（メンバーが講師を担当）の開催などである。長期専門家もワーキンググループ活動を様々な形で支援している。

のメンバーが本邦研修に参加 → 帰国後に他のメンバーと情報共有 → 他のメンバーの実力も向上 → これらのメンバーがワーキンググループ以外の人々に対してセミナーを実施 → ワーキンググループ以外の人々も情報を獲得 → 広く民法等が普及」という循環である。

また、研修員は、それぞれ異なる4機関に所属しているが、本研修での記載例の検討時には、各班で十分に話し合った上で作成していくなど、良好なコミュニケーションが取られており、帰国後も、法律関係者の円満な協力関係が継続されることが期待できる。



研修員の皆さんと

最後に、ご多忙の中、研修員の全起案をお読みいただき、非常に丁寧な講評をしてくださった南先生、快く訪問や出張講義を引き受けてくださった裁判所や外務省関係者の皆様、素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださったスワイ・レン氏及び天川芳恵氏、常に研修員を気遣ってくださった現地専門家及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から御礼を申し上げたい。

本当にありがとうございました。

以上

第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	テイト・ルツティー
	Mr. Tith Rithy
	司法省付判事
2	パン・チャンリー
	Ms. Phan Chanly
	内部監査課課長
3	セン・プッティ
	Mr. Seng Puthy
	立法局次長
4	レイ・リナ
	Ms. Lay Linna
	民事局職員
5	ロツ・ピセツ
	Mr. Ros Piseth
	ブノンベン始審裁判所判事
6	ヘン・チャンスイボルン
	Mr. Heng Chansyborin
	コンボンチュナム始審裁判所判事
7	タラン・パネ
	Ms. Thlang Phaneth
	バタンバン始審裁判所判事
8	ニョム・ピサル
	Mr. Nhim Pisal
	シハヌークビル始審裁判所判事
9	イブ・ポリ
	Mr. Iv Poly
	弁護士
10	ロツ・アマリット
	Ms. Ros Amarith
	弁護士
11	セン・チュンリー
	Mr. Seng Chhunly
	弁護士
12	キブ・ピアビー
	Ms. Khiev Pheavy
	弁護士
13	クム・キリ
	Mr. Khim Kiri
	大学教授
14	オン・サカダ
	Mr. Oun Sakada
	大学教授
15	ドム・イム
	Mr. Dom Im
	大学教授
16	チュン・シニアン
	Mr. Chhoeung Sineang
	大学教授

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori), 甲斐 雄次 (KAI Yuji), 内山 淳 (UCHIYAMA Jun)

国際協力専門官 / Administrative Staff 山下 眞司 (YAMASHITA Masatsugu), 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

第6回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 野瀬教官, 甲斐教官, 内山教官 専門官: 山下専門官, 由井専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 /	月	移動日			
2 /	火	JICA オリエンテーション JICA関西	14:00~ 国際協力部 オリエンテーション 国際会議室	14:30~ 講義「要件事実総論・各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 /	水	10:00~12:00 講義「要件事実各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	12:15~ 部長主催意見交換会	14:00~ 講義「要件事実各論」/書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 /	木	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室		書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 /	金	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室		書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室	
2 /	土				
2 /	日				
2 /	月	9:30~11:00 講義「ハーグ条約の概要」 外務省領事局ハーグ条約室 山崎雄大課長補佐 国際会議室	11:10~ 講義「法務局の概要」 国際協力部 渡部吉俊教官・内山淳教官 国際会議室	大阪法務局訪問 大阪法務局	
2 /	火	講義「家庭裁判所の概要」 国際協力部 甲斐雄次教官 国際会議室		大阪家庭裁判所訪問 大阪家庭裁判所	
2 /	祝	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文弁護士 国際会議室		共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文弁護士 国際会議室	
2 /	木	総括質疑応答 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 国際会議室		評価会・修了式 国際会議室	
2 /	金	移動日			
2 /	13				

～ 国際研修 ～

第 48 回ベトナム本邦研修 ～ベトナム民法改正支援～

国際協力部教官

川 西 一

1 研修の概要

2015年3月1日（日）から同月14日（土）まで（移動日含む、別添日程表参照）の日程で、ベトナム司法省次官ディン・チュン・トゥン氏を団長とする12名（別添研修員名簿参照）が訪日し、法務省法務総合研究所及びJICA東京国際センター（TIC）において、ベトナム民法改正に関する第48回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修においては、ベトナム側の関心事項である各テーマについて、「ベトナム法・司法改革支援プロジェクト（フェーズ2）¹」（以下「プロジェクト」という。）の国内支援委員会である民法共同研究会から、森寫昭夫委員長（名古屋大学名誉教授、弁護士）を始めとする8名の委員に御参加いただき、ベトナム民法改正において問題となっている論点に関する講義及び意見交換を行った。また、本研修期間中、トゥン次官ら研修員の一部は、上川陽子法務大臣への表敬訪問を行うとともに、ベトナムにおいて、民法改正と並行して改正作業が行われている刑法に関するテーマについて、古田佑紀元次長検事・元最高裁判所判事による特別講義を受講した。

なお、本研修には、前記研修員12名に加え、プロジェクトの現地専門家である松本剛専門家、古庄順専門家、塚原正典専門家も帯同し、講義及び意見交換等に参加した。

2 研修の背景

ベトナムでは、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事分野を中心に各種法令の立法が行われており、私法の基本法である民法は、1995年に初めて制定され、その10年後の2005年に全面改正が実施された。ベトナムでは、その後の市場経済の更なる推進や経済のグローバル化等社会状況の変化に伴い発生した様々な問題に対処することを目的とし、2015年末までの国会承認を目指して、2005年民法の大規模な改正作業に着手し、その改正作業は現在正に総

¹ JICA「法・司法改革支援プロジェクト フェーズ2」（協力期間：2011年4月～2015年3月）は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会をカウンターパート機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを目標として実施された（詳細はJICAウェブサイト内のプロジェクト概要参照：<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/outline/index.html>）。

仕上げの段階を迎えている。ベトナムは、今回の民法改正にあたり、諸外国の制度及び国際標準に合致する制度等に関心を向けているが、特に2005年の民法改正に積極的な協力をした日本の支援に大きな期待を寄せていた。

法務総合研究所は、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続しており、これまで民法改正に加えて、民事訴訟法、破産法、民事判決執行法、国家賠償法などの民商事分野の重要法令の起草を支援してきた²。そして、これまでの支援成果を維持・発展させるため、プロジェクトが支援する今回の民法改正にも全面的な支援を行っており、その一環として本研修を実施したものである。

なお、プロジェクトの後継案件として、2015年4月からは「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト³」（以下「新プロジェクト」という。）が実施されており、新プロジェクトにおいても引き続きベトナム民法改正支援を実施している。新プロジェクトは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくとされ、2020年をベトナムに対する大規模な法整備支援活動の一つの区切りとして捉えている。そのため、およそ10年に一度のペースで大規模な改正が行われるベトナム民法に対する日本の支援も、今回の改正が一区切りになるかもしれず、日本によるベトナム民法支援の総仕上げとしての意義も有していた。

3 研修の目的

ベトナムでは、本研修の実施当時、改正民法草案について第一次国会審議を経て⁴、パブリックコメントに付すなどしていたが、起草担当者間あるいは起草担当者と国会との間で意見の相違がある論点が多くあり、本研修の成果等を踏まえて、改正民法草

² ベトナムにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、法務省ウェブサイト法務総合研究所国際協力部ページ（http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html）、既刊のICDNEWS各号及びJICAウェブサイト内のJICA法整備支援ポータルサイト等を参照されたい。

³ JICA「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（協力期間：2015年4月～2020年3月）は、これまでのカウンターパート機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会のほか、新たに首相府をカウンターパート機関に加え、新憲法及びベトナムにおける司法改革戦略に従い、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を目標として実施されている。

⁴ ベトナムの法律制定過程においては、国会による複数回の審議が行われることがある（ベトナムの法律制定過程の詳細については、「ベトナムにおける立法制度とその限界について（ICD NEWS第8号2003年3月号）」参照）。

案につき修正を加えることとなっていた。ベトナムは、本研修における関心事項として、民法典の役割、法人その他の主体の取扱い、第三者保護の在り方、財産概念、所有権の確立と対抗力、所有形態、債権法における故意過失、契約約款、相続の時効などを始めとする多数の論点を挙げており、これらについて2005年のベトナム民法改正に関わった日本側の民法共同研究会委員によるコメントを強く期待していた。そこで、同委員らによる講義及び意見交換等により、ベトナム側に対し、改正民法草案の修正に有益な情報を提供するとともに、ベトナム側の起草担当者を始めとする関係者の民法全般に関する知見を深め、改正民法草案の修正に役立てることを本研修の目的とした。また、前記のとおり、本研修がこれまで長年にわたり実施してきた日本によるベトナム民法改正支援の一区切りとしての意義を有することから、今般の民法改正のみならず、将来行われる民法改正に対しても有益な示唆となり得る情報を提供することを目指した。

4 研修の内容

本研修実施にあたっては、ベトナム側から提出された全708条の改正民法草案及び前記関心事項を踏まえつつ、本研修におけるインプットが民法改正支援の一つの区切りとなる可能性があることから、大局的観点から今後のベトナム民法の発展に必要と思われる事項を日本側からもピックアップし、本研修において取り上げる20を超える論点を決定した。これらの論点は、総則関係から相続に至るまで、かつ、個別具体的な事項から抽象的な事項まで、非常に多岐にわたっていることから、各項目を6つのテーマ及びセッションに振り分け、別添日程表のとおり、講師の担当とコマ割りを決定した。本研修においては、各テーマ及びセッションにおいて、各論点に関する講義及び質疑応答が行われたが、その内容は非常に多岐にわたっており、紙面の都合上、講義及び質疑応答の全てを紹介することは困難である。そのため、本稿では、以下のとおり、各テーマ及びセッションの内容の概要の紹介にとどまることを御容赦願いたい。

(1) テーマ1 大局的観点からの基本的事項の説明

前記のとおり、本研修は民法改正支援の一区切りとしての意義があり、大局的観点から見て将来のベトナム民法発展に必要と思われる事項をインプットすることを目的の一つとしていた。そこで、本研修の初日に、1995年のベトナム民法改正を支援し、その後も民法共同委員会委員長としてベトナム民法改正支援に携わっている森嶋昭夫先生（名古屋大学名誉教授、弁護士）から、「大局的観点からの基本的事項の説明」というテーマで講義が行われた。森嶋先生からは、まず、1995年の民法制定の際、本研修の団長であるトゥン次官と苦勞を共にされた話があり、

その後、各論点の議論に入る前提として、私法の一般法としての民法の意義や市民社会の指導原理との関係などについて歴史的経緯や理論的背景から詳しい説明がなされた。ベトナム側からは、改めてトゥン次官からこれまでの支援に対する謝意が述べられるとともに、一般法としての民法の意義など理論的な事項について質疑応答がなされた。

(2) テーマ2 大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度

森寫先生同様、長年に渡りベトナム民法改正支援に御尽力頂いている新美育文先生（明治大学法学部教授）から、「大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度」というテーマで講義が行われた。新美先生からは、前記の森寫先生の講義に引き続き、民法における基本事項について、特に民法を立法、改正する際に留意すべき事情という観点から、自力救済禁止の原則、民法における人格権等について詳しい説明がなされた。また、民法改正の主要な論点となっている法人制度について、民法における法人規定の射程といった総論的な論点から、財団法人における定款といった各論的な論点まで講義及び質疑応答が行われた。

(3) テーマ3 債権法関係

本研修の準備段階において、総則及び物権法に関する論点については、現地専門家との意見交換が行われ、ベトナム側の問題意識も把握できていたことから、本研修の主要テーマとすることが決まっていたが、研修の実施直前段階で、ベトナム側から債権法に関する論点もテーマとするよう要請があった。そこで、法制審議会民法（債権関係）部会委員として、日本の債権法改正において重要な役割を果たされた野村豊弘先生（学習院大学名誉教授、弁護士）と松本恒雄先生（独立行政法人国民生活センター理事長）から債権法の基本事項に関する講義を行っていただき、また、債権法の最終コマでは、舟橋秀明先生（金沢大学大学院法務研究科准教授）にもコメントをいただいた。野村先生からは、債権と物権の違いなどの債権の意義や善意の第三者保護といった債権法における基本事項について講義をいただくとともに、日本における債権法改正での議論の一部も御紹介いただいた。また、松本先生からは、消費者保護法制の第一人者として、日本の債権法改正でも論点となった契約における約款について詳細な講義を頂いた。また、松本先生及び舟橋先生から、改正草案のうち債務不履行に関する条文について詳細なコメントを頂き、いずれの講義においても活発な質疑応答が行われた。

(4) テーマ4 物権法関係

現行のベトナム民法では、所有権を出発点として物に関する規定が整理されており、所有権を包含する日本民法の物権に相当する概念は規定されておらず、また、所有概念が、国家所有、集団所有、私人所有等と主体によって区別されるなど社会

主義計画経済の名残とも思われる規定が今なお残存している。そこで、ベトナム側は、今回の改正において、物権概念の導入のほか、各種物権の創設、所有概念の整理、担保物権の創設等、特に物権に関する規定について抜本的な改正を目指している。そこで、本研修において最も議論すべきテーマが多い物権法について、内田勝一先生（早稲田大学国際学術院教授、学長代理（国際関係））を中心に、角紀代恵先生（立教大学法学部教授）と舟橋秀明先生（金沢大学大学院法務研究科准教授）の3名の先生に3日間の講義及び意見交換を御担当いただいた。内田先生には、主に物権法全体に関する論点及び物権変動論、第三者対抗力などの基本事項について、角先生には、主に物的担保及び人的担保双方を含めた担保制度全般について、そして舟橋先生には、特に改正草案の詳細な事項について詳しく説明していただいた。ベトナム側は、今回の民法改正で、物権制度を確立したいという熱意から、物権法上の各制度の詳細のほか、制度を支える登記登録制度等に至るまで詳細な質問が出され、また、改正草案へのコメントに強い関心を示し、活発な意見交換が行われた。



JICA 東京国際センター（TIC）における講義の様子

(5) テーマ5 時効制度

現行のベトナム民法では、日本法でいう取得時効、消滅時効、提訴時効の3種類の時効を定めているが、ベトナム側は、今回の改正において提訴時効を撤廃して取得時効と消滅時効に整理するなど、時効の起算点、時効期間を含め、時効制度の大幅な見直しを検討している。そこで、松尾弘先生（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授）から時効制度全般に関する論点について、日本の債権法改正に伴う時効制度の改正にも触れながら詳細な講義が行われた。ベトナム

ムにおいては、時効制度の大幅な見直しについては、賛否様々な議論があるようであり、研修員からも、時効制度の歴史的背景から、詳細な技術的な点まで、広く質問が出され、活発な質疑応答がなされた。

(6) テーマ6 Q&Aセッション

本研修においては、多くの論点について講義が行われるため、ベトナム側からの質疑の時間を十分取ることが困難であり、また、ベトナム側から要請があったテーマは多岐にわたっており、上記(1)から(5)のテーマの中に必ずしも収まらない論点もあった。そこで、講義では拾いきれなかった様々な論点の説明を実施する趣旨でQ&Aセッションを設けた。そのような趣旨であったことから、議論の内容は多岐にわたっており、その内容の説明は割愛させていただくが、裁判規範としての民法の意義や民法に人格権に関する規定を置くことの是非など、様々な論点について活発な議論が行われた。特に、民法が裁判規範であることと関連して、民法の一般規定に関する議論が行われたが、ベトナムにおいては裁判官に法律の解釈権が認められていない⁵ことから、法適用の不都合をどのように解決するかといった興味深い議論が行われた。

5 その他の内容

本研修実施にあたっては、主に JICA 東京国際センター (TIC) において、集中的に講義と意見交換を実施したが、そのほかに、古田佑紀先生 (神奈川大学法科大学院教授、弁護士) による法人の刑事責任に関する特別講義と上川陽子法務大臣への表敬訪問を実施したので、この場を借りて簡単に紹介させていただく。

(1) 特別講義「日本における法人処罰」

ベトナムにおいては、民法の改正作業と並行して、同じく重要法令である刑法の改正作業を実施しており、これについては、法務総合研究所が、プロジェクトとは別の枠組みで独自の支援を実施している⁶。本研修は、上記のとおり、民法改正に資することが目的であるが、本研修の準備段階において、トゥン次官から、日本側に対し、本研修で訪日する機会に法人の刑事責任に関する講義を実施してもらいたいとの要請があった。そもそも刑法はプロジェクトの支援対象に含まれていないため、本邦研修のテーマとして取り上げることは困難であったことから、法務総合研究所において、本研修とは別個の枠組みで、トゥン次官の要請に応える

⁵ ベトナムにおいては、法律の解釈権は、国会常務委員会にあるとされている (ベトナム憲法 74 条)。

⁶ 法務総合研究所によるベトナム改正刑法支援の詳細については、「ベトナム刑法改正支援現地調査 (ICD NEWS 第 60 号 2014 年 9 月号)」及び「日越司法制度共同研究 (ICD NEWS 第 62 号 2014 年 12 月号)」を参照されたい。

こととし本講義を企画した。ベトナム側は、刑法改正作業において、法人の刑事責任に強い関心を示し、その理論面についての日本の知見を求めていたことから、次長検事、最高裁判所判事を務められるなど刑事司法実務の第一者であり、日本における法人処罰に関する議論に精通されている古田佑紀先生に講師を依頼し、トゥン次官に対する「日本における法人処罰」というテーマでの特別講義を実施した。本講義の受講者は、トゥン次官のみであったことから、古田先生とトゥン次官との対談形式で行い、まず、古田先生から、日本における法人に対する両罰規定の考え方について理論的な御説明を頂き、その後、トゥン次官からの質問に答える形式で講義が行われた。ベトナム刑法の改正において最も議論がある論点であることから、トゥン次官からも積極的に質問が投げかけられたが、古田先生が立法政策の観点から理論的に整理してわかりやすく回答をさせていただいたことから、トゥン次官も大変満足した様子であった。



古田佑紀先生（左）による講義の様子

(2) 法務大臣表敬訪問

本研修には、ベトナム司法省のディン・チュン・トゥン次官、ベトナム国会法律委員会のチャン・ディン・ロン副委員長といったベトナム政府の高官が参加されていることもあり、本研修期間中に、法務省において、上川陽子法務大臣への表敬訪問を実施した。上川法務大臣から、歓迎の挨拶があり、トゥン次官から、これまでの日本の支援に謝意が述べられた。表敬訪問は、短時間ながらも非常に和やかなムードで行われ、参加者が皆笑顔であったのが印象的であった。



上川陽子法務大臣との記念撮影

6 おわりに

民法は、市民社会において全ての市民が関わる一般的な私的生活関係、すなわち、生活に必要な財産、財産取引、家族関係を規律している基本法令であって、民事裁判における紛争解決の基準となる極めて重要な法令である。ベトナムは、現行民法の制定から10年が経過し、その間、劇的な経済成長を遂げ、本年中にはASEAN経済統合を控えているなど、より市場経済に整合的であるだけでなく、ベトナムの伝統及び国際標準の双方と調和し、国民生活がより円滑、円満となるような民法とすべく改正作業を進めている。新プロジェクトにおいても、引き続きベトナム民法改正の支援を続けているが、当部としても、ベトナムの市場経済がさらに発展し、国際社会の一員にふさわしい改正民法の制定を後押しするため、引き続き全面的な支援を行う方針である。

本研修は、ベトナム民法改正に資するための日本の知見・経験の共有を図るためだけでなく、将来のベトナム民法改正にも役立つ資産となるべき知見・経験の提供を行うために実施したものであるが、本研修期間を通じて、ベトナム側参加者からは、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうという姿勢が強く感じられ、それは、これまで日本が行ってきた支援・協力に対する高い評価と厚い信頼に基づくものであることが実感できた。このようにベトナム側が、日本に対する厚い信頼のもと、日本の知見・経験を最大限尊重して、新しいベトナム民法を制定すべく改正作業を進めていることから、本年中にはその努力が結実した素晴らしい民法が制定されるものと確信している。その時まで、民法共同研究会の先生の皆様及び現地専門家を始めとする

関係者の皆様と共にできる限りの協力を続けていきたい。

本研修は、ベトナム民法改正における多数の論点について、集中的な議論を行うものであったことから、民法共同研究会の委員の先生には、年度末の忙しい時期であるにもかかわらず、講義の準備や長時間の講義など多大な御協力を頂いた。そのおかげで、ベトナム側からは本研修に対する高い評価を得ることができ、将来のベトナム民法の発展に寄与する成果を残し、成功裏に終了することができたと信じている。本研修の実施に当たっては、森寫昭夫先生を始めとする民法共同研究会委員の皆様、古田佑紀先生、JICA 東京国際センターの皆様、そして大量の資料の翻訳と長時間の通訳の労を取っていただいた大貫錦氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。関係各位に対し、この場を借りて、改めて御礼を申し上げたい。

以 上

第48回ベトナム法整備支援研修

1		ディン・チュン・トゥン
	Mr.	Dinh Trung Tung
		司法省次官
2		チャン・ディン・ロン
	Mr.	Tran Dinh Long
		国会法律委員会副委員長
3		グエン・ホン・ハイ
	Mr.	Nguyen Hong Hai
		司法省民事経済法局副局長
4		ブイ・ティ・タイン・ハン
	Ms.	Bui Thi Thanh Hang
		ハノイ国家大学法学部民事法科長
5		レ・ティ・ホアン・タイン
	Ms.	Le Thi Hoang Thanh
		司法省法律理論研究所民事経済法課副課長
6		チャン・ハイ・イエン
	Ms.	Tran Hai Yen
		司法省民事経済法局副課長
7		グエン・ヴァン・マイン
	Mr.	Nguyen Van Manh
		首相府法律局法理論専門員
8		グエン・バン・フィ
	Mr.	Nguyen Bang Phi
		国会事務局司法部専門員
9		ゾアン・ビック・ゴック
	Ms.	Doan Bich Ngoc
		国会事務局法律部専門員
10		チャン・トゥ・フオン
	Ms.	Tran Thu Huong
		司法省民事経済法局専門員
11		グエン・ティ・ズィエウ・ホン
	Ms.	Nguyen Thi Dieu Hong
		ベトナム商工会専門員
12		グエン・トゥ・フオン
	Ms.	Nguyen Thu Huong
		司法省国際協力局上級専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime) , Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako)

国際協力専門官 / Administrative Officer 中村 秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)

第48回 ベトナム法整備支援研修日程表

【 教官：川西教官、塚部教官 専門官：中村専門官 】

月 日	9:00 12:00	14:00 17:00	備考
3 / 日 1	JICAオリエンテーション		
3 / 月 2	テーマ1 大局的観点からの基本的事項の説明① 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 赤れんが	12:15～13:15 所長主催意見交換会 テーマ1 大局的観点からの基本的事項の説明② 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 赤れんが	17:30～17:45 法務大臣表敬
3 / 火 3	テーマ2 大局的観点からの基本的事項の説明及び法人制度① 新美育文（明治大学法学部教授）	テーマ2 大局的観点からの基本的事項の説明及び法人制度② 新美育文（明治大学法学部教授）	
3 / 水 4	テーマ6 Q&Aセッション① 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 新美育文（明治大学法学部教授） 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	テーマ6 Q&Aセッション② 新美育文（明治大学法学部教授） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	
3 / 木 5	テーマ3 債権法関係① 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士）	テーマ3 債権法関係② 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士）	
3 / 金 6	テーマ3 債権法関係③ 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士）	テーマ3 債権法関係④ 松本恒雄（(独)国民生活センター理事長）	
3 / 土 7			
3 / 日 8			
3 / 月 9	テーマ3 債権法関係⑤ 松本恒雄（(独)国民生活センター理事長） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	テーマ6 Q&Aセッション③ 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 新美育文（明治大学法学部教授） 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	
3 / 火 10	テーマ4 物権法関係① 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	テーマ4 物権法関係② 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	
3 / 水 11	テーマ4 物権法関係③ 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	テーマ4 物権法関係④ 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	
3 / 木 12	テーマ4 物権法関係⑤ 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	テーマ4 物権法関係⑥ 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	
3 / 金 13	テーマ5 時効制度 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授）	総括質疑 16:00 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授）	評価会・修了式
3 / 土 14	帰国		

※場所の記載がない場合はJICA東京国際センター（TIC）

～ 国際研究 ～

第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官

甲 斐 雄 次

第1 はじめに

2015年2月22日（日）から同年3月1日（日）まで（移動日を含む。）、法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、法務総合研究所において、少額訴訟を主なテーマとして、バンドゥン地方裁判所長ら研究員8名（別紙1参照）に対する第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（以下「本研究」という。）を実施した。

第2 本研究の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度改革を重要な国家的課題と位置付け、2010年から2014年までの国家開発計画（中期）も、グッドガバナンスを第一の目標として掲げている。また、インドネシア最高裁判所は、2010年から2035年までの「ブループリント（詳細計画）」において、司法サービスの提供を取り組むべき事項の一つとしているところ、司法アクセスを改善するための新たな試みとして、現在、少額訴訟制度の導入等を検討している。

他方、当部は、2007年3月から2009年3月までの2年間、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と協力し、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁判所規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残してきた。同プロジェクトを通じて、インドネシア最高裁判所からの我が国に対する信頼も更に強化されたことから、当部は、上記プロジェクト終了後も、法務省独自の支援を続け、2011年度以降は、インドネシアの裁判官人材育成及び能力強化に資する共同研究を実施してきた。また、2014年12月には、インドネシア最高裁判所事務局からの要望により、当部は、インドネシア最高裁判所事務局長ら12名の来日を受け入れ、講義や裁判所訪問等を実施して、日本の少額訴訟の制度及び運用に関する知見を提供し、インドネシア側から高い評価を得ていた¹。

このような中、今回、インドネシア側から、地方都市の裁判所長らを対象として、更に少額訴訟制度の研究をしたいとの要望が出されたことから、インドネシアにおける少額訴訟制度導入に向けた検討状況を把握するとともに、インドネシア側に対して、更なる知見を提供するため、本研究を実施することとしたものである。

¹ 詳細は、ICD NEWS 第62号109頁、「～国際研究～ インドネシア最高裁判所少額訴訟制度等研究」を参照されたい。

第3 本研究の概要（別紙2 日程表参照）

1 講義

(1) 「日本の裁判制度について」、「日本の少額訴訟手続について」

まずは研究員に日本の民事裁判制度の概要を理解してもらうため、当部毛利教官により、日本の裁判所の種類、民事事件の処理状況、民事訴訟手続の概要等に関する講義が行われた。

その後、当職から、日本の少額訴訟手続の概要に関する講義を行い、少額訴訟手続の概要及び特色などを中心に説明した上、手続の進め方の一例を紹介した。

(2) 「日本の少額訴訟の実務について」

元東京簡易裁判所判事（現司法委員）の正木常博先生をお招きし、少額訴訟に関する豊富な実務経験を基に、少額訴訟の実務についてご講義いただいた。正木先生からは、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則や、少額訴訟制度導入の経緯を具体的に説明していただいた上、少額訴訟の実務に関しても、一期日審理を可能にするために書記官による事前準備や期日における一体型審理が重要であることなどを詳しく説明していただいた。

2 東京簡易裁判所訪問

東京簡易裁判所では、司掌裁判官への表敬に続き、少額訴訟事件の法廷傍聴や、裁判官室、書記官室等の施設見学のほか、裁判官及び書記官との意見交換の機会を頂いた。研究員は、実際の少額訴訟の審理や、事前準備として書記官が当事者対応を行う施設等を見学し、その後の意見交換でも一体型審理や事前準備に関する説明を聞いたことで、迅速な解決を実現している具体的な運用のイメージが持てたようであった。

また、研究員からは、和解や訴えの取下げで終局する割合が高いことにも関心が寄せられ、裁判所が当事者の話をよく聞いて審理することで、迅速な解決が可能になるというだけでなく、当事者の納得を得るという効果にもつながっているのではないかとの感想が述べられていた。

3 民事手続共同研究（発表、意見交換）

正木先生のほか、インドネシアで外国法アドバイザーとして活動されている平石努弁護士²をお招きし、インドネシア側からの発表と意見交換を行った。

研究員からは、インドネシアにおける実情として、多くの事件が控訴・上告されることに起因する裁判の長期化や、訴訟手続の複雑さなどが、国民の司法アクセス

² 平石弁護士は、2003年9月からJICA企画調査員（司法改革支援）として、1年間、インドネシアで活動されて以降、2007年から2009年まで実施された前記「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」でもアドバイザーグループの委員を務められるなど、当部の実施する法制度整備支援の活動に多大なご協力をしていただいている。

やビジネス環境を損なう要因となっており、インドネシア最高裁において、これらの課題を解決する一つの方策として、少額訴訟制度の導入を検討中であることなどが発表された。

その後の意見交換では、インドネシアの裁判所の規模や実情に照らし、どのような部署として設置することが考えられるかという点や、制度として、上訴制限を設けることができるかどうかなどの様々な点について議論が行われた。特に、所得水準の地域差が大きいインドネシアにおいて、対象事件とする訴額をどのように定めるべきかについては、インドネシア側において大きな検討課題となっている様子が見えられた。



インドネシア研究員による発表の様子

4 シンポジウム「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」（別紙3 プログラム参照）³

本研究でインドネシアの裁判官を招へいたことから、この機会を利用して、公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 及び日本ローエイシア友好協会との共催により、広く一般企業等からの参加者も招いてシンポジウムを開催し、インドネシアにおける知的財産訴訟及び一般の民事訴訟実務の現状や課題に関する意見交換を行った。

第1部では、鹿取克章前駐インドネシア特命全権大使からのご講演に引き続き、インドネシアにおける知的財産訴訟に関して、当部が調査を委託した平石弁護士と

³ 本シンポジウムの詳細については、公益財団法人国際民商事法センターのウェブサイト (<http://www.icclc.or.jp/>) を参照されたい。

山本芳栄弁護士⁴から調査結果に関する概要報告をしていただいた⁵。

第2部では、本研究員であるインドネシアの裁判官2名と平石弁護士をパネリストとして、鈴木五十三弁護士⁶の進行の下、インドネシアにおける裁判実務に関するパネルディスカッションを実施した。パネルディスカッションでは、民事訴訟手続の流れに沿って、インドネシアにおける訴訟手続の概要や迅速化に向けた取組、判決書についての考え方などが議論され、インドネシアにおける裁判実務の実情の理解を深めることができ、鈴木弁護士ら関係者の皆様のおかげで、非常に有意義な意見交換を行うことができた。



パネルディスカッションの様子

5 総括協議

本研究の最終日には、総括協議として、インドネシアにおける少額訴訟制度導入の方向性等についての意見交換を行った。インドネシア側からは、日本の少額訴訟の制度や運用は、非常に参考になったとして、今後の導入に向けた制度設計において、モデルにしたいとの意見が出されたほか、インドネシアにおける現行の司法制度や手続規定との適合性を見極めながら適正な制度を構築する必要があるとの意見や、訴訟手続だけでなく、執行の段階においても簡易迅速な手続を模索する必要がある

⁴ 特許審査官として特許の実体審査に従事されたほか、1995年から1997年までインドネシア知的財産総局アドバイザーを務められ、1999年からはインドネシアにおける知的財産コンサルタント会社ハキンダ・インターナショナル代表を務めておられる。

⁵ 本調査報告書については、http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_indonesia.html を参照されたい。

⁶ 古賀総合法律事務所。LAWASIA 会長・日本代表理事、日本ローエイシア友好協会副会長なども務めておられる。

ある旨の問題意識が示されるなど、レベルの高い議論が行われた。

第4 おわりに

本研究に参加した研究員らは、インドネシアにおける豊富な裁判実務の経験を持ち、地方裁判所長等の要職に就いている方々であり、本研究のプログラムを通じて、日本の少額訴訟制度の意義や特徴を正確に理解して、インドネシアの実情に照らした様々な観点での議論や問題提起をするなど、総じてそのレベルは高かった上、非常に意欲的で、インドネシアにおける少額訴訟制度導入に向けた熱意をうかがい知ることができた。

本研究を通じてインドネシア側が得た知見が、インドネシアにおける少額訴訟制度の導入に活かされ、司法アクセスやビジネス環境等の改善の一助となることを期待したい。

最後に、講師としてご協力いただいた先生方、充実した訪問プログラムを実施していただいた裁判所関係者の皆様、シンポジウム開催にご協力いただいた関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏、コーディネーターの重松由紀氏その他関係者の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上

第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

1	ポンタス・エフェンディ
	Mr. Pontas Efendi
	バンドウン地方裁判所長
2	デヘル・クナン・サンダン
	Mr. Dehel Kenan Sandan
	タンゲラン地方裁判所長
3	チャクラ・アラム
	Mr. Cakra Alam
	マカッサル地方裁判所副所長
4	エンダッ・デティ・プルティウィ
	Ms. Endah Detty Pertiwi
	インドネシア最高裁判所非訴訟担当副長官補佐判事
5	ミナヌル・ラクマン
	Mr. Minanoer Rachman
	スングミナサ地方裁判所長
6	スプラプティ
	Ms. Suprapti
	タバナン地方裁判所長
7	ユスフ・プラノウォ
	Mr. Yusuf Pranowo
	タフナ地方裁判所長
8	アスムディ
	Mr. Asmudi
	サバン地方裁判所長

第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[教官:甲斐教官, 横幕教官, 毛利教官, 担当専門官: 藤生統括専門官, 千同主任専門官, 堀専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 22	日			
2 / 23	月	オリエンテーション 日本の裁判制度について 毛利教官 法総研共用会議室	日本の少額訴訟手続について 甲斐教官 法総研共用会議室	
2 / 24	火	日本の少額訴訟の実務について 元東京簡易裁判所判事 正木常博 法総研共用会議室	東京簡易裁判所訪問	
2 / 25	水	民事手続共同研究【インドネシア側発表(インドネシアにおける少額訴訟の審理の実情, 少額訴訟制度導入の検討状況), 意見交換】 元東京簡易裁判所判事 正木常博 Jakarta International Law Office 平石努弁護士 法総研共用会議室		
2 / 26	木	シンポジウム準備	13:30 シンポジウム ～インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状～ 法曹会館	
2 / 27	金	総括協議 (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等) Jakarta International Law Office 平石努弁護士 法総研共用会議室	総括協議 (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等) 所長主催 意見交換会 (12:15- 13:15) 法総研共用会議室	
2 / 28	土			
3 / 1	日			

インドネシア・シンポジウム

「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」

- ◆日 時 2015年2月26日(木) 13:30～17:30
- ◆会 場 法曹会館2階 高砂の間
- ◆通 訳 逐語通訳(日尼)
- ◆主 催 法務省法務総合研究所
公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC)
日本ローエイシア友好協会
- ◆プログラム (敬称略)

13:30 開会挨拶 松並孝二 (法務省法務総合研究所国際協力部部長)

第一部 講演

13:40～14:00 講演 鹿取克章 (外務省参与/前駐インドネシア共和国日本国
特命全権大使)

14:00～15:10 「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」
(平成26年度法務省インドネシア委託調査概要報告)
平石努 (Jakarta International Law Office/弁護士)
山本芳栄 (Hakindah International/弁理士)

15:10～15:25 質疑応答

15:25～15:40 休憩

第二部 パネルディスカッション

15:40～17:00 「インドネシアにおける裁判実務の現状」
モデレーター

鈴木五十三 (ローエイシア会長/古賀総合法律事務所/弁護士)

パネリスト

Dehel Kenan Sandan (タンゲラン地方裁判所長)

Endah Detty Pertiwi (インドネシア最高裁判所非訴訟担当
副長官補佐判事)

平石努 (Jakarta International Law Office/弁護士)

17:00～17:20 質疑応答

17:20 閉会挨拶 小杉丈夫 (ICCLC 理事/日本ローエイシア友好協会副会長
/弁護士法人松尾総合法律事務所/弁護士)

総合司会：法務省法務総合研究所国際協力部教官

～外国法令紹介～

ベトナム新裁判所法，検察院法，企業法，投資法及び民事判決執行法の概要

JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）

1 はじめに

2014年秋の国会において，新人民裁判所組織法，新人民検察院組織法，新企業法及び新投資法並びに民事判決執行法の一部を改正する法律¹が成立したので，その概要を紹介したい。本稿では紙幅の都合上，条文の仮訳は掲載していないので，条文については法務総合研究所²又はJICA³のウェブサイトの「ベトナム六法」を適宜ご参照いただければ幸いである。

2 新人民裁判所組織法（文責：長期専門家，現鹿児島家裁判事補 古庄順）

(1) 高級人民裁判所の設立

これまでベトナムの裁判所は，県級人民裁判所，省級人民裁判所，最高人民裁判所の三層構造であり，最高人民裁判所の中に県級人民裁判所が第一審である事件等の監督審を担当する刑事，民事，経済，労働，行政の各専門法廷と，省級人民裁判所が第一審である事件の控訴審を担当するハノイ市，ダナン市，ホーチミン市の各控訴審法廷が存在していた。新法では，これらの各法廷が最高人民裁判所から分離され，高級人民裁判所として独立した（20条，29条）。その結果，最高人民裁判所の裁判部門は，裁判所の判決，決定に対し異議申立てがあった場合の監督審を担当する最高人民裁判所裁判官評議会のみが残ることになった（22条2項a）。同評議会の構成員は13名から17名であるから（22条1項），現在約110名いる裁判官の数が大幅に減ることになる。同評議会は，構成員のうち5名又は構成員全員の合議体で審理を行うことができる（23条）。省級人民裁判所の監督審の権限は廃止された（37条1項，2項参照）⁴。

¹ 法律番号は裁判所法が62/2014/QH13，検察院法が63/2014/QH13，企業法が68/2014/QH13，投資法が67/2014/QH13，民事判決執行法が64/2014/QH13及び26/2008/QH12である。

² http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

³ <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

⁴ 具体的には各訴訟法の改正を待たなければならないが，改正の経緯に鑑みると，今後の一般的な訴訟の審級関係は，県級人民裁判所が第一審の事件については，省級人民裁判所が控訴審，高級人民裁判所が監督審，最高人民裁判所が二回目の監督審に，訴訟法で規定される省級人民裁判所が第一審の事件については，高級人民裁判所が控訴審，最高人民裁判所が監督審となると思われる。

新法を制定する過程では、現在すべての県等に一つずつ置かれている県級人民裁判所を統廃合して区域人民裁判所を設立することも検討されたが、最終的には盛り込まれなかった。したがって、今後も各県等に約 700 の県級人民裁判所、各省等に 63 の省級人民裁判所が置かれることになる。なお、高級人民裁判所の数及び土地管轄は、別途、国会常務委員会が規定することとされているが、当初は、現在、控訴審法廷が置かれているハノイ市、ダナン市、ホーチミン市の三か所になるものと思われる。

高級人民裁判所には、11 名以上 13 名以下の長官、各副長官及び高級裁判官から構成される高級裁判所裁判官委員会が置かれ（31 条 1 項）、構成員のうち 3 名又は全員により監督審を審理する（32 条）。

(2) 家庭及び未成年者法廷の設立

高級人民裁判所及び省級人民裁判所には、これまでの刑事、民事、経済、労働、行政の各専門法廷に加え、新たに家庭及び未成年者法廷が置かれた（30 条 1 項 b, 38 条 1 項 b）。この法廷は、条文上は明記されていないものの、家事事件のうち未成年者の子がいるもの及び少年事件を専門的に取り扱うことを想定したものである。また、一部の県級人民裁判所は相当多数の事件を受理していることから、必要に応じて、県級人民裁判所にも専門法廷を置くことができるとされた（45 条 1 項）。

新法を制定する過程では、一部の省級人民裁判所はあまり多数の事件を受理していないことから、必ずしもすべての専門法廷を置く必要はなく、必要に応じて置くこととしてはどうかという案も検討されたが、最終的には盛り込まれなかった。

(3) 裁判官の選任手続

高級人民裁判所の設立に伴い、裁判官の等級も初級裁判官、中級裁判官、高級裁判官、最高人民裁判所裁判官の四段階に改められた（66 条 1 項）。そして、県級人民裁判所には初級及び中級裁判官を（同条 5 項）、省級人民裁判所には初級、中級及び高級裁判官を（同条 4 項）、高級人民裁判所には高級裁判官を（同条 3 項）、最高人民裁判所には最高人民裁判所裁判官を置くこととし（同条 2 項）、異なる審級の裁判所間での人事の流動性を図っている。

それぞれの裁判官に任命されるための要件は、概ね変わっていないが、原則として必要な経験年数が、初級裁判官については 5 年の実務経験（68 条 1 項）、中級裁判官については 5 年の初級裁判官の経験又は 13 年の実務経験（同条 2 項）、高級裁判官については 5 年の中級裁判官の経験又は 18 年の実務経験（同条 4 項）、

最高人民裁判所裁判官については5年間の高級裁判官の経験と延長された（69条1項）。また、初級ないし高級裁判官については、それぞれ選抜又は昇級試験に合格することが新たに要件とされた（68条1項c, 2項c, 3項c, 4項c, 5項c）。この試験は、最高人民裁判所長官を委員長とする初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会により実施される（73条）。

下級裁判所の裁判官の任命手続については、これまで各省ごとに省級人民裁判所裁判官・県級人民裁判所裁判官選任評議会が置かれていたが、これらが中央に集約され、新たに国家裁判官選抜・監察評議会が設けられた（70条）。この評議会は、最高人民裁判所長官、同副長官のうち1名、中央軍事裁判所長官（最高人民裁判所副長官が兼務）、各高級人民裁判所長官のほか、ベトナム祖国戦線中央委員会、国家主席事務局、司法省、国防省及びベトナム法律家協会中央執行委員会の代表者各1名により構成されるから（同条1項）、高級人民裁判所が3か所に設立されるとすると、11名のうち過半数の6名を裁判官が占めることになる。この評議会の意見を踏まえて、最高人民裁判所長官が国家主席に対し裁判官への任命を求める（27条7項, 71条1項b）。評議会は、健康上の理由等による免任、非行による解職についても審査を行う（同条2項, 81条ないし83条）。

最高人民裁判所裁判官についても、上記評議会の意見を踏まえた長官の要請に基づき、国会が承認し、国家主席が任命することとされ（27条7項, 71条1項a, 72条）、最高人民裁判所裁判官・中央軍事裁判所裁判官選任評議会は廃止された。長官は従前どおり、国家主席の要請に基づき、国会が選任する（26条1項）。

裁判官の任期は、任命直後は従来どおり5年間とされたが、再任後は10年間に延長された（74条）。

県級人民裁判所、省級人民裁判所、高級人民裁判所の長官及び副長官への補職は最高人民裁判所長官が行い（27条8項, 35条1項, 36条1項, 42条1項, 43条1項, 47条1項, 48条1項）、最高人民裁判所副長官への補職は国家主席が行う（28条1項）。その他の裁判官については、複数の省・中央直轄都市にまたがる異動は最高人民裁判所長官が行い（78条2項）、同一の省・中央直轄都市内での異動は省級人民裁判所長官が行う（同条3項）。

(4) 裁判所書記官、審査官

これまで裁判所職員については規定がなかったが、新法では裁判所書記官及び審査官について規定が盛り込まれた（92条以下）。裁判所書記官は、書記官、主任書記官、高級書記官の三つの等級からなり（92条1項）、県級人民裁判所には書記官及び主任書記官が、その他の裁判所には書記官、主任書記官及び高級書記官が

置かれる（同条2項）。書記官は法学士以上の学位を有し、書記官の専門知識、技術について養成を受けていなければならない（同条1項）。

裁判所書記官を5年以上経験し、審査官の専門知識、技術について養成を受けた者から審査官が選任される（93条1項）。審査官は、法的効力を生じた裁判所の判決、決定に関する事件記録を審査することなどを任務とし、審査官、主任審査官、高級審査官の三つの等級からなる（同条1項、4項）。県級人民裁判所には審査官及び主任審査官が、その他の裁判所には審査官、主任審査官及び高級審査官が置かれる（同条2項）。

(5) 定員、予算

下級裁判所の裁判官の定員及び裁判所の総定員は、政府の意見を踏まえた最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が決定する（95条2項）。各裁判所への定員の割り振りは、最高人民裁判所長官が行う（同条4項a）。やや古い数字であるが、2013年6月30日現在の裁判官の定員は6,155名、総定員は1万5,237人（裁判官を除くと9,082人）である。我が国の裁判所職員定員法（2015年3月31日時点のもの）では、裁判官の定員が簡易裁判所判事も含めて3,735人、裁判官以外の職員の定員が2万1,990人であるから、職員の数に大きな差があるといえることができる。

裁判所の予算案は、政府が最高人民裁判所の同意を得た上で国会に提出する。政府と最高人民裁判所が合意することができないときは、最高人民裁判所長官は国会に対し建議をすることができる（96条1項）。

(6) 裁判所の権限等

裁判所の権限として、捜査、起訴、審理の過程における捜査官、検察官、弁護士の訴訟行為、決定の合法性について審査すること、捜査機関、捜査官、検察院、検察官、弁護士、被疑者、被告人及びその他の訴訟参加人が提出する証拠、資料の合法性について審査することが明記された（2条3項a, b）。

また、裁判所は審理における法令の統一的な適用を保障する任務を負い、最高人民裁判所裁判官評議会が、同評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表することとされた（同条8項、22条2項c）。

これまですべての審理に人民参審員の参加が必須であったところ、簡易手続により審理する場合には人民参審員の参加が必須ではなくなった（8条）。

3 新人民検察院組織法（文責：チーフアドバイザー，検事 松本剛）

新人民検察院組織法は，従来，人民検察院組織法と人民検察院の検察官令（国会常務委員会令）とに規定が分散していた人民検察院の権限，組織等に関する事項をまとめて規定した法律である（新人民検察院組織法の施行と同時に現行の人民検察院組織法及び人民検察院の検察官令は失効する。）。そのこともあって，条文数は従前に比べて大幅に増加したものの，人民裁判所の改組に対応した組織面での変更を除けば，実質的な変更はそれほど多くはない。したがって，今回の新法制定については，複数の法令を統合化しつつ，組織的，手続的な規定の充実・明確化が図られた点に主な意義があると評価できよう。以下，新法の内容を簡単に説明する。

(1) 人民検察院の構造，組織

新たに高級人民検察院が設置されることとなり，人民検察院の構造は，従来の最高-省級-県級の三階層から，最高-高級-省級-県級の四階層となった（40条）⁵。それぞれの任務，権限については，最高人民検察院が「公訴権を行使し，司法活動を検察して，法令の厳正かつ統一的な執行の確保に寄与する」こと，高級人民検察院が「高級人民裁判所の解決権限の範囲に属する各事件，事案につき，公訴権を行使し，司法活動を検察する」こと，そして省級及び県級人民検察院が「自己の管轄地域の範囲内において，公訴権を行使し，司法活動を検察する」こと（41条）とされている。また，これに伴い，検察官の等級も，最高人民検察院検察官，高級検察官，中級検察官，初級検察官の四等級に改められた。しかし，人民検察院の階層とそこに配置される検察官の等級は必ずしも一致するものではなく，例えば，省級人民検察院に高級検察官を配置することも，高級検察院に初級検察官を配置することも可能とされており，人事の柔軟性確保への配慮は十分になされているといえよう⁶。もっとも，これらの規定を踏まえた実際の人員配置がどうなるかは，現時点では不明である。最高人民検察院においては，最高人民検察院検察官の定員は19名以下とされているものの（93条1項），他の等級の検察官を含めた総定員や等級比率などは国会常務委員会が決定するものとされ（93条2項），同様に，その他の人民検察院に配属される検察官の具体的な定員や人数も，国会常務委員会が定める検察官の総定員や等級比率に基づき最高人民検察院長官が決定するものとされているためである（93条2項）。したがって，高級人民検察院の新設

⁵ これとは別に中央軍事検察院を頂点とする軍事検察院の系統（中央一軍区等一区域の三階層）が存在することには注意が必要である。

⁶ ただし，最高人民検察院検察官は，最高人民検察院にのみ配置可能である旨が明記されている（76条2項）。

に伴い、どれほどのボリュームの人員が最高人民検察院から吸い出され、あるいは省級人民検察院から吸い上げられるかについては、今後の動きを注意深く見守っていくほかない⁷。

県級を除く各級の検察院には、当該検察院の長官が主宰し、副長官や検察官らが委員となる検察委員会が設置され、検察院の重要事項についてはこの検察委員会で協議、決定する（43条2項、45条3項、47条3項）。すなわち、この検察委員会こそが各人民検察院の最高意思決定機関である。検察委員会における議決は多数決で決せられ、賛否同数の場合には長官が賛成した側の意見に従う。長官といえども多数意見を覆す権限はないが、高級検察院以下の下級検察院の検察委員会においては、長官の意見と多数意見が食い違う場合、その旨を上級の検察院に報告する権限を有する（43条3項、45条4項、47条4項）。

(2) 検察院の任務、権限

人民検察院は、①公訴権の行使と、②司法活動の検察を行うベトナム社会主義共和国の機関であると定義されている（2条1項）。現行法においてもこの二つの権限は認められていたが、新法においては、人民検察院あるいは検察官が、具体的にどのような状況において、どのような行為を行うことができ、その法的性質が何であるかがより明確かつ詳細に規定された。例えば、「刑事事件の捜査段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務、権限」（14条）、「刑事事件の審理段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務、権限」（18条）、「暫定留置、勾留を検察する際の人民検察院の任務、権限」（22条）というように、手続ごとに人民検察院がなし得る行為が列挙され、より詳細に規定された。また、従前から、特に捜査の初期段階における検察院の行為の法的性質がよく分からないとの批判があったことを受けてのことと思われるが、新法においては、公訴権の行使は「犯罪の告発、通報、立件の建議の解決の時から」行われること（3条1項）、司法活動の検察は「犯罪の告発、通報、立件の建議の受付及び解決の時から」行われること（4条1項）が明記されるなど、新法制定に当たり、人民検察院及び検察官の権限の明確化についてかなりの意が払われた形跡が見て取れる。

(3) 検察官の任命

検察官に任命されるための一般的基準は、①祖国及びベトナム社会主義共和国

⁷ ちなみに、現在の定員は、検察官が10,424人（最高人民検察院検察官170人、中級検察官4,039人、初級検察官6,215人）、捜査官が35人、その他の職員が5,401人とされている。実員数はもっと少なく、やや古いデータだが、2012年6月30日時点での検察官総数は7,722人（うち最高人民検察院検察官170人、中級検察官2,520人、初級検察官5,032人）であったとされている。

憲法に忠誠を尽くすベトナム公民であり、優れた道徳的資質を有し、清廉、忠実で、強固な政治力があり、社会主義的法制度を断固として擁護する精神を有すること（75条1項）、②法学士以上の学位を有すること（同条2項）、③検察業務について育成を受けたこと⁸（同条3項）、④一定の実務経験を有すること⁹（同条4項）、⑤任務を完遂することができる健康を有すること（同条5項）、⑥それぞれの地位に見合う能力を有すること（77条2項、78条1項b号c号、79条1項b号c号）とされている。以上の基準は従前と基本的に変わっていないが、初級検察官、中級検察官、高級検察官に任命されるためには、新たに、⑦各試験に合格すること（77条3項、78条1項d号、79条1項d号）という要件が課されることとなった。これらの試験は、新たに設立される最高人民検察院長官を議長とする「初級検察官、中級検察官、高級検察官選抜試験評議会」により実施されることとなる（87条2項a号）。

検察官の任命手続であるが、最高人民検察院長官は、国家主席の提案に基づき、国会が選任する（62条1項）。最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国家主席が任命する（64条1項）。高級人民検察院以下の下級の人民検察院の長官及び副長官は、最高人民検察院長官が任命する（65条1項、66条1項、67条1項）。また、最高人民検察院検察官は、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院長官を議長とする「最高人民検察院検察官選抜評議会」が候補者を選び、最高人民検察院長官が国家主席に上程し、国家主席が任命する（86条1項、同条2項a号）。その他の検察官は、上記の初級検察官、中級検察官、高級検察官選抜試験評議会が候補者を選び、最高人民検察院長官が任命する（87条1項、同条2項a号）。

最高人民検察院長官の任期は国会の任期に従う（62条1項）。最高人民検察院副長官並びに高級人民検察院以下の下級の人民検察院の長官及び副長官の任期は5年である（64条～68条）。また、一般に、検察官の最初の任期も5年であるが、再任命された場合及び進級した場合は10年間に延びる。

検察官は、定年退職や辞職等をした場合に当然に検察官の職を免任されるほか、健康上その他の理由で任務を完遂できないと認められる場合やその他非違行為があった場合にも、検察官の職を免任、解職されることがある（88条、89条）。

(4) 捜査官、検査官

人民検察院には、当然のことながら検察官の肩書を持たない職員も多数存在す

⁸ ハノイ検察大学におけるコース等に参加し、修了することを指す。

⁹ 初級検察官については4年以上の法令実務経験を有すること、その他の検察官については、一等級下の検察官として5年以上の経験を有すること。

る。新法では、最高人民検察院に捜査機関を設置する旨が明記され(42条1項c号)、それに伴い、捜査機関の長、次長、捜査官という職についても言及された(42条2項、58条1項c号d号)。また、検察官を補佐する司法職である検査官に係る規定も新たに置かれた(58条1項d号、90条)。これにより、まず検査官として人民検察院に就職して一定の実務経験を積み、ハノイ検察大学等において検察業務についての育成を受けた後、試験を受けて、初級検察官になるというキャリアパスが法律上想定されていることが明らかになったといえよう。

(5) 定員、予算

上記(1)でも軽く触れたが、人民検察院全体の総定員、検察官の人数等については、最高人民検察院長官の提案に基づき、政府の意見を得て、国会常務委員会が決定し(93条2項)、その枠内において、最高人民検察院長官が、個別の人民検察院の定員等を決める仕組みとされている(93条2項)。

また、人民検察院の予算については、最高人民検察院が予算案を作成して政府に提案し、政府が国会に上程して国会が決定するという手続が予定されているが、政府と最高人民検察院との間で意見が合致しないときは、最高人民検察院長官が直接国会に建議して検討、決定を仰ぐことも可能である(94条2項)。

4 新企業法(文責：長期専門家、弁護士 塚原正典)

新企業法は、有限責任会社(一人社員有限責任会社及び二人以上社員有限責任会社)、国営企業¹⁰、株式会社、合名会社及び私人企業¹¹からなる企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動等について規定しており、今年7月1日から施行予定である。現行法に比して、全部で41条が増えており、多くの改正がなされたが、紙幅の関係上、全てに言及することはできない。以下に主要な改正点を述べる。

(1) 企業自治拡大の観点からの改正

ア 企業の国家管理について

新法では、「政府は企業に関する国家管理を統一的に行う」(現行法第162条前段)ことの規定を含む、企業の国家管理に関する章(現行法第9章)が削除された。ただし、新投資法には、投資に関する国家管理の章(同法第6章)があり、同法の適用を受ける企業には同法における国家管理を受けることには留意すべきである。

イ 有限責任会社、株式会社の法定代表者¹²の人数

¹⁰ 一人有限責任会社の規定に従って管理される(88条1項)。

¹¹ 私人企業とは、一人の個人が自己の全財産をもって責任を負う企業である(183条)。

¹² 合名会社については、社員全員が法定代表者であることは(179条1項)、現行法と同じである。

現行法においては、有限責任会社、株式会社の法定代表者は1人に限ると理解されていたが、新法では、法定代表者は複数選任が可能となった（13条2項）。同項は、法定代表者の数、具体的任務権限は、企業の定款にて規定すると定めている。

ウ 株式会社の株主総会における取締役、監査役の選任方法

株式会社の株主総会における取締役会、監査役会の構成員選任決議は、定款に定めがない限り、累積投票方式により行われる（144条3項）と規定されているので、定款で定めれば、非累積投票方式を選択することができることになる。現行法では、この場合、累積投票方式によるとされ（現行法104条3項c号）、非累積投票方式選択の余地はなかった。

エ 企業印鑑の扱い

現行法下では、省級あるいは中央直轄市の公安局が発行権限付与、印影の登録、登録証明書の発行をする扱いであった（政府議定58/2001/ND-CPの8条、9条）。印鑑は一つであることが原則で、もう一つの印鑑を持つには、当初の印鑑発行権限付与等を行った公安局の書面による許可が必要とされ（現行法36条2項、政府議定58/2001/ND-CPの6条1項）、印鑑は企業の本店で保管しなければならないことも定められていた（現行法36条1項、政府議定58/2001/ND-CPの6条4項）。

これに対して、新法では、企業印鑑の形式、数量及び内容につき企業が決定し、事前に経営登記機関に通知する必要がある（44条1項、2項）。印鑑の管理、使用、及び保管は定款により定められる（44条3項）。事前登録の必要性は、現行法同様に法律上明記されておらず、かつ、私が聞いた限りの計画投資省担当者の説明によれば、現行法下と異なり、下位法規範文書でも規定される予定はないようである。

オ 機関設計の柔軟化

(ア) 一人有限責任会社の場合

現行法では、一人有限責任会社の機関は会長、社長、監査役であるが、委任代表者¹³が一人のときは、その者が会長になるとされていた（現行法67条3項4項）。

新法では、定款で①会長、社長又は総社長、監査役②社員総会、社長又は総社長及び監査役、いずれかを選択できることになった（78条1項、第25条1項e号）。また、定款で、社員総会、会長、社長又は総社長、監査役の権限、義務を法定のものから変更できる旨も定められている（第78条）。

¹³ 原文は người đại diện theo uỷ quyền。以下、同じ。

(イ) 株式会社の場合

現行法では、株主総会、取締役会、社長が株式会社の必要的機関とされるが、個人株主が 11 名以上、あるいは 50%以上の株式を保有する組織がある場合には、監査役会が必要的機関となるとされていた（現行法 95 条）。

これに対して、新法では、以下の二つから一つを選択することになった。①株主総会、取締役会、監査役会、社長又は総社長。ただし、株主数が 11 名未満であり、各株主が会社の株式総数の 50%未満を保有する組織の場合、監査役会は任意となる。②株主総会、取締役会、社長又は総社長。この場合、取締役の 20%以上が独立取締役¹⁴でなくてはならず、かつ、取締役会に直属する内部会計監査委員会がなくてはならない。

(ウ) 二人以上有限責任会社の場合、現行法の内容が新法に踏襲されている（55 条）。

(2) 企業の意思決定過程に関する改正

ア 定足数・決議要件

(ア) 一人有限責任会社の場合

現行法では、一人しかいない社員が一人又は複数人の委任代表者を選任しなくてはならず、委任代表者が複数のときは、それらが構成員¹⁵となる総会が開催される。その定足数は総会構成員（＝委任代表者）総数の 3 分の 2 である。総会決議が採択されるための要件（以下「決議要件」という。）は、普通決議が出席構成員の過半数、特別決議が出席構成員の 4 分の 3 である。

これに対して、新法では、一人しかいない社員が、3～7 人の者を社員総会構成員として任命するが（79 条 1 項）、その総会構成員総数の 3 分の 2 が定足数となること（79 条 5 項）、及び、決議要件は普通決議が出席構成員の過半数、特別決議が出席構成員の 4 分の 3 であること（79 条 6 項）、は現行法と同じである。

(イ) 二人以上有限責任会社の場合

現行法では、会議に出席する社員¹⁶の持分総額が定款資本の 75%以上で、定

¹⁴ 独立取締役の定義は、財務省通達 121/2012/TT-BTC で規定されている。

¹⁵ 原文は thành viên。一人有限責任会社の場合、この thành viên は、出資者、会社の単独所有である社員から任命された複数の委任代表者を指す。また、本稿では、一人有限責任会社の場合、Hội đồng thành viên は構成員総会と訳している。

¹⁶ 原文は thành viên。二人以上有限責任会社の場合、この thành viên は、出資者、会社の共同所有者である社員を指す。また、本稿では、二人以上有限責任会社の場合、Hội đồng thành viên は社員総会と訳している。

款の定める比率が、本来の社員総会の定足数である。この条件を満たすことができなかつた場合、会社は当初の社員総会予定日から15日以内に、2回目の社員総会を招集しなければならない、この場合の定足数は出席した社員の持分総額が定款資本の50%以上で、定款の定める比率である。この条件も満たせなかつた場合、会社は2回目の総会予定日から10日以内に3回目の社員総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（現行法51条）。決議要件は、普通決議は総会出席者の持分総額の65%以上、特別決議は総会出席者の持分総額の75%以上、書面による決議は定款資本の65%以上で、定款の定めた比率を満たすことが必要となる（現行法52条2項、3項）。

新法では、本来の定足数が10%下がり、会議に出席する社員の持分総額が定款資本の65%以上で、定款で定める比率となった。社員総会がこの定足数を満たさなかつた場合、2回目の社員総会の定足数については現行法と同じである。3回目の社員総会について会社は定款に定めることで独自の定足数を決定でき、特段の定めがない場合は現行法と同じになる。決議要件についても、会社は定款に規定することで独自に定め得るとされ、定款に特段の定めがない場合は現行法と同じになる（60条3項、5項）。

(ウ) 株式会社の場合

現行法では、本来の定足数は、議決権総数の65%である。この条件を満たすことができなかつた場合、会社は当初の株主総会予定日から30日以内に、2回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数は議決権総数の50%である。この条件も満たせなかつた場合、会社は2回目の総会予定日から30日以内に3回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（現行法102条）。決議要件は、普通決議が総会出席者の総議決権の65%以上、特別決議は総会出席者の総議決権の75%以上、書面による決議は議決権総数の65%以上で、定款の定めた比率を満たすことが必要となる（現行法104条3項、5項）。

新法では、定足数が下げられた。具体的には、本来の定足数が議決権総数の51%又は定款で定める割合となり、当初の株主総会が成立しなかつた場合にその日から30日以内に招集される2回目の株主総会の定足数は議決権総数の33%又は定款で定める割合である。この条件も満たせなかつた場合で定款に定めがなければ、会社はその株主総会予定日から20日以内に3回目の株主総会を招集しなければならない、この場合の定足数はなく、常に成立することになる（141条）。決議要件も、現行法に比して下げられている。つまり、普通決議が総会出席者

の総議決権の 51%以上、特別決議は総会出席者の総議決権の 65%以上、書面による決議は議決権総数の 51%以上で、定款の定めた比率となった（144 条）。

イ 少数社員、少数株主保護の強化

（ア）二人以上有限責任会社の場合

現行法では、少数社員権として、①定款資本の 25%以上（ただし、定款でより低い持分比率に引き下げ可能）を保有する一人又は複数の社員、②定款資本の 75%以上を保有する社員がいる場合で、かつ、定款で 25%よりも低い持分比率を定めない場合の、その社員以外の社員は、社員総会招集権を有することが定められていた（現行法 41 条 2 項、3 項）。

新法では、少数社員権が強化された。すなわち、①定款資本の 10%以上（ただし、定款でより低い持分比率に引き下げ可能である。）を保有する一人又は複数の社員、②定款資本の 90%以上を保有する社員がいる場合で、かつ、定款で 10%よりも低い持分比率を定めない場合の、その社員以外の社員は、社員総会招集権に加えて、記録の検査等、会計帳簿等の監視、社員名簿、社員総会議事録等の検査、謄写等、社員総会取消訴訟の提起が認められている。さらに、すべての社員は、会社の会長、社長等の管理者に対して、一定の場合に社員代表訴訟を提起できることも明記している（72 条）。

（イ）株式会社の場合

現行法では、少数株主権として、6 か月以上継続して普通株式の 10%を超える株式あるいは定款で定めるそれより小さな割合の株式を有する一人又は複数の株主は、取締役会・監査役会への人事の推薦、財務報告書・監査役会報告書の閲覧謄写、株主総会招集請求、監査役会への検査要求が認められていた（現行法 79 条 2 項、3 項）。

新法では、少数株主権行使の要件としての持株比率が、10%以上あるいは定款で定めるそれより小さな割合となった（114 条 2 項）。さらに、6 か月以上継続して普通株式の 1%を超える株式を有する一人又は複数の株主は、取締役、社長又は総社長に対して株主代表訴訟を提起することが認められた（161 条）。

（3）設立に関する登録証明書に関する改正

現行法では、会社設立には、営業登録証明書を取得する必要があり、会社は営業登録証明書¹⁷記載の業務内容の範囲内でのみ、会社は事業を営むものとされた（現

¹⁷ 原文は Giấy chứng nhận đăng ký kinh doanh である。đăng ký は文脈によって「登録」あるいは「登記」と訳されるが、ここではベトナム六法収録の現行企業法仮訳文に従って、登録と訳している。以下同じ。

行法 25 条 5 項, 9 条 1 項)。また, 登録機関は申請書類受理日から 10 営業日以内に, 営業登録証明書を発行しなければならない (現行法 15 条 1 項)。

新法では, 会社設立には, 営業登録証明書に代わる企業登記証明書¹⁸ の発行が求められるが, 企業登記証明書には業務内容の記載は求められない (29 条)。これは, 現行法下と異なり, 企業が業務内容の変更をしても, 新たな証明書取得の手間を省けることを意味している。また, 企業登記証明書発行期間も短縮され, 登録機関は申請書類受理から 3 営業日以内に発行しなければならない (27 条 2 項)。この発行期間短縮をもって, 設立手続がより簡便になったとの評価が可能である¹⁹。

(4) 定款資本払込みに関する改正

ア 有限責任会社の場合

現行法下では, 下位法規範文書で, 有限責任会社の定款資本の払込みは, 企業登記証明書の発給を受けた日から 36 ヶ月以内になされなければならないと規定されている (二人以上有限責任会社につき, 政府議定 102/2010/ND-CP 第 18 条 1 項)。

新法では, 定款資本は, 企業証明書の発給を受けた日から 90 日以内に払込みがなされる必要があることが法律で明記されている (一人有限責任会社につき 74 条 2 項, 二人以上有限責任会社につき 48 条 2 項)。現行法に比して, 定款資本払込期限が大幅に短くなっており, 有限責任会社を設立しようとする投資家にとっては, 使い勝手の悪い規定になっている。

イ 株式会社の場合

現行法では, 営業登録証明書の発給を受けたら, 発起株主が発行可能株式総数の 20% の払込みを直ちに行い, それ以外は他の株主により 3 年以内に払込みが行われることになっている (現行法 84 条)。

新法では, 定款又は株式購入登録契約がより短い期間を定める場合を除き, 企業登録証明書の発給を受けた日から 90 日以内に払込みを行うことになった (112 条 1 項)。

(5) その他

新法では, 子会社による親会社株式の取得禁止, 同一の親会社を持つ子会社の

¹⁸ 原文は Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp である。ここでの đăng ký はベトナム六法収録の新企業法仮訳文に従って, 登記と訳している。以下同じ。

¹⁹ 企業関係者間では, 「現行法下の『10 営業日以内の営業登録証明書発行』も実際の運用上は守られておらず, 新法における『3 営業日以内の企業登記証明書発行』に現実味が感じられない」との意見もあるようである。

株式相互保有禁止が規定された（189条2項）。

それ以外に、国が定款資本の100%を保有する企業である国営企業に関する規定（第4章）、「共同体の利益のために社会、環境問題の解決を目指す」企業である社会企業の規定（10条）等も、現行法にはない新設のものである。

(6) まとめ

今回の変更点を見ると、自由な企業活動に資することが期待されるものが多いものの、定款資本の払込期間の短縮等、企業にとって負担を増やすものもあるように思われる。

もっとも、これまでのベトナムでは、議定等の下位法規範文書が発行されて初めて法律の意味内容が明確になることが少なくない。本稿作成時点では、まだ企業法の下位法規範文書は制定されておらず、今後制定される下位法規範文書にていかなる内容が規定されるか、注目していきたい。

5 新投資法（文責：塚原正典）

投資法は、ベトナム国内における投資活動、ベトナムから外国への投資活動を規律する法律である（1条）。新投資法成立にあたっての主幹官庁である計画投資省の説明によれば、今回の改正の趣旨は、「法律で禁止していない諸職業を自由に営む権利」を定めた新憲法²⁰ 33条に基づき、投資法が規制しない領域における自由な経済活動を認めることにあり、改正の目的は、投資営業の自由化促進、投資環境の透明性の強化、投資保護の強化、行政手続の簡素化等にあるとされる。改正された新法は本年7月1日から施行される予定であるが、その主要な改正点は以下のとおりである。

(1) 投資禁止分野、条件付投資分野の削減

現行法は、ベトナムの国防、治安に関わる分野、歴史、文化、道徳あるいは資源、環境等に損害を与える分野その他について投資を禁止しており（現行法30条）、それら投資禁止分野の数は、計画投資省の確認によれば、51分野である（政府議定108/2006/NĐ-CP等、多くの下位法規範文書にて規定されている。）。また、投資を実施するための諸条件を満たすことが求められる条件付投資分野（現行法29条）の数は、計画投資省の確認によれば、386分野である（政府議定108/2006/NĐ-CP等、多くの下位法規範文書にて規定されている。）。

これに対して、新法では、両分野に該当する具体的分野が法律そのもので規定されており、その数は投資禁止分野が別表1記載の麻薬物質、別表2記載の化学物質、

²⁰ 2013年11月28日に成立し、2014年1月1日に施行されている。

別表3記載の希少野生動物に関連する事業等の6分野、条件付投資分野が別表4記載の267分野となっている。

このように両分野の数が減ったことが投資活動の活発化に直結することは、当然に期待される場所であるが、両分野の事後的な修正・補充があり得ることは新法そのものが認めている(8条)。もともと、本法で規定しない分野の自由な経済活動を認めるという新法の趣旨に基づき、下位法規範文書でなく法律で両分野を規定したことで、下位法規範文書による無限定な両分野の事後的追加²¹がなくなることを期待したい。

さらには、法律それ自体でなく数多くの下位法規範で両分野に言及している現行法と異なり、新法では法律それ自体の条文及び別表に両分野が具体的に規定されていることは、両分野該当性有無の確認容易性を格段に向上させている。

(2) 投資優遇分野の拡大

現行法も新法も、一定の分野を投資優遇分野として定め、優遇措置を与えることでその分野への活発な投資を誘導しようとしている。

新法では、現行法に比して投資優遇分野を拡大しており、具体的には、①環境保護に関するものとして、クリーンエネルギー、再生エネルギー、省エネルギー製品の生産、②廃棄物処理に関して、廃棄物の収集、処理、リサイクル、再利用、③社会的弱者保護に関するものとして、枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター、高齢者・障害者・孤児等の養護センター、④金融に関するものとして、人民信用基金、マイクロファイナンス機関等が現行法規定の分野に追加されている。

(3) 投資優遇についての法令、政策変更の場合の保障措置の変更

現行法では、法律、政策変更により、①新たな優遇措置が従来の優遇措置より有利になった場合には投資家は新たな優遇措置を受けられる(現行法11条1項)が、②新たな優遇措置が従来の優遇措置よりも不利になった場合は、投資家は、従来の優遇措置を引き続き受ける、課税所得から損害を控除する、プロジェクト目標を変更する、必要な場合には賠償を受ける、という措置の一つ又は複数を取ることができると規定されていた(現行法11条2項)。

新法では、①新たな優遇措置が従来の優遇措置より有利になった場合には、現行法と同様に、投資家は新たな優遇措置を受けられる(13条1項)が、②新たな優遇措置が従来の優遇措置よりも不利になった場合は、法令の変更が国防、国家治安、

²¹ 少なくともこれまでのベトナムでは、下位法規範が法律をオーバーライドしている例が見られる。

社会道徳，市民の健康，環境保護等を理由とする場合を除き，従来の優遇措置を受けるとされた。そして，法令の変更が国防，国家治安，社会道徳，市民の健康，環境保護等を理由とする場合は，法令変更から3年以内に書面で請求することで，課税所得から損害を控除する，プロジェクト目標を変更する，投資家の損害回復への支援，という措置の一つ又は複数を受けることになる（11条3項，4項）。

現行法に比して，新法では，新たな優遇措置が従来の優遇措置を下回る場合に，従来の優遇措置を受けられることが最優先の原則であることが明記されたという点においては，現行法よりも投資家保護が進んだ，との評価も可能であろう。

(4) 外国投資家向け規制の適用範囲の明確化

現行法では，外国投資家が出資した会社のいかなる部分までが，外国投資家向け規制の対象になるかが，不明確であった。

新法では，外国投資家に対する規制対象は，①外国投資家が定款資本の51%以上を保有する経済組織，又は合名社員の過半数が個人の外国人という合名会社である経済組織，②この①に該当する経済組織が定款資本の51%以上を保有する経済組織，③外国投資家及びこの①に該当する経済組織が定款資本の51%以上を保有する経済組織であり（23条1項），これ以外は，内国投資家向け規制の対象になることが明記された（23条2項）。

(5) 外国法適用の余地拡大

現行法では，①ベトナム法に規定がない，②当事者間の合意がある，③ベトナムの法律の基本原則に反しないという条件を満たす場合に，外国法が適用されると規定する（現行法5条4項）。

これに対して，新法では，①当事者の少なくとも一方が，外国投資家又は外国投資家に対する規制が適用される経済組織である，②当事者間の合意，③ベトナムの法令の規定に反しないという条件を満たす場合に外国法の適用が認められるようになった。日本企業を含めた外国投資家にとっては，ベトナム法に規定がある場合でも外国法の選択が可能になったという意味で，外国法適用の余地が拡大している。

(6) 投資登録証明書

現行法では，条件付投資分野に該当しない分野に150億ベトナムドン未満の投資を行うベトナム投資家を除いて，投資家が投資活動を開始するためには投資証明書の発行を受けることが必要であった（現行法45条から47条）。そして，外国投資家がこの投資証明書の発行を受けることは，同時に現行企業法上，設立に必要なとされる営業登録証明書を兼ねることになっていた（現行法50条1項）。

しかしながら、新法では、外国投資家の投資プロジェクト、同法 23 条 1 項が規定するプロジェクトには、投資証明書に代わる投資登録証明書が必要とされた（36 条 1 項）。加えて新法には、投資登録証明書が、企業法に規定のある営業登録証明書に代わる企業登記証明書を兼ねる旨の規定がない。

ゆえに、外国投資家はベトナムで投資活動を行うために企業設立する場合、まず投資証明書を取得し、企業設立後に企業登記証明書を取得する必要があることになった。

このように、二重の証明書取得が海外投資家の企業設立に求められるようになったことは、ベトナムへの外資進出の新たな障害になり得ると懸念する声も企業関係者間から聞こえてくる。なぜなら、それら証明書取得に要する時間が、法令上の規定はともかくとして、実際には不透明であるという現実があるためである。

(7) 企業買収手続の簡素化

現行法では、外国投資家が、直接投資として、投資活動を管理するための株式購入又は出資、企業の合併、買収を行う場合、投資証明書発行が求められた（現行法 46 条）。

これに対して新法では、経済組織への出資、株式、持分の購入の形式による投資には投資登録証明書の取得が不要となり（36 条 2 項 c 号）、企業買収の手続が簡便となった。

(8) その他、新法で新たに規定された制度

ア 投資登録証明書の回収手続の明確化

現行法下では、投資許可証が発行されてから 12 か月が経過しても投資家が正当な理由なく投資プロジェクトを実施しない、又は約束した進行予定に従って実施する能力がない場合に投資許可書が回収されるとされた（現行法 64 条 2 項）。この要件は明確とはいえず、そのために投資プロジェクト実施途中で投資許可証が回収される可能性もあり得たという。

これに対して新法では、投資プロジェクトが終了した際に、投資登録証明書が回収されることが明記された（41 条）。

イ 投資プロジェクト期間の延長期限の明確化

現行法では、投資家が、実施中のプロジェクトの期間を変更する余地がある旨の規定は存在した（現行法 51 条 1 項）が、期間延長が可能なのか、可能ならその延長期限はどれだけかについては明記されていなかった。

これに対して新法では、プロジェクト延長は 24 か月を超えてはならないことが明記された（46 条 2 項）。

ウ 投資プロジェクト実施の担保

新法では、投資家が国家から土地の交付、賃貸等を受けたプロジェクトを実施する場合、その担保として投資資本の1～3%の保証金を預託しなければならない旨の規定が新設された（42条）。

(9) まとめ

計画投資省は、新法のドラフト制定過程において、海外企業を含めた企業関係者からの意見聴取を行ったという。投資活動、企業活動が活発化することは、海外企業だけでなくベトナム国内にも裨益することであり、企業にとって使いやすい投資法を作成しようとした計画投資省の意気込みが感じられる。

もっとも、それにもかかわらず、投資登録証明書と企業登記証明書の2種類の証明が必要になったこと等、企業の投資活動の潜在的な阻害要因になり得ると解することができる改正も見られる。

本稿作成時点においては、新投資法についての下位法規範文書はまだ成立していないが、今後いかなる内容が規定されるか、投資活動の潜在的阻害要因を排除するものとなるかが気になるところである。

6 2014年改正後の民事判決執行法（文責：古庄順）

民事判決執行法については、法律の改正に先立ち2013年10月に民事判決執行法のいくつかの条項の細則を規定し、施行を案内する58号政府議定が125号政府議定により改正されており、改正内容の多くは58号政府議定の改正に沿ったものである。

(1) 判決執行条件の確認

改正前の2008年民事判決執行法では、申立人は判決執行債務者の判決執行条件（債務者が財産、収入を有すること）を自ら確認することができないときに限り、執行官に対し、確認を要請することができることとされていたが、現実的ではないという理由から、執行官は、判決の任意履行期限が満了したときは、債権者の要請がなくても判決執行条件を確認することとされた（44条1項）。また、判決執行条件が備わっていない場合、通常は半年以内、債務者が受刑中又は住居所不明のときは1年以内に再確認を行い、その後は新たな情報があるときに確認を行うこととされた（同条2項）。判決執行条件を欠く場合、債務者等に関する情報を判決執行に関するウェブサイト上で公表し、確認を行った地の社級人民委員会において公示する（44a条2項）。

判決執行債権者は、権利として自ら又は他人を通じて判決執行条件に関する情報を検証し、提供することができ（44条5項）、正確な情報を提供した場合、執行

費用の減免を受けることができる（同条7項）。

判決執行債務者の財産，口座に関する情報を把握し，管理している機関，組織，個人は，執行官から請求を受けた日から3営業日以内に，判決執行債権者又はその代理人から請求を受けた日から5営業日以内に情報を提供しなければならない（同条6項b, c）。

(2) 競売手続

差押物の再評価は，これまで手続を遅延させるために悪用されていたことを踏まえ，手続に違反がある場合を除き，1回に限り当事者が費用を予納したときのみ行うこととされた（99条1項b）。

競売財産の買受人が代金を全額納付した場合は，その後に執行の基礎となった判決，決定が変更され，取り消されたときでも，買受人は競売財産の所有権，使用权を取得することができ，その引渡しについて強制執行を行うことができる（103条2項）。

競売が奏功しなかった場合は減価をするところ，これまで回数に制限がなかったが，改正法では2回減価したが競売が奏功しなかった場合，債権者に対し代物弁済として競売財産を受領するよう求め，債権者が応じなかった場合に限り減価を行うこととされた（104条2項，3項。なお，125号政府議定による改正後の58号政府議定では3回減価をしたが競売が奏功しなかった場合とされていた。）。減価の結果，財産の価額が手続費用を下回るときは，財産は債務者に引き渡されるが，債務者は使用，管理をすることができるにとどまり，取引の対象にすることはできない（同条3項）。1回当たりの減価の幅はこれまでどおり最大10%という上限が維持された（同条5項）。

(3) 判決執行決定

改正作業では，判決執行に対する裁判所の関与を強めるため，判決執行決定の発出権限を民事判決執行機関から裁判所に移管することが検討されたが，各地の民事判決執行機関，裁判所等の反対により最終的には盛り込まれなかった。もっとも，民事判決執行における裁判所の任務，権限が大幅に拡充され，必要な場合は，民事判決執行機関に対し，判決執行の結果について報告を求める，民事判決執行機関から判決の監督審手続により再審査するよう建議を受けたときは90日以内に回答する，監督審により一部又は全部が取り消された判決について再審理する際は，既に執行済みの財産，債務の処理方法を明示することなどが新たに規定された（170条）。

以上

～ 国際協力の現場から ～

違うこと，同じこと

国際協力専門官

若 生 耕 介

大阪中之島合同庁舎

「まさか，ここで働くことになるとは……。」

国際協力部に配属されて，初めて登庁した時の率直な感想です。

国際協力部は大阪中之島合同庁舎の4階に位置していますが，実は，学生時代にも一度この建物を訪れたことがありました。公務員試験に合格後，官庁訪問をした学生時代のことです。大阪地方検察庁の採用面接がこの建物で行われたのですが，早々に「今後の活躍をお祈り」されてしまった私にとっては，嫌な思い出しかない建物です。

学生時代は「こんなところ，二度と来てやるもんか」と呪詛を吐き続けていたにも関わらず，その建物での勤務を命ぜられてしまい，人生は分からないものだなあと，国際協力部に配属されて1年が過ぎた今でもしみじみと感じています。

国際協力部に配属されて

国際協力部に初めて配属された国際協力専門官は，誌面で「そのような部署があるとは知りませんでした～」と書き連ねるのが定番ですが，同じ法務総合研究所の研修第三部から内部異動してきた私は，若干ではありますがその存在自体は承知していました。それでも，外から見るのと実際に中に入って業務を行うのとでは天と地ほどの違いがあり，当初は慣れない用語のオンパレードで，頭の中が「??？」でいっぱいになっていたのが思い出されます（今では，とりあえず分かったような顔をして，後からこっそり調べるようにしています。）。

国際協力部に配属されてからは，海外から日本にやってきた司法関係の専門家に対する研修・研究の運営事務を主に担当しており，昨年は「日韓パートナーシップ共同研究」，「インドネシア最高裁判所少額訴訟等研究」，「ミャンマー本邦研修」などの研修・研究運営に携わりました。

ところで，上記にもあるとおり，私は国際協力部に配属される以前は，法務総合研究所の一部門である研修第三部で2年間勤務していました。研修第三部は，法務省の職員のうち，法務局と入国管理局の職員を対象とした研修を実施する部署です。

研修員が日本人か外国人かという違いはあるものの、「研修の運営事務」という面では変わりはありません。そこで、研修部と国際協力部という二つの部署を経験した自身の経歴をいかして、両者を対比することで、国際協力部の業務の特徴を考えてみたいと思います。

ここが違う！「言葉の壁」

なんと言っても、使用する言語が違うというのが一番大きな違いでしょう。

研修前の相手国とのやり取りについては、語学堪能な教官が担当することが多いのですが、細かい事務的な連絡については国際協力専門官が直接行うこともあります。

相手方とのやり取りは英語を使用するのが通常ですが、日韓パートナーシップ共同研究などでは、翻訳ソフトや電子辞書を駆使して韓国語で相手方とやり取りすることもあり、メールを一通送るだけでも結構な時間が掛かってしまいます。

また、実際に研修が始まってからは通訳人が同行するのですが、やはり10人を越える海外研修員を1～2人の通訳人ではまかないきれないため、研修員と英語でやり取りをする機会はどうしてもでてきます。疑問文に対しても平叙文に対しても「Yes!」としか答えられない私にとっては、正に冷や汗を流す一瞬です（お陰様で、必要な連絡事項は前もって紙で渡す、細かいことについても説明書や図を準備するなど、入念に事前準備をする習慣ができました。）。

「日本語が通じるって、有り難いことだったんだなあ」と、研修第三部で勤務していたことが懐かしく思い返されます。

ここが違う！「文化の壁」

国内向けの研修では余り意識することはありませんが、海外研修員を相手にする際は、文化、特に宗教に関する文化の違いについて意識しなければならないことが多々あります。イスラム教など、パッと聞いただけで異なる文化圏であると想像がつくものだけではなく、日本で馴染みの深い仏教であっても、海外では敬虔な仏教徒が多く、4本足の動物は食べられないなど、食事面での禁忌などにも気を配る必要があります。

昨年のミャンマー本邦研修では、週末に研修員の鎌倉観光に同行したのですが、有名な鎌倉大仏を前に、靴を脱ぎ、地面にひざまずいてお祈りを始める研修員を目にすると、「異なる文化圏の人々と触れ合う、国際的な業務に携わっているのだなあ」と感慨深いものがありました。

ここが同じ！「異なる段取り」

続いて、外国人向けの研修と日本人向けの研修で似ているところを挙げていきたいと思います。

国際協力部で実施している外国人向けの研修では、相手方の国自体が複数あり、研修を実施する根拠であるプロジェクトの内容から全くの別物であることから、当然、研修実施に向けた段取りの組み方、運営方法も異なってきます。

他方、研修第三部が実施している法務省職員向けの研修であっても、その研修ごとに研修の目的、カリキュラムは異なり、研修の内容について相談する相手方も訟務局、民事局、人権擁護局又は入国管理局と多岐にわたることから、外国人向けの研修と同様に、段取りの組み方、運営方法は、やはり異なってきます。

「ほかの研修ではこうだったから」と、漫然と事務を行っている、思わぬところで失敗をしてしまうことがあります。なぜほかの研修と異なり、このような方法を採用しているのか、そこに至る経緯をしっかりと確認する必要があるというのは、国内外の研修を問わず同様です。

ここが同じ！「想定外の連続」

外国人向けの研修でも、日本人向けの研修でも、事前にしっかりと打合せを行い、スケジュールを組むことの大切さは変わりません。そして、実際に研修を運営するに当たり、想定外の事態が発生するところも、同じく全く変わりません。研修員が忘れ物をした、怪我をした、道に迷った……。次々と起こる想定外に対して、頭を悩ませながらも何とか対処すること、これは国内外の研修業務にとどまらず、仕事というものの全てに共通する大変さ、そして面白さかもしれません。

ここが同じ！「研修最終日」

研修実施に当たり、研修員が熱心に講義に耳を傾け、講師と活発に議論する姿は、外国人、日本人を問わず、変わるところはありません。研修員は、慣れない環境の中、少しでも新しい知見を得ようと、必死で研修に取り組んでいます。

研修最終日、カリキュラムを終えて満足げでありつつも、どこか名残惜しそうな顔をする研修員を見る度、いつも「自分は研修員の役に立てたのだろうか。もっと上手に研修を運営できたのではないか。」と自問してしまいます。

無事に研修の最終日を迎えることができたという安堵感、そして、一抹の寂しさを感じながら研修会場の後片付けをしているときの気持ちは、研修第三部にいた時から国際協力部に配属された現在まで、何も変わりません。

以上

～ネパール連邦民主共和国における大地震で被災された方々へ～

本年4月25日に発生した大規模地震及びその後続いた余震は、多くの尊い命を奪い、甚大な被害をもたらしました。

この地震により犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。

また、負傷された方々や住居を失った方々を始めとして、被災された全ての方々に
対し、謹んで御見舞い申し上げるとともに、一日も早い快復と復興を願っています。

当部としては、引き続き、ネパールの法整備分野において、最大限の協力をしていく所存です。

平成27（2015）年6月

法務省 法務総合研究所 国際協力部

－ 編 集 後 記 －

2015年4月25日（土）ネパール大地震が発生しました。

被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、復興に尽力されている皆様の安全と御活躍をお祈りいたします。

正直なところ、少年鑑別所・少年院で勤務している頃に地震発生 of 報を受けても身近なこととして感じることはできなかったかもしれません。しかしながら、国際協力専門官として3年目の勤務となった今、昨年 of 本邦研修で接した皆様の顔が浮かぶなど感じ方が変わってきております。

地震発生日は土曜日でしたが、現在は国際協力部を離れている先輩から「何か情報が入ったら教えてほしい。」と連絡を受けたほか、昨年まで国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）で勤務していた矯正職員の同期からも非常に心を痛めている旨のメッセージを受け取りました。

大きな災害などがあつた際、自分に何ができるのかと考えることもありますが、自分が今できることとして、目の前の仕事に一生懸命取り組もうと気持ちを新たにしております。

さて、本号の「巻頭言」は、大阪高等検察庁の尾崎検事長（初代当部長）に御寄稿いただきました。当冊子「ICD NEWS」の存在なども含め、改めて諸先輩方の御苦労があつて現在があるのだと感じているところです。

「特集」は、「第16回法整備支援連絡会」についてです。専門官の立場から見ると、会場の音響設備などもっと向上できれば望ましいと感じる面もありました。正直、創部当時からの機器類などは更新したいのですが、同時通訳・テレビ会議システム等とも連動しており予算面等からクリアが難しいことに頭を悩ませております。せめてできる限りのおもてなしの心を持って次回も努力したいと思っております。

最後になりましたが、関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 白井 涼